

615-1



1200501535736

東洋史講座

第九卷

第四期後編

新支那時代

松井 等著

東京 雄山閣版

昭和五年八月十日發行

Kodak Gray Scale

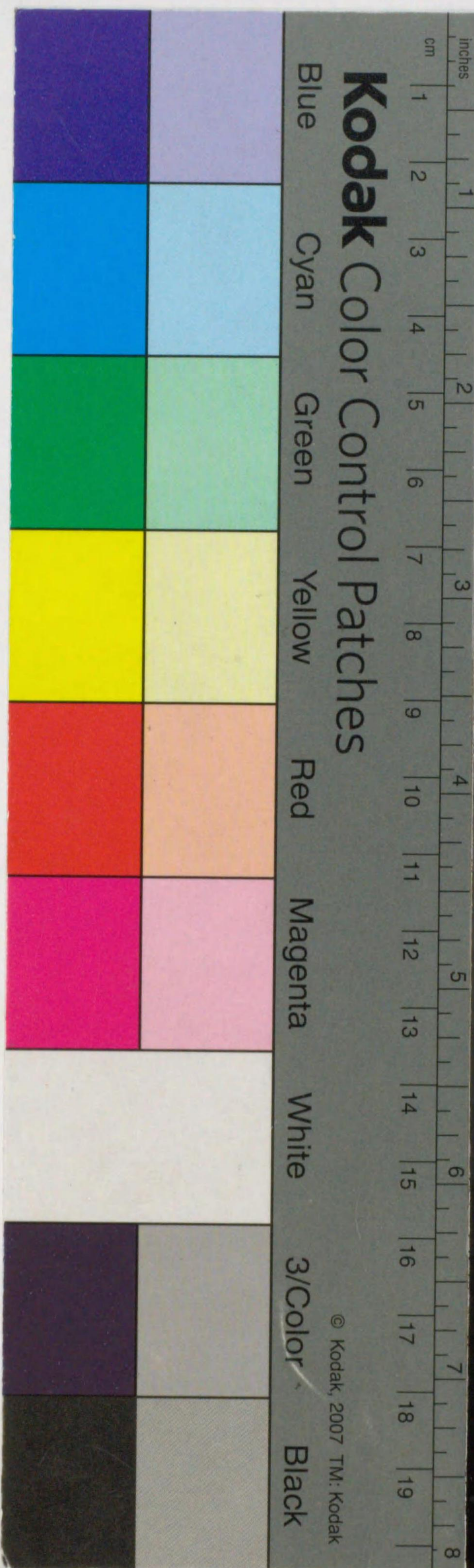
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



購求

購求

第四期後編新支那時代 松井等著

東洋史講座 第九卷

東京 雄山閣版

第四期後編新支那時代

松井等著

東洋史講座 第九卷

東京 雄山閣版

東洋史稿 第四期前編

第四期前編の續きとして、後編を新支那時代と名づけ、日清戦後の東亞政局から現代支那事情に至るまでを述べることにした。時代が新しくなるに従つて、考察の困難を加へ、叙述の不自由を感じるので、本編の内容も至つて疎漏であることを、我れながら氣恥かしく思つて居る。殊に中華民國となつてからの事は、種々の事情に支えられて、叙述の筆端がおのづから滯滞するのを免かれない。孫文の革命理論、支那新興資本階級の成長、滿洲に關する諸問題殊に鐵道問題、ソヴェート露國と外蒙古の關係、印度最近の國民運動等について十分の説明を試みることはできなかつたのを、深くみづから遺憾として居る。又、舊稿を仔細に改訂することができなかつた點もある。それらについては、深く讀者の諒恕を御願して置く。

はしがき

昭和五年六月

松井 等

東洋史講座第四期後編 (新支那時代)

目次

第十八章 壓迫されたる支那……………一九五

- 支那の變局……………一九五
- 租借地の占取……………一九六
- 勢力範圍の設定……………一九七
- 鐵道利權……………一九九
- 外債問題……………三〇六
- 戊戌政變……………三〇七

第十九章 北清事變前後……………三一三

- 義和團……………三一三
- 米國の支那門戶開放提議……………三一五
- 端郡王と北清事變……………三一七
- 北清事變の終局……………三二〇
- 滿洲問題と日英同盟……………三二二

目次

朝鮮問題と日露戦役……………三二六

第二十章 日露戦後の東洋……………三三〇

中心勢力としての日本……………三三〇

日英同盟の改訂……………三三一

日佛協約・日米覺書……………三三三

日露協約並に滿洲鐵道中立問題……………三三四

韓國保護條約及韓國併合……………三三七

戦後の日清關係……………三四〇

第二十一章 近代支那の革新運動……………三四六

北清事變後の革新氣運……………三四六

憲政準備……………三四七

責任内閣……………三五一

鐵道幹線國有令……………三五二

第二十二章 支那革命と支那共和國……………三五四

支那近代革命黨……………三五四

革命動亂と袁世凱……………三五六

南京臨時政府と孫文……………三五九

上海會議と袁・孫妥協……………三六〇

清帝退位……………三六一

臨時大總統袁世凱……………三六四

宋案及び第二革命……………三六五

大總統選舉並に北京統一政府……………三六八

第二十三章 帝制問題と第三革命……………三七二

袁世凱の帝制運動……………三七二

第三革命……………三七五

舊革命黨の動靜……………三七七

袁世凱の死去……………三七八

第二十四章 列強の對支活動……………三七九

序説……………三七九

蒙古問題……………三八〇

西藏問題……………三八二

鐵道利權……………三八六

單獨借款と國際借款……………三九二

第二十五章 日支交渉……………三九六

日支交渉と其の要目……………三九六
 山東省に關するもの……………三九七
 南滿洲・東蒙古に關するもの……………三九八
 漢治萍公司に關するもの……………四〇二
 支那領土保全に關するもの……………四〇三
 第五項(希望條件)……………四〇三
 日支交渉の結果……………四〇四

第二十六章 袁世凱歿後の支那政局

南北交渉……………四〇六
 南北決裂……………四〇九
 段内閣と寺内内閣……………四一二
 大總統徐世昌と上海和平會議……………四一六

第二十七章 支那思想變調

山東問題……………四一九
 支那思想の變調……………四二一
 儒教排斥……………四二三
 家族制度の破壊……………四二四
 婦人解放……………四二四

文學革命……………四二五
 思想變調批判……………四二七

第二十八章 民國九年より同十二年に至る支那政局

安徽系と徐樹錚……………四二九
 安徽系の没落……………四三一
 奉直兩系の衝突……………四三三
 大總統黎元洪……………四三六
 大總統曹錕……………四三七
 廣東に於ける孫文……………四四四
 裁兵及自治……………四四九
 四國新借款團成立……………四五一

第二十九章 華府會議と支那

會議の目的及び四國條約……………四五八
 ルート四原則……………四五九
 對支決議案……………四六〇
 九國條約……………四六三
 會議と日本……………四六四

第三十章 民國十三年以後の政局

第二奉直交戦……………四六八
 執政政府と段祺瑞……………四六九
 特別關稅會議……………四七二
 東南學兵並に奉國兩系の反目……………四七三
 執政政府瓦解と善後策……………四七七
 勞働爭議と五三〇事件……………四七九

第三十一章 近時の露支關係

學生運動と勞働爭議……………四八四
 露國の對支宣言と露支協定……………四八五
 露國と廣東の關係……………四八八
 露國と馮玉祥……………四九〇
 露國と外蒙古……………四九二
 露國と蒙古民族聯盟……………四九三
 露國と北滿洲並に東支鐵道……………四九五

第三十二章 革命行程の印度

英國直轄後の印度統治……………五〇〇
 印度國民運動の由來……………五〇四
 國民運動發生期……………五〇八

暴力反抗期……………五一一
 非協同運動期……………五一四
 合法運動期……………五一八

第三十三章 最近支那事情

一・國民革命軍の北伐……………五二一
 國民革命と孫文の三大政策……………五二一
 北伐と蔣介石……………五二四
 武漢政府と南京政府の對立……………五二九
 國共兩黨の分裂……………五三二
 聯俄政策の破綻……………五三五
 南京武漢兩政府の合體……………五三六
 北伐の完成……………五三八
 二・國民政府の施設……………五四〇
 國民黨治組織……………五四一
 國民政府の組織……………五四四
 財政經濟交通に關する計畫……………五五〇
 裁兵と蔣介石……………五五五
 第三次國民黨全國代表大會……………五六〇
 湖南事件と廣西派の失敗……………五六一

蔣・馮の衝突と反蔣氣運……………五六二

三・最近支那の國際關係……………五六六

英支關係……………五六六

關稅條約……………五六九

濟南事件と日支關係……………五七二

日支通商條約改訂……………五七四

滿洲政局……………五八二

露支關係と東支鐵道奪回事件……………五八六

滿洲に於ける日支の鐵道……………五九三

第四期後編 目次終り

東洋史講座

第四期後編 新支那時代

文學士 松井等著

第十八章 壓迫されたる支那

支那の變局 東亞の形勢の變化といふ點から考へると、日清戰爭は日本の強かつた事よりは清國の弱かつた事を曝露した所に重要な意義がこもつて居る。清國は誰れの目にも底力の強い大國として映つて居たのであるから、日本と戦つて然程脆く敗北するだらうとは思はれなかつた。それが意外にも清國の大敗に歸したといふのは、歐洲列強をして清國の實力脆弱な内幕を見透かさしむる未曾有の機會を提供したものである。

阿片戰爭以來、清國は歐洲勢力の壓迫を感じるに至つて、北方から肉薄する露國と南方から侵入す

る英佛とに對して政治上經濟上の利權を提供しなければならぬ境遇に置かれて來た。然かし、悠々たる大國の底力は、強ひて觸れなば恐る可き反撥の衝撃を招くかの如く想はれて列強も支那に對する利權の爭奪に深入りすることを控えて居たのである。日清戰爭に於ける清國の大敗を見て列強は最早遠慮の必要を認めず、相競つて支那に於ける利權の好餌を掴まんとし、こゝに重大な支那の變局を現出するに至つたのである。

租借地の占取 列強の目ざした利權の一ツは、支那に於ける租借地の占取である。その發端は獨逸の膠州灣占領であつた。

(一) 獨逸の膠州灣租借 獨逸は山東省に於て自國宣教師の殺されたのを理由として、明治三十年十一月、不意に山東省膠州灣に侵入して之れを占領した。翌三十一年三月の條約に由り、膠州灣は九十九年の期限附きで獨逸の租借地となつた。

(二) 露國の旅順口大連灣租借 明治三十年十二月、露國は不意に旅順口を占領し、翌三十一年三月の條約に由り、旅順口大連灣は、二十五年の期限附きで露國の租借地となつた。

(三) 英國の威海衛租借 英國は露國の旅大租借に對抗する必要上、明治三十一年七月の條約に由つて、山東省の威海衛を租借する事となり、其の期限は、露國が旅大に占據しつゝある限りとい

ふ事に定められた。

(四) 佛國の廣州灣租借 佛國は、佛領東京トシケンから南部支那へ發展する目的を以て廣東省の廣州灣を租借する事となつた。その條約は、明治三十一年四月に訂結され、翌三十二年十一月に再訂された。

獨逸が山東省に注目して先づ膠州灣を奪ふに至つたのは、夙に研究を遂げて、山東が經濟的利益に富める實況を確かめたからである。その地を租借したのは、三國干涉の報償を求める意味を含んで居たと考へられるが、膠州灣占領の一舉は、實に海賊的暴行に同じく、世人の視聽を聳てしめた行動である。日清戦後に於ける支那の變局は實に是の一舉に兆し、一波動いて千頃の水を鼓し、列強これより相争つて利權擄取の牙を磨くに至つたのである。

勢力範圍の設定 利權爭奪の他の一ツの手段は、勢力範圍の設定である。

(一) 佛國は、明治三十年四月、海南島不割讓條約を結び、明治三十二年四月には東京接壤地方不割讓條約を定めた。

不割讓といふのは、或る特定の地方を何れの國へも割讓しないといふ事を清國に承諾させるのであつて、その特定の地方といふのは、自國に取つて密接の利害關係を有する地方に外ならぬもの

である。換言すれば約束した不割讓地方は、即ち自國の勢力範圍となるのと同じの意味を含むのである。

(二) 英國は、明治三十一年二月、揚子江地方の不割讓を清國に承諾させた。英國はあからさまに不割讓條約を結ぶといふ手段を避けて、清國の方から不割讓の意味を滑かに英國へ通告させる方法を執つた。其の形式は如何にも婉曲であるが、實際は不割讓條約を結ぶのと異らないわけである。

(三) 我が日本は、明治三十一年四月、清國をして福建省不割讓の宣言を公にさせる方法を執つた。臺灣が我が領土となつた上は、其の對岸に在る福建省が或る外國の勢力地となる事は、我が國の利害、殊に國防上の利害に關すること著るしかるべきわけであるから、我が國としては福建省の不割讓を清國に承諾させる必要を認めたとのである。

以上が勢力範圍の設定であるが、何れも不割讓といふ形式で定められたのであつて、關係各國が露骨に其の地方を自分の勢力範圍として公言したのでは無い。然かし、支那の利權に關して列國の間に衝突が起つた際には右の勢力範圍といふ事が實際の問題として議論の種になつて來る。英國が揚子江地方を自分の勢力範圍であるを謂つて憚らないやうになつたのは、其の著るしき一例である。

鐵道利權 利權爭奪の中で、最も重要な意味を含むものは鐵道に關する利權であつた。この利權といふものに二種あつた。其の一は、或る外國が清國領土内に自國所有の鐵道を敷かうとするもの、他の一は、清國(政府又は地方自治團體或は私立會社)へ資金、技師、材料を供給して清國の爲めに敷設を引き受けるもの、といふ二種である。後者に在ては清國のために敷設するといふのではあるが、その鐵道の沿線地方はおのづから其の鐵道敷設を引き受けた或る外國の勢力地となる機會が多い筈である。先づ、外國所有のものから述べると

(一) 露國の東清鐵道(今、東支鐵道と呼んで居る)及び其の支線

明治二十九年九月、北京駐在露國公使カシニ(Cassini)と清朝の間に成立した密約の一條件として露國は北滿洲を横斷する鐵道を敷設する權利を得た。これはシベリヤ鐵道をウラジヤストクへ達せしむる爲めに必要なものであつた。露國政府は直接この問題に干與せず、先づ多數の佛國資本家を誘つて露清銀行を設け、清國の實業開發に必要な資金を貸し附ける爲めと號して居たが、是の銀行と清國政府(露清銀行の資本の一部を分擔した)とが協同して東清鐵道會社を建て、その會社の手で鐵道を敷くといふ形式を執つたのである。

こゝにカシニ密約について一言を附け添えて置かう。元來、密約であつて、初めにカシニと李鴻

章の間に打ち合はせがで、明治二十九年李鴻章が露國皇帝即位式に參列する爲め露國へ赴いた際、露都に於て更に議定書を作り、それが清朝の承認を経て、明治二十九年九月に成立したのである。その密約が上海發行の外字新聞に摘發されて世に公にさるゝに至つたが、其の密約の條件としては、(一)露國は東清鐵道を設くる事、(二)露國は清國の爲めに山海關から奉天を経て吉林に至る鐵道を敷く事あるべし、(三)露國は鐵道沿線に守備兵を置き、沿線の鑛山を採掘す、(四)露國は十五年間山東省膠州灣を借り受くる事(是れは後に獨逸の手に移つた)、(五)清國は旅順大連灣を他國へ割譲せざる事を露國に約束する事、等が含まれて居た。而して露國が東清鐵道を設ける事を清國に承諾させるに付ては、將來日本が清國を攻撃せんとする際露國は清國救援のため出兵を速にする必要があるといふ理由を説いて遂に清國を説き伏せたのであると謂はれて居る。東清鐵道敷設權を得て後、明治三十一年旅順大連灣租借條約が成立した際に、更に東清鐵道を旅順へ聯絡するための一線を作る利權をも獲るに至つた。この租借條約を結んだ露國側の當事者は公使パウロフ Pavlov であつた。

(二) 獨逸の山東鐵道

獨逸の占領した膠州灣と山東省首府濟南とを結びつける鐵道であつて、石炭・鐵等の鑛産地を通

過し、又黃河平原の物資を海外へ輸出するために有利な運搬路となるものである。この鐵道敷設權は明治三十一年三月の膠州灣租借條約の中に規定され、更に翌三十二年六月に至つて敷設に關する協約が成立した。それには沿線兩側九哩の間にある鑛山を採掘する權利も附け加へられてあつた。又條約の文面では、是の鐵道は獨支兩國の共同經營であつたが、實際は全く獨逸の資本に由つて作られ、獨逸の所有となつて了つたのである。この鐵道は明治三十七年に完成された。

(三) 佛國の雲南鐵道

明治三十一年四月、佛國は佛領東京(トシキン)の西北境から雲南省首府雲南までの鐵道を敷設する權利を獲たが、明治三十二年十一月廣州灣租借條約の中にも重ねて其の權利が掲げられた。その實施に於いての本契約は明治三十六年十月に成立し、後に明治四十三年に至つて開通した。この鐵道は、佛國資本を以て佛人所有のものとして作られたものである。

次に諸外國が清國の爲めに引き受けた鐵道があるが、其の主要なものを數へると次の如くである。

(一) 關外鐵道

關外鐵道は、山海關から東北へ滿洲の營口並に新民府へ通する計畫のものである。明治三十一年十月の契約に由つて、清國政府は、英國人の組織せる中英公司といふ會社から資金を借りる事と

なり、鐵道附屬財産を擔保とし、英人技師長が全般の事務を管理する事となつた。然るに是の方面の鐵道は、露國が注目して居た所であるから、英國の勢力がそこへ割り込んで來ようとするのを見て、露國は清國を脅かして英國との契約を破棄させようとし、英國は固く執つて譲らず、遂に英露の國交を危うせんとするまでに立ち至つたが、明治三十二年四月、英露の間に協商が成立して無事の解決を告げた。その協商に由つて、露國は揚子江地方に於ける英國の鐵道利權を侵害せず、英國は山海關以北に於ける露國の其れを侵害しないといふ約束ができたのであつて、問題の關外鐵道は全然清國の所有たることを明らかにし、清國は之れを或る外國へ質入れ又は讓與しないといふ事に決着したのである。そこで、關外線は英國からの資金に由つて工事を進め、明治三十七年には、北京・新民府間に列車を通ずるやうになつた。更に明治四十年に至つて、清國は日露戰役の際日本が奉天・新民府間に急造した狹軌鐵道を買ひ取つて、之れを改築し、北京から奉天に至る京奉鐵道を完成するに至つたのである。

(二) 津浦鐵道

獨逸の山東鐵道と濟南に於て丁字形に接觸する津浦鐵道は、天津から南へ揚子江北岸の浦口へ達するものである。明治三十二年五月、英獨共同してこの線を敷設するについての清國政府との協

定が成立したが、北清事變の爲めに實行を妨げられ、更に明治四十一年一月に至つて、正式の借款契約成立し、清國政府が英獨兩國から資金を借り入れて其の一線を敷設する事となつた。全線をば山東省の南境に在る嶧縣（エキ）附近に於て南北の二段に分ち、北段は獨逸の資金に由り、南段は英國の資金に由つて作る事となつた。兩段共に明治四十五年に開通した。

(三) 滬寧鐵道

浦口は揚子江の北岸に在り、その南の對岸に南京がある。南京から東へ上海へ通ずる一線が滬寧鐵道である。この鐵道は、英國から資金を借りて清國政府の所有として敷設する事となり、その豫備契約は明治三十一年五月に成立、本契約は明治三十六年六月に成立し、明治四十一年三月を以て開通した。

(四) 京漢鐵道

前の津浦線の西に當り、略ぼ之れと並行して中部支那の一大幹線たるべき一線が京漢鐵道である。初めは北京の南約十哩の蘆橋溝から南へ漢口に至る計畫であつたから蘆漢鐵道と呼ばれたのを、北清事變の際に、佛軍の手に由つて北京まで聯絡させられたので、京漢鐵道と改稱さるゝに至つたのである。又、初めには漢口に止まらず、遠く廣東への一線をも併せ作る計畫であつて、

明治二十九年支那資本家より成る會社が之れを敷設する爲めに組織されたのであるが、資金が意の如く集まらなかつたので、政府が外國資金を借りて敷設しようといふ事になつた。即ち是の大幹線は、清國が外國から強要されて敷設を承諾したのではなく、清國政府の方から企圖を立て、外國へ資金借入方を頼み込んだのである。

白耳義の一會社がその資金を貸し附けて、先づ京漢線の敷設を引き受ける事となつたが、是の會社は實は露佛兩國に操られて居たものであつて、京漢線完成の後には露國の勢力が北支那に蔓り來るべき筈のものであつた。英獨二國は之れを察して、清國政府に對して強硬の抗議を提出したが、政府は遂に右の會社と借款契約を結んで了つた。是れが明治三十一年六月の事である。英國が前述の津浦線と滬寧線とについての敷設權を強要して其れに成功したのは、全く京漢線問題に刺激され、之れに對抗する必要を感じたからである。

京漢線は、明治三十八年に開通したが、明治四十二年一月、清國政府は借款を償却して、この一線を全く自分の手に收めて了つた。

(五) 正太鐵道

京漢線西側の支線ともいふ可き正太鐵道は、直隸省正定府から西へ山西省太原府に至る一線である。その敷設の爲め、清國政府は、露清銀行から資金を借る事になり、豫備契約が明治三十一年五月成立、本契約は明治三十五年九月に調印された。この線の開通したのは明治四十年のことである。この鐵道敷設も、北支那に於ける露國の勢力擴張の企圖を洩らすものである。

(六) 粵漢鐵道

粵漢鐵道は、前述の京漢鐵道と相待つて支那本部を縦斷すべき一大幹線の南部を形づくるものであり、漢口の對岸、武昌から南へ廣東に至るものである。京漢線と同様に粵漢線も、或る外國から強要されて敷設しようとしたのでは無く、寧ろ外國の手に鐵道利權を占有されるのを防ぐ爲め自發的に敷設を思ひ立つたものである。それ故に清國自身の資金を以て之れを敷設する計畫を立て、株式を募集したが意の如く集まらなかつた。由つて不足金額を米國の一會社から借り入れる事として、明治三十一年四月その契約が成立した。明治三十三年に至つて、敷設の件を右の會社へ依託する事となつたが、工事遅々として進まず、加ふるに會社の内部に動搖を生じて來たので湖北湖南廣東三省の有志者等は盛に批難の叫びを揚げ、明治三十八年八月、遂に右の會社と手を切つて、右三省合同して、別に英國から資金を借り入れて敷設に着手する事となつた。其の中廣東省に屬する部分と湖南省に屬する部分とは民營となり、湖北省に屬する部分は官營といふ事に

なつて、それ／＼工事を進める事となつた。現今では、湖北省は武昌・岳州間、湖南部では長沙株州間、廣東部では廣東・韶州間が開通して全線の工事完成は前途なほ遠しと思はれる。

以上は明治三十二年までの間に諸外國が獲得した鐵道利権であつて、その實行については幾多の曲折を示して居るが、契約として成立して居たのである。外國所有のものと清國所有のものを併せて前掲諸鐵道の延長は約六千四百哩に達して居る。

支那で鐵道ができたのは、上海在住の英人が上海・吳淞間二十二哩を敷設したのに始まるのである。これは明治九年のことであつたが、地方の支那人たちが鐵道について忌むべき迷信を懷いて居たので、翌年、その線路が破壊される事となつた。明治十五年となつて、天津の東方で、唐山炭鑛から北塘に至る近距離の鐵道が設けられ、これが東西へ延長されて、明治二十七年には、山海關と天津の間に鐵道が通ずるやうになつた。この一線が日清戰爭の際に軍事上の用を爲したので、支那に於ても鐵道の必要を認める者が多くなり、戦後、鐵道計畫が擡頭して來たところへ、諸外國が眼を着けて、鐵道利権を争ふやうになつて來たのである。

外債問題 以上、租借地・勢力範圍・鐵道利権の三ツが日清戦後に於ける列強の對支壓迫の手段であつたが、尙ほそれに附け加へて外債の問題を考へなければならぬ。

清國から日本へ支拂ふべき償金を調へる爲めに、清國は外債を募る必要を感じた。その外債に應ずることは將來清國に對して何等かの干渉を加へ得る一手段となるものであるから、外債問題についても列強の競争が起つて來た。その際清國は露佛兩國から四億フランを借りる事となつたのを知つて英國は之れを默認せず、自分の方でも清國外債の一部を引き受ける事に成功した。それに併せて、英國は、清國税關の總監督權を從來通り英人の手に委任すべき事を清國に承認させたのである。英人が支那の税關を監督することは、一八六四年に始まり、初めは上海に行はれたのを、後に他の諸開港場をも凡て監督する事となつて來た。然るに、露國は清國外債に應ずる報酬として右の總監督權を手に入れようと企てた爲めに、英國は大に警戒を加へ、從來通り英人の手に其の權利を占有する手段を廻らし、清國をして之れを確認させる事となつたのである。

戊戌政變 清國の弱味に附け入つて列強の支那に對する露骨な壓迫が加はつて來たのを視て、廣東省南海縣の人康有爲は、政治革新國力恢復の必要を説いて遂に光緒帝を動かす、改革の企圖を執行したが、目的を果さずして失敗に歸した。これが戊戌政變である。これ光緒二十四年即ち我が明治三十一年の事であつて、戊戌の歲に當つて居た。

前の第十六章に述べた通り、光緒帝の代となつては、西洋文化が次第に支那の識者に了解され、西

洋の新知識を吸収しようとする希望が稍々弘まつて來た。日清戦後に至つて其の傾向が益々著るしくなり、戊戌政變と同年（一八九八年）には、嚴復の漢譯した天演論が公にされて西洋思想鼓吹の上に重要な一段階を作るに至つた。天演論は、英人ハックスレー Huxley の「進化と倫理」[Evolution and Ethics]と題する著書を抄譯したものであり、其の後、嚴復は西洋思想輸入の爲めに幾多の西洋書を漢譯して識者の注目を集めた。康有爲も亦西洋文化の長所を採つて革新の一助とすべきを唱へた一人である。

康有爲は、新學僞經考・孔子改制考・春秋董氏學等の著書に由つて學者としての一見地を立てた人である。日清戦後に於ける清國國情の甚だしく振はざるを慨き、我が明治二十九年、康有爲は北京に上ぼつて強學會を設け、同志を集めて革新自強の急務を唱へる事となつた。彼れの書いた強學會序といふ文章を見ると、露佛英日の諸強國が四方から中國を壓迫しつゝある今日に方つて吾等も發奮して國力恢復のために努力しなければならぬと叫んで居る。殊に獨逸の膠州灣占領の舉を憤り、數々上書して國政改革の必要を獻言したが、其の上書は途中で抑へられて永らく光緒帝の手もとに届かなかつたといはれて居る。彼れの意見は、日本の明治維新に則つて、舊弊を打破し世界の新知識を採り、以て國力恢復の策を立てよと謂ふのであつたが、強學會は思はしき發展を見ず、又當局者から睨まれて解散を命ぜられた。明治三十一年康有爲は北京に於て、更に保國會を起し大に同志を集めよう

としたが、これも甚だ振はずして、只當局者の嫌忌を招くばかりであつた。同志の中には、彼れの弟康廣仁も加はつて居たが、廣仁は、改革の時運未だ熟しないから熱狂しないやうにといふ事を兄に勸告したが容れられなかつた。

清朝の内部に於ても康有爲の説に耳を傾ける者は至つて少なく、御史楊深秀・侍讀學士徐致靖などは頻に康有爲を推獎したが、帝の師傅たる翁同和といふ老人は、初めには贊同したやうであるが、後には康有爲を信用しなくなつた。近頃、翁同和の日記が翁文恭公日記（四十冊）と題して出版されたが其の第三十七冊（戊戌の歳の日記）の中に、康有爲をば腹の底の判からぬ人だと謂つて帝の機嫌を損じた事が書いてある。然かし、當年二十八歳の光緒帝は、康有爲のことを聞き及んで大に心を動かし、光緒二十四年四月（明治三十一年六月）に至つて、康有爲及びその同志のものを特別に登庸することとなり、康氏の外に譚嗣同・楊銳・林旭・劉光第・梁啓超などが光緒帝を仰いで革新の企圖を廻らす事となつた。

光緒二十四年四月二十三日（明治三十一年六月十一日）、帝は國是を定むる詔を下だし、間もなく親しく康有爲を招いて新政決行の議を廻らす事となつた。翁同和が新政に反對し、楊深秀のために彈劾されて遂に免職となつた次第は、彼れの日記の中に見えて居る。國是の詔が發布されてから、後三ヶ

月餘の間に、政治經濟軍事の各方面に互つて、舊弊を改め西洋の文化を參酌するといふ趣意の詔が少くとも二十七通、その他の微細な件に至つたものを合せると六十通ほどの詔が發布された。その中に示された改革はあまり急激であつて到底實行できないやうなものが多く、若し直ぐ實行されたならば職を失ひ生活の不安を感じる者が多くなるわけで、結局、その新政は多方面の恨みを招くに過ぎないものであつた。

折角の頻々たる詔も、政府の當局者から無視されて了つた。政治の最高機關たる軍機大臣の中には剛毅・王文韶・裕祿のやうな保守主義に固まつた人々が控えて居り、その背後には光緒帝の畏れた西太后の眼が光つて居た。清朝野史大觀の中に引用された宦官寇連材の日記といふものに據ると、帝は幼少の頃から叔母の西太后に虐められ、いちらしい程西太后を畏れて居たとの事である。其の煙つた西太后の方では、黙つて新政の成り行きを眺めて居た。梁啓超の戊戌政變記に之れを説明して「西太后は新政が一般の恨みを招いて帝の人望が墮ちるのを待つて、最後の一撃を加へようと思つて居たのである」と謂つて居るのは、穿ら得た説である。

新政派に取つての最大の缺陷は、兵力の準備を缺いて居た事である。西太后の親任せる直隸總督榮祿は董福祥の甘軍(甘肅兵)・聶士成の武毅軍・袁世凱の新建軍などを握つて、是等の諸軍は北京天津附近に駐屯して居た。これに對して新政派が兵力の後援を有つて居なかつたのは、非常な弱點である。中途になつてから、新政派は袁世凱を説いて、或る大事を托しその兵力を借りて目的を達しようとした。袁世凱は日清戰役の失敗に於て、李鴻章が信望を失つた後に、轉じて榮祿に接近し、その配下に屬して、天津の南に近き小站に兵營を設けて洋式の軍隊を練つて居た。袁氏が光緒帝から托された一大事といふのは榮祿を殺させ西太后を幽閉しようとしたのであると謂はれて居る。當時の在支外字新聞に其の説が載つて居り、ブランド Bland バックハウス Backhouse 兩氏合著の西太后傳 (China under the Empress Dowager) にも同じ説を採つて居る。帝みづからは其れだけの決心が無かつたとしても、康有爲の同志の中には其の必要を痛感した者があつたと推測される。袁世凱が光緒帝を裏切つて、新政派の秘謀を榮祿へ密告したと言ひ傳へられて居るのも、恐らくは右の一大事若しくはそれに類した事を指すのであらう。

西太后が新政派に對して最後の一撃を下だすべき時機が到來した。光緒二十四年八月五日(明治三十一年九月二十一日)、西太后は、光緒帝の名に於て詔を下だし、自分が政治を預かる旨を布告し、光緒帝を北京宮城内の南海といふ池の中に在る瀛台といふ小島へ幽閉する事とした。康廣仁・楊深秀・楊

銳・林旭・譚嗣同・劉光第は捕へられて殺され、康有爲と梁啓超とは危く免かれて海外へ脱走した。康有爲は、その後なほも同志を集めて計畫する所あつたが、明治三十三年北清事變の際に、豫て康有爲と聯絡を結んだ唐才常が漢口方面に兵を擧げて革新運動の再興を企てた。これは事前に發覺し、唐才常の一黨は湖廣總督張之洞に捕へられて殺された。

西太后は、此の際、光緒帝の位を廢して了はうとも考へたが、内外の意向を憚つて之れを決行しかねたのである。明治三十二年の末に、西太后が端郡王の子溥儀を立て、皇太子とした時にも、廢位の風説が傳はつて、兩江總督劉坤一から反對の意見を寄せ來り、民間に於ても反對の意見が高まつたので、廢位の件は沙汰止みとなつた。

戊戌政變の結末がついてから後、新政に對する反動として守舊派が全盛を占め、革新嫌ひの風潮が一步を進めて西洋人に對する排外氣分を誘發するやうになつて來た。董福祥の率ゐた甘軍の兵は、殊に外人に對する迫害を試みた。在北京の各國公使から總理衙門へ抗議を提出して見ても、思はしき結果を得ず、總理衙門としても排外氣分の發動を抑えかね、北京は一般に不安の空氣に包まれて來た。明治三十二年になつて、山東省に於ける義和團の排外運動が兆し、その運動が蔓つて遂に北清事變を激成するに至つたのである。

第十九章 北清事變前後

義和團 義和團の名で知られて居る暴徒の一團は、拳匪とも呼ばれて居る。この一團は、嘗て清朝を惱ました白蓮教匪の一支であると謂はれて居るが、又は支那秘密結社の一種たる大刀會の別名であるとも謂はれて居る。彼等は義和拳と名づくる一種の拳法を習ひ、之れに熟する時は能く彈丸を避け刀劍を防ぎ得るものと信じて居た。拳法は宋代の頃から流行して來たといはれて居り、河南省の少林寺の僧張三峰はその術に秀でて居たと言ひ傳へられて居る。明代の名將戚繼光の著した紀効新書にも拳法の論が載せられて居る。拳法は一種の格闘術であり、それにも幾多の流派があつて、義和拳もその一派である。

義和拳を信仰する集團、即ち所謂拳匪は乾隆年間に一たび暴動を起して鎮められ、嘉慶年間から又もや勢を養つて山東省の西部に蔓つて居た。その拳法は、只術を練るばかりで無く、神がかりの法を行つて、洪鈞老祖・驪山聖母などと呼ばれた異様な神が人の身に憑くと其の人の武術が上達すると信ぜられたのである。彼等が後に北清事變を惹き起したのは、外人を嫌惡する排外思想に驅られた結果であるが、彼等が排外運動を敢てするに至つたのは、全く外國宣教師たちの暴慢なる態度を憤慨した

事に本づいて居る。永年支那に在住して税關總監督を勤めた英人ロバートハートの如きも、外國宣教師の不遜の態度が拳匪を怒らせたので、その點に於ては拳匪に同情して然る可き所であるを謂つて居るのは至當の見解である。彼等が外人排斥を試み初めにはキリスト教徒を悪くんで仇教滅洋を唱へ、後には扶清滅洋を叫ぶに至つた動機には、多少の愛國の意味が含まれて居たと考へられる。

彼等は、明治三十二年九月の頃、宣教師並にキリスト教信者に對する迫害を敢てし、山東巡撫毓賢は、拳匪を義民なりと認めて彼等を庇護する傾向が見えた。そこで山東地方について密接の利害を有する獨逸は清朝に嚴談して毓賢を免職させた。その後任として山東へ來たのが袁世凱であつて、袁氏の努力に由つて一ト先づ拳匪の暴動を鎮めることができた。驢背集(退廬居士著)といふ書物に據ること袁世凱は武力を用ひて討伐する程のもので無いと考へ、先づ拳匪の頭目を招き、巧に之れを煽て上げ、山東よりは寧ろ直隸方面へ轉進して國の爲めに手廣く活躍しろと言ひくるめ、うま／＼と之れを山東から逐ひ出したと謂ふことであるが、袁氏の策略として然もありさうに思はれる。

直隸方面へ進出した拳匪は、相變らず外人迫害の行動を止めなかつたので、明治三十三年一月、英佛、獨、米、伊の公使たちは總理衙門に抗議して、外人の安全に對する保證を要求したが、衙門から確答に接せず。三月更に要求を重ねたところ依然として要領を得ず、五月に至つて事態益々險惡とな

り拳匪は北京へ近く外人迫害の手を伸ばして來たのである。

米國の支那門戶開放提議 拳匪暴動の雲行きが次第に險しくなつて來たのを知るや知らずや、米國から列國に對して意味深重の提議を申し入れて來た。それが支那門戶開放の件であつた。

前の第十六章の中、バーリンゲームの使命の條下に述べた通り、從來米國の對支政策は、支那通商の發展を希望しつゝも、支那自身の經濟上の發達に干渉しないといふのを主義として居たのである。然るに、日清戰後、支那に於ける列國の利權爭奪が著るしくなつたのを視て、米國はいつまでも其れを傍觀する事ができなくなり、明治三十一年四月、粵漢鐵道の敷設を引き受ける事となつた。是れは武昌と廣東とを結び附けるものであつて、其れが完成すれば、前章に述べた京漢鐵道と相待つて、支那本部を縦斷すべき重要な一線となる筈のものである。(後に事情あつて、米國はこの敷設權を放棄して了つた)。

かくて米國は支那に於ける經濟上の利權に手を染める事となつたのであるが、他の諸國の利權競争が烈しくて、其のまゝに過ごして行くと、米國の獲得した利權も安定を缺くに至る恐れがあり、支那に對する米國の經濟的發展が阻害される患ひがあつた。米國としては之れに處する手段を講じなければならなかつた。殊に、米國が西班牙と戰つた結果、明治三十一年十月、フィリッピン群島を手に入れ

る事となつたので、支那との利害關係が從來よりも著しく密接となつて來た際であるから、尙ほ更ら支那に對する經濟利益保全の途を考へなければならなくなつた。その手段としては列國の止め度なき利權競争を止めさせて、或る一國が特別に有利なる條件を握るといふやうな事無く、各國平等の權限を守つて公平に通商を營み得るやうにするのが米國に取つて得策であり各國に取つても好都合であるかと考へられた。畢竟、支那の門戸を開放して、或る一國が他の國々に對して支那に於ける利權を閉鎖するが如き事なからしめ、機會均等主義に由つて公平の共榮に向つて進まうといふ趣旨であつた。

その趣旨に本づき、米國は、英、獨、澳、露、佛、日、伊の諸國に交渉を開き、下に述ぶる要旨の提議を申し入れ、明治三十二年六月から翌三十三年初に互つて、前掲諸國の賛同を得たのである。その提議の要旨は (一) 列國は清國の開港場に關して干渉せず、且つ各國がその勢力範圍又は租借地域内に於て既に得たる權利をば互に相侵さざる事、(二) 各國の勢力範圍内に於ける開港場に對しても、清國現行の關稅を適用する事、(三) 各國勢力範圍内の港灣に於ては、他國の船舶に對し、自國の船舶に對するよりも重き港稅を課せず、又鐵道に於ては他國の商人に對して自國の商人に對するよりも重き運賃を徵收せざる事、といふのであつた。

列國が之れに賛同した事は米國外交上の成功といふ可きものであり、列國としても、之れに賛同した以上は、其の實行に努力して、支那に於ける平穩の經濟發展を期待し得べき筈であつた。不幸にして、米國の提議は徒勞に歸し、明治三十三年五月頃から、拳匪の動亂が支那に對して利害の關係深き列國の戒心を招き、遂に北清事變となつて清國の前途に陰慘な暗影を投ずる事となつたのである。

端郡王と北清事變 各國公使の抗議を容れて、清朝が拳匪の暴動を抑壓する方法を實行したならば、所謂北清事變のやうな重大な動亂は起つて來なかつたに相違ない。然るに清朝は拳匪鎮壓に努力しなかつたのみならず、却つて拳匪の外人迫害を煽てるやうな方針を執つたが爲めに、拳匪は憚る所なく排外の氣焰を高めて來たのである。清朝の中に在つて拳匪を煽動した首謀者が端郡王である。

我が明治七年、清の同治帝が死んだ際、順序からいふと、帝の弟醇親王の子即ち端郡王が立つて帝となる可き筈であつたのを、西太后が自分の妹の夫たる醇親王の子を推して帝位に即かせた。是れが光緒帝である。されば端郡王は大に不満を懷き、西太后も郡王に對して氣まづき思ひを忍ばなければならなかつた。その中に、戊戌政變に由つて光緒帝が西太后に悪くまれ、西太后は端郡王の子を皇太子に立て、前の同治帝の位を繼がせるといふ事にして、光緒帝は正統の皇帝ではないかの如くに除け者にしようと思つたが、是れは端郡王の面目を立てる意味が含まれて居たと考へられる。それ以來端郡王は俄に元氣づいて、權勢を強める野心を懷き、西洋嫌ひな董福祥や拳匪の頭目たちと相親しんで、

外人を驅逐する陰謀を廻らし、外人驅逐の功に由つて思ふまゝに權勢を振つて見ようと考へたのである。

端郡王は直隸總督裕祿等を味方に入れて、拳匪と聯絡を結び、西太后も内心危ぶみながら已むを得ず之れを默許して居たので、拳匪の頭目曹福田などは宮中に招かれてその義舉を賞められるまでになり、遂に皇城護衛の名の下に拳匪は公然北京に乗り込む事となり、驢背集に據ると、莊親王が統率義和團大臣に任命されて北京城内の拳匪を指揮したといはれて居る。明治三十三年五月北京の西南に近き涑水縣に於て拳匪が教會堂を焼き、キリスト教徒を殺し、同月末頃には北京保定間の鐵道を壞し電信を斷つといふ騒ぎになつた頃には、清朝の内部にも外人保護の必要を説く者も少なくなかつたのであるが、間もなく端郡王一派の過激な方針が勝ちを占め、遂に北京の公使館を攻め滅ぼす爲めに官兵を拳匪に協同させるといふ事になつた。公使館攻圍については、榮祿・許景澄・袁昶などは其のあまり無謀なのに驚いて反對したのであるが、如何せん端郡王一派の意氣込み荒く、董福祥などは外人塵殺の快を夢みて兇猛の腕を振して居たのである。

驢背集といふ書物には、拳匪動亂の内情について尤もと思はれる消息を傳へて居るが、又別に景善日記といふものがある。景善は、端郡王兄弟に學問を授けたことのある人で、長らく清朝に仕へた滿

洲人であるが、其の人の日記が見出され、一九二四年、原文に英譯を添えて和蘭で出版された。その日記に據ると、端郡王の一派が反對者の多くの意見を排斥して、西太后を嚇かし、公使館攻圍の件を決定したのみならず、進んで列國を對手として戦を開くまでに猪突した内情が明らかにされて居る。その日記の中には、端郡王を評して、驕奢淫佚、大事を成す人にあらずと謂つて居る。

北京の形勢が悪化するので、各國公使は、五月末に太沽から水兵を招き、次で北京天津間の交通が遮斷され、北京に於て獨逸公使が董福祥の兵に殺害されるといふやうに、事態極めて險惡となり、六月下旬、清國は外人撃ち拂ひの布告を發し、北京公使館は重圍の中に陥つて了つた。

北京救援の爲め、列國合同して出兵する事となり、七月十四日、先づ天津を占領し、聯合の兵力約三萬を集めて八月十六日、遂に北京を陥れた。北京陥落の二日前、光緒帝及び西太后は脱走して山西省の太原府に去り、次で陝西省の西安府に逃れた。

北支那地方が動亂に惱まされたのみでなく、支那本部の他の地方も動搖を來たし、滿洲・蒙古方面にも外人迫害の波動が延びて行つた。然かし支那本部に於ては、湖廣總督張之洞・兩江總督劉坤一は手を盡して外人迫害の妄動を戒め、兩廣總督李鴻章・山東巡撫袁世凱も亦外人保護のために盡力した結果幸にして動亂の禍害は主として直隸省地方に限られ、支那全土をして禍亂に陥らしむるに至らな

つたのである。

北清事件の終局 事變の善後處分について、列國は利害を異にする所多く、明治三十三年十二月下旬から、清國の講和委員たる慶親王・李鴻章と列國公使の間に正式の談判が開かれてから、案外長時日を重ね、明治三十四年九月七日を以て講和の條約が調印された。日本、英國、佛國、獨逸、奧地利、洪牙利、露國、米國、伊國、和蘭、白耳義、西班牙の諸國が之れに關係したのである。その議定された條件の要領は次の如きものである。

(一) 清國から日獨兩國へ謝罪使を送り、且つ事變の關係者を處罰する事。

獨逸公使ケットレル Kettler と日本公使館の杉山書記生とが殺されたのに對する謝罪である。事變の關係者として罪重き者の中に、端郡王は永久禁錮に處せられ、莊親王は自殺を命ぜられ、董福祥は職を免せられる等を始めとして、死刑のもの官位剝奪のもの等多數の官吏が處罰を受けた。

(二) 清國は今後二年間兵器彈藥其他軍用材料の輸入を禁せられ、なほ必要と認められたる際にはこの禁止期限を二年づつ延長し得る事。

(三) 一九四〇年迄に償金四億五千萬兩(我が日本の六億一千七十萬圓に當る。それに年四分の利子

を附け加へたのであるから、元利合計約十四億圓に上ぼる筈である)を支拂ふ事。

(四) 各國公使館所在地に常備の護衛隊を備ふる事。

(五) 太沽砲臺及び北京以東海岸に至る間の砲臺を毀ち、列國の軍隊を以て北京以東海岸に至る間の地方を占領警備する事。

(六) 通商航海條約を改正する事。

以上諸條件の中で、煩はしい問題となつたのは償金の件であり、先づ列國間の分配額を定め、次に償金支拂の重要な財源として清國の輸入税を擔保に取る事にして、併せてその輸入税の計算法について便宜の方法を立てる事にしたのである。清國税關の輸入税は、一八四二年南京條約の翌年に英國と清國の間に協定された税率に據つて、久しく従價五分となつて居た。一八五八年英清天津條約に於て將來十年毎に税率を改正し得る事となつたが、實際は五分のままに行はれて來た。今、北清事變の處分を決する事となつた際、一八九七年(明治三十年)・一八九八年・一八九九年の三年間に於ける上海港の輸入商品の平均價格を算出し、今後それを基礎として五分税を課する事とした。即ち税率は依然従價五分であるが、便宜上従量五分の形を執る事になつたのである。この方法が明治三十五年十月三十一日から實施されて、近頃まで適用されて居た。そこで輸入品の物價の變動如何に係らず、右三年

間の平均價を以て各輸入品の定價として來たのであるから、其の後輸入品物價の騰貴を見るに至つても支那としては時價に對する五分税を徴收し得ず、見す／＼不利を忍ばなければならなくなつて居た。その不利を改めて税率改正を行はふといふ問題が、先年の華府會議に提出されたのである。

さて、北清事變も終局を告げ、明治三十五年一月、光緒帝及び西太后は北京に還幸する事となつたが、この事變から被つた清國の損害は、阿片戰爭以後外國から受けた壓迫の何れにも優して痛酷なものであつた。拳匪の動亂は、その動機に於て多少愛國の意味を含んでは居たが、遂に國民運動として發展するに至らず、却つて政治的野心家に利用されて清國のために一大禍害を招くべき妄動と化して了つた。而してこの事變は、露國の滿洲侵略計畫に取つて乘すべき機會を與へ、北清の煙塵漸く收まると共に滿洲の妖雲新に動き、遂に日露戰爭を誘發するに至つた。

滿洲問題と日英同盟 北清の排外運動が滿洲方面にも波及して、明治三十三年六月奉天に起つた外人迫害の暴動が廣く滿洲一般に影響して來た。ハルビンから旅順への露國鐵道工事が多大の損害を被り、露國人も到る所に迫害を受けるやうになつて來た。

露國は、滿洲に於ける自國の利益を恢復するといふのを理由として約十八萬の大兵を北滿洲へ侵入させ、在關東州駐屯軍と相應して、僅々二ヶ月半の間に滿洲の軍事的占領を完了した。これが十月上

旬のことである。

十一月中旬、旅順に於て、露國關東總督アレクセイエフ Alexeiev と奉天將軍增祺の間に密約が訂結されて、奉天省内に露國軍政を布き、清國の軍備を撤去するといふことになつた。これを聞いて日英、米、三國合同して清國へ警告を與へ、遂にこの密約を拒絶させたが翌三十四年二月、露都に於て外相ラムスドルフ Lamsdorff は駐露清國公使楊儒に對して更に一ツの密約を提出した。これは滿洲に於ける清國の軍事並に行政の實權を露國の手に收め、尙ほ鐵道、鑛山についての特權を占めようとしたもので、前の密約よりも規模の大きいものであつたから、日英兩國を始めとして米、獨、奧、伊の四國も相次で清國に警告を與へ、清國に於ても之れを重大と認めて胸を痛めた事情が光緒東華錄卷一五六の記事に見えて居る。その頃は、北清事變の講和進行中であつて、露國がひとり有利の特權を占めようとしたのは、列國の協調を害するものであつたから、露國の行動が列國から一様に批難されたのは當然である。殊に我が日本は、自衛の見地から露國に對して直接に抗議を提出し、遂に露國をして密約を撤回させる事ができた。

明治三十四年九月、講和條約成立し、次で列國は北京方面から撤兵する事となつて、事局平穩に復しつゝあつた際に、十月、在北京露國公使レッサル Lessar は李鴻章に對つて又もや密約を申し込ん

だ。十一月李鴻章が病死した爲めに、その密約運動も頓挫したが、レツサルは更に慶親王に對して同様の企てを試みて、その交渉を續けて居る中に、露國の對支政策の上に一大影響を被らしむべき事件が現はれて來た。それが日英同盟の訂結である。

露國の滿洲侵略計畫に對して、日英兩國は米國を伴つて清國に警告を與へて來た。滿洲問題起つてから、獨逸は英國と協商して支那の領土保全を唱へ、露國の野心を抑へるに努力するかの如く見えだが、滿洲は協商の問題外であると言ひ出して英國を失望させ、その後露國を親近する傾向が現はれて、露獨佛三國の交情日々に密なるに反して、英國は孤立の姿となり、亞細亞に於ける英國の政治上經濟上の地位が不安を感じて來た。由つて、日本と相結んで、亞細亞に於ける英國の利益を保全するのを得策なりと考へたのである。我が日本も、目下の東亞の形勢を顧みて、英國と相親しむのを有利なりと判斷して、英國の希望に應じて、同盟を結ぶ事となつたのである。但し、當時の我が政府關係者の中には、露國を敵とするのは將來の爲め得策でないから、寧ろ露國と親しむ方策を立てるが宜しいといふ意見を懷いた者があり、伊藤博文の如きは其の一人で、彼れが明治三十四年十一月、露都を訪問したのは、日露親善のために奔走しようとしたのである。然るに我が政府は親露方針を止めて親英政策を遂行することとなり、明治三十五年一月三十日、ロンドンに於て日英同盟協約が成立した。

この協約は、(一)清國、韓國の獨立を認め、この二國の領土保全を期する事、(二)清韓兩國に於ける利益を守るために、日英の一方が或る他の一國と戦を開いた場合には、他の一方の締約國は中立を守り、或る他の國が己れの同盟國に對して交戦に加はらんとするのを防ぐべき事、(三)右の場合に於て、若し或る一國又は數國が己れの同盟國に對して交戦に加はらんとする時は、他の一方の締約國は來つて援助を與へ共同して戦を交える事、(四)この協約は、調印後五ケ年間有効たるべき事、といふ要旨を含んだものであつて、明らかに夫れと指しては居ないが、東亞に於ける露國の侵勢を防止するのを目的としたものである。

日英同盟の成立は、露國の滿洲侵略計畫に對して意味深き刺激を與へ、露國も一と先づ讓歩の態度を執り、明治三十五年四月八日、清國と滿洲還附條約を結び、翌三十六年十月八日までに滿洲から撤兵すべき旨を公表した。然るに翌年に入つて、露國は撤兵を實行しないのみならず、又もや清國に迫つて、滿洲を露國の利益のためのみに使用し得る約束を結ばせようとした。この時も、日英兩國は米國と合同して露國へ抗議を提出し、清國も之れに力を得て右の約束を拒絶する事となつた。當時、米國は滿洲開放を主張して、露國の侵略計畫を防止するために日英兩國を支援し、明治三十六年十月八日、米國は、清國と滿洲の都市開放に關する條約を取り結んだ。この十月八日は露國撤兵の最終期限

であつたにも係らず、露國は却て増兵の様あり、且つ滿洲を超えて韓國にも侵略の手を伸ばして來たので、我が日本は、自衛上之れを黙視するに忍びず、遂に露國に對して重大な交渉を開く事に決したのである。問題が滿洲に限られて居る間は我が國としては忍容の餘地を存して居たが、韓國も問題の中に含まれて來るとなると、我國は自衛上非常の決心を以て露國に對抗しなければならなくなるのである。實際、日露戰役は、先づ滿洲問題に端緒を開いたが、いよゝ交戦避く可からざるに至らしめた直接の動機は韓國問題である。由つて前の第十六章に述べた朝鮮の形勢に引き續いて、茲に日露戰役前に於ける朝鮮事情を述べる事とする。

朝鮮問題と日露戰役 日清戰役の結果として我が日本の勢力が朝鮮に確立さるゝ筈であつたのが、三國干渉に伴なつて形勢一轉し、朝鮮に於ては却つて露國の勢力が蔓り來つた事情は、前の第十六章の後部に述べた通りである。

明治三十一年三月、露國は釜山港の入口に在る絶影島を借り受けて石炭貯藏所としようとした事件は、一時我が國の人心を騒がせたが、其の頃から露國の態度が少しく變つて來た。同年四月、東京に於て日露の協商が結ばれて、(一)兩國は朝鮮の完全なる獨立を認むること、(二)朝鮮の軍事教官及び財政顧問は兩國に由つて之れを決定する事、(三)露國は日韓兩國の商工業の發達を妨害しない事、と

いふ約束がまとまつて、幾ばくもなく露國は、從來朝鮮へ派遣した軍事教官・財政顧問を引き上げさせる事となつた。これは露國の讓歩と認むべきものであつて、當時露國は滿洲方面の活躍に忙はしく、又日英兩國を憚つて、暫く朝鮮に對する壓迫を緩める方針を執つたからであらう。そこで我が國も、朝鮮に於ける勢力を恢復し、同年九月には京城釜山間の鐵道敷設權を得、十一月には京城仁川間の鐵道を米國人から譲り受けるやうになつたのである。

然るに、明治三十二年の初め、パウロフが露國公使として北京から京城へ轉任して來てから、形勢又もや逆戻りしかけて來た。同年六月から十月にかけて、馬山浦に於ける土地買入れの件について日露の間に暗闘が起つた。馬山浦は、釜山の西に近き鎮海灣の奥に當る所で、灣口には巨濟島を控え、海軍の根據地として頗る有利の地點である。露國は、その土地を入れようとして目的を達しなかつたが、それを日本に利用させない爲めに、明治三十三年三月、韓廷に迫つて馬山浦・巨濟島を外國へ割譲しないといふ約束を立てさせ、馬山浦に露國の貯炭所・海軍病院を建てるといふ條件を附け加へた。この條約は密約であつたのが曝露されて、大に我が國論を騒がせたものである。露國は、ウラジラストックと旅順の聯絡を固める中繼ぎ所として馬山浦に注目し、これを日本海軍に對抗する戰略要點として利用しよう企てたのである。而して露國は遂にその計畫を實施する機會を失ひ、日露戰役

に際してこの地點は我が海軍に利用された。

かくの如く日清戦役後北清事變に至る間、朝鮮に於ける日露の關係は絶えず紛糾しつゝあつたのであるが、北清事變後に至つて、滿洲問題が延長して朝鮮問題となり、日露の關係は次第に險惡の度を加へて來た。その朝鮮問題の發端をなしたものは、露國の計畫せる鴨綠江森林會社の件である。

鴨綠江森林會社は、鴨綠江東の森林を開拓して材木業を營むといふ名義で、關東總督アレクセイエフ・樞密顧問官ベゾブラゾフ Bezobrazov の計畫に成つたものであるが、單に營利を目的としたのでは無く、その事業に托して朝鮮の西北部に露國の勢力を植ゑつけようとしたものである。明治三十六年四月、會社は鴨綠江口の東岸龍岩浦をば事業の基地として、こゝに兵を備へ、旅順との通信聯絡を結び、恣に森林伐採の計畫を立てるといふやうに全く朝鮮の主權を無視する行動を敢てした。この事業の誘導者はベゾブラゾフであつて、露國の宮中に勢力を張り、是の事業が日本を怒らせ露國に取つて益なき開戦を招くに至るであらうといふ反對説を拒斥して、横暴の行動を敢てするを憚らなかつたのである。露國側からいふと、日本との開戦を招くに至つた第一の責任者は、このベゾブラゾフであつた。元來、日本との開戦は、露國政府の一致した希望では無く、全くベゾブラゾフと之れに追従した關東總督アレクセイエフとの妄動に引きづられた結果である。

龍岩浦を根據とする鴨綠江森林會社の行動は、政治的軍事的色彩を帶び、龍岩浦と旅順と相策應して黃海の海上權を占めんとする傾向を示し、ひとり清國の主權を害し朝鮮の獨立を危うし、其の行動は實に我が日本の安寧を脅かすべき危險なる趨勢を現はして居た。我が國が自衛の急に迫られ、非常の決心を以て、滿韓問題の解決を遂ぐる爲露國に對して交渉を開くに至つたのは、理の當然である。

右の交渉の始末は、我が外務省から公表された日露交渉顛末に詳かである。明治三十六年八月十二日我が國から協商條件を露國へ提議したのに始まつて、明治三十七年二月六日國交斷絶に至るまでの間に、四回の交渉を重ねたが、露國は遂に我が國の提示條件を受け容れなかつた。其の交渉の第二回の露國からの對案には、朝鮮の中北緯三十九度以北の部分を中心地帯としようといふ條件を加へて來た。つまり朝鮮領土の約三分一を日本の利益範圍から削り去らうとするのである。これは我が國の應じ難き所であつたから、我が國は、最後の交渉に於て、滿韓交換の趣意に由り、滿洲を日本の利益範圍外とする代りに朝鮮を露國の利益範圍外とする條件を提示した。露國は、之れについて回答を示さず、ひたすら戰備を急ぎつゝあつたので、我が國も已むを得ず見切りをつけて、遂に國交を絶つて決したのである。二月八日我が艦隊は旅順口襲撃を決行し、十日我が宣戰布告が發せられ、其の前日、露國も宣戰を布告するに至つたのである。

第二十章 日露戦後の東洋

中心勢力としての日本 露國の敗北は、亞細亞人から觀れば歐洲の威望の衰退であり、亞細亞の地位の向上である。日本の勝利は、亞細亞民族の精神を刺激して歐洲人に對する態度を一變さすに至つた。印度人の中には、日本を指導者と仰いで英國の支配を脱しようとする希望を懷くものが少なくなかつた。東洋に於ける歐米人の發展が日本の勢力のために控制されるやうになるのは、勢の免かれざる所である。

日露戦役に於ける日本の勝利は、東洋の中心勢力としての日本の地位を固うしたものである。歐米列國は、日本の勢力を憚かつて、東洋に於ける政策を更新し、東洋に關しては先づ日本の意向を探り、暫く日本と調和して行くのが得策であると考えざるやうになつた。

是の戦勝に由つて、日本の國際的地位は、從來よりも遙に向上せられ、世界の日本として列國の注目を集めるやうになつたのである。戦後に至つて、我が國と歐米諸國の間に、東洋に關する幾多の協約や覺書やらが取り結ばれるやうになつたのも、我が戦勝に伴ふ必然の結果であつたと謂はなければならぬ。我が國と清韓兩國の關係にも注目すべき變化が起つて來た。左に先づ戦後に於ける我が國

と歐米諸國の關係の上に現はれた重要な事件を述べ、次に清韓兩國と我が國の關係のそれに論及する。

日英同盟の改訂 明治三十八年八月十二日、日英同盟の條件が改訂されて、所謂第二日英同盟が成立した。最初の日英同盟は、明治三十五年一月に成立したものであつて、露國をば日英共同の敵と認められたものである。第二同盟も其の本旨に於ては、やはり露國に備へたものである。然かし條件に於ては相異なる所がある。

(一) 先づ最初の同盟に於ては、極東の現状及び平和を維持するといふ條件を掲げてあつたが、第二のものに於ては、極東の外に印度を含ませた。

(二) 最初の同盟には、清韓兩國の獨立及び領土保全といふことを規定してあつたが、第二のものに於ては韓國を削除してある。これ日露戦後に於て、韓國に對する我が日本の地位に著るしき變化が起つたからであり、後節に説く所の戦後の日韓關係の條を參照されたい。

(三) 第二同盟に於ては、極東及び印度に於ける日英の領土保全並にその地方に於ける日英の特別利益を保護するといふ新條件が加はつた。

第二同盟は、依然露國を敵と見て成立したものであるが、其の後、日露の關係は次第に親善の傾向

を示し、更に英國も露國と和解して、亞細亞に於ける多年の反目を止め、明治四十年八月を以て英露協約が成立してから後は、もはや露國を敵視すべき根本の理由が消滅したわけである。由つて日英同盟も、更に改正を要する事となり、明治四十四年七月十三日を以て第三日英同盟が成立した。その條件として、極東及び印度に於ける平和を確保し、清國の獨立及び領土保全を維持することを約したの件は、第二同盟のものと同じであるが、更に新しく加へられた一ヶ條がある。その要領は、日英の一方が或る第三國と總括的仲裁條約を結んだ場合には、この第三國との交戦に關する義務をば、日英兩國の中の他の一方に負はしめないといふ條件である。例へば我が日本と米國とが開戦したとすると、其の際、英國が米國と總括的仲裁條約を結んで居た場合には、英國は日本を助けて米國と戦ふ義務を負はないといふ意味である。日露戦後に於て、日米の關係が頗る切迫しつゝある如く考へられた際に於て、英國が日米交戦に参加しない豫防策を講じて、右のやうな新條件を加へたのは老獪といふ可きである。而して我が日本は印度の保全に關して英國を助く可き義務を負はされたのであるから、第三日英同盟は極めて片務的なものであるとの批難を免れない。この同盟は、十年間効力を有するものゝ定められたから、大正十年まで有効なるべき筈であつた。世人の知る通り日英同盟は、華府會議に於て廢棄されて了つた。この事は、後の第二十八章に述べる。

日佛協約・日米覺書 英國に次で、我が日本と或る外交上の約束を結ぶ必要を感じたのは、米佛兩國である。佛國は久しく露國の同盟國であり、その同盟の範圍も、日露戦役の少しく前に、東洋方面へ擴張さるゝ事となつた。日露戦役の起るに先だち、佛國は戦役を豫防することに努めたが、遂に成功しなかつた。戦後に至つて、佛國は、佛領印度支那を日本に侵されはしまいかといふ懸念を懷くやうになつたので、將來日本との國交を温めて、佛領印度支那の保全を圖ることに苦心した結果、我が國に交渉して日佛協約を結ぶ事となつたのである。これが明治四十年六月のことであつた。その協約の要領は、先づ清國の獨立と領土保全とを尊重し、日佛兩國の勢力地に接近したる清國領土の平和を維持すべきことを互に約束したものである。その勢力地といふのは、佛國側に取つては即ち印度支那を指すのである。

日佛協約と同様の趣旨に本づいて明治四十一年十二月日米の間に覺書が交換された。これは、將來太平洋方面に於ける日米の誤解を避くるために、日米共同して太平洋方面の現状維持、清國の獨立と領土保全との尊重を約し、尙ほ支那に於ける商工業の發達に關し、支那に關係を有する列國の平等の權利を重んずべきことを約束したのである。米國は、東洋の事について日本と衝突する不利益を覺り、日米の融和を圖るため、主として經濟上の共榮を増進しようと思へたものである。その趣意は穩

當なものであつたが、之れを實行するについての米國の態度には不審の點が少なくなかつた。例へば、この覺書成立の少しく後に、米國が滿洲鐵道中立の提議を出して、日露兩國の感情を害した事がある。この件は、なほ後節に述べるが、太平洋方面の現状維持を約束してあるからには、米國としては、日本の感情を害し、日本の當然の勢力範圍に侵入して經濟上の發展を圖るやうなことを計畫するのは穩當で無い。

日露協約並に滿洲鐵道中立問題 日露の關係については注目すべき變化が起つて來た。元來、日露戰役は露國側からいふと國民的活動では無く、露國宮中に勢力を有する二三の野心家の企圖に出たものである。而して、戰役の結果は、露國の大敗に歸して、露國の極東經營は根本から覆へされて了つた。露國は一時はひどく失望したが、やがて極東經營の恢復を圖り、その間、或る程度まで日本と提携する必要を認めたのである。

戰後に於て、露國の識者間には、暫く日本と相結んで支那に對することの得策なるを感じて、日露親善を唱へる者が少なくなかつた。加ふるに、露國の同盟たる佛國が日佛協約を結ぶこととなつたので、露國も日本との親善を圖る必要に迫られ、明治四十年七月、第一日露協約が成立した。其の條件は簡単なものであつて、日露各々其の領土を保全して、支那との條約から生ずる一切の權利を相互に尊重すること、又日露は清國の領土保全並に商工業上の機會均等主義を承認して現状を維持するといふ趣旨であつた。

然るに、明治四十二年に至つて、日露共通の利害に關する問題が起つて、日露の親善を促進することとなつた。それが米國から提議された滿洲鐵道中立問題である。この問題の由來を考へるには、先づ米國の鐵道王と呼ばれたハリマン Hariman の世界一周交通路の計畫を述べなければならぬ。

ハリマンは世界一周の交通機關を作るために國際的大會社を起して、滿洲の鐵道を買收しようとした。ハリマンは、我が東京に來て、伊藤博文(樞密院議長)に面會して其の意見を述べたところ、伊藤博文はこれに賛成して、ハリマンとの間に一ツの覺書を作る事となつた。然るに、當時、清國へ派遣されて居た外務大臣小村壽太郎が北京から歸朝して右の件を聞き及び、我が南滿洲鐵道をハリマンへ賣り渡す事に反對したので、伊藤博文も暫く之れに従つて、ハリマンとの覺書を放棄することとなつた。

その間に、ハリマンは我が國を去つて佛國に赴き、人を介して露國に向つて滿洲の鐵道を買收するについての交渉を試みた。露國大藏大臣コロフツォフ Kolytsov は之れに賛成したが、之れを決行する前、一應滿洲に赴いて東清鐵道の現状を視察することとなつた。これを聞いた伊藤博文は、親しく

コフツォフに會見して、滿洲鐵道に關する件並に滿洲に於ける日露の將來の問題について意見を交換しようと思つて、急にハルビンへ出張する事となつた。然るにハルビンに到着するや、伊藤博文は韓人安重根に狙撃されて斃れて了つた(明治四十二年十月)。それより少しく前に、ハリマンも佛國に於て病死したが爲めに、滿洲鐵道買収の件はそのまゝ立ち消えとなつて了つたのである。

ハリマンの計畫は經濟上の問題として案出されたものであるが、それが消滅してから間もなく、あらためて政治上の問題として米國務卿ノックス Knox に由つて滿洲鐵道中立問題が提議されて來た。これは、明治四十二年十二月、ノックスから日英露獨佛の諸國に對して提議されたのである。その趣旨は、將來に於ける日露の衝突を豫防する爲めであるといふことであつたが、その提議と同時に米國は、滿洲に於て鐵道を敷設する契約を清國と結んだのである。これが所謂錦愛鐵道であつて、滿洲の西南部に在る錦州から、遙に黒龍江畔の愛琿に達するものであつた。米國は若し日露兩國が滿洲に於て所有する鐵道を中立とする事を承諾しない場合には、錦愛線を作つて日露の鐵道と競争するといふ意向をほめかしたのである。

日露兩國は、米國の提議に係る滿洲鐵道中立を承認せず、合同して明治四十三年一月を以て米國の提議を拒絶し、露國は清國に對して抗議を提出し、遂に錦愛線計畫を中止させて了つた。この滿洲鐵道中立問題が會々日露兩國を親近させる機會となり、明治四十三年七月を以て第二日露協約が成立するに至つたのである。この協約は只滿洲の現状維持を約束するのみならず、苟もこの現状を破壊せんとするものをば、日露共同の敵と看做すといふ意味を宣言したものである。

其の後、明治四十五年に至つて、桂太郎の露都訪問の件が世人の注目を惹いた。この訪問の目的については、我が國內に於ては何の記事も發表されなかつたが、英、獨、佛、澳、露諸國の新聞紙は、その目的についての報道を掲げ、日露の第三協約が成立したといふことを傳へて居た。その要點は、露國が北滿洲と外蒙古とに活躍する代りに、日本は南滿洲と東蒙古とに於て益々地歩を擴張するのであると謂はれて居た。然かし、この協約は遂に公表されず了り、又果して右様の協約が成立したのであるや否やも明らかに知られて居ない。

韓國保護條約及韓國併合 日露戰役の發端は滿洲問題であつたが、その眼目は韓國に於ける日露勢力の衝突であつた事は、開戦直前の日露交渉の始末に由つても之れを察することができる。従つて戦後に至つて、我が國が韓國に於ける優越の地位を占むるに至つた事も當然の結果であり、日露講和條約の中にも、その意味が明言されて居る。我が國としては、將來韓國の事に關して東洋の平和を紊されないやうにする爲めに適當なる處置を執る必要を感じ、明治三十八年十一月十七日を以て韓國保

護條約を結ぶことゝなつた。これに由つて、我が國は、韓國の外交事務を監督し、韓國は日本の媒介を経て第三國との交際を通ずるといふ事になつたのである。且つ日本から韓國へ統監を派遣して、外交監督に當らせることゝなつた。内政に關しては日本の干渉を受けないわけである。

然るに、韓國皇帝は、この條約に對して大に不満を懷き、明治三十九年一月から四月に互り、密に歐米列國へ訴へて日本の干渉を免かれる爲めの助力を乞ふた形迹があり、其の黒幕の中には、京城在住の米國宣教師ハルバート Hulbert といふ者が居た。ハルバートは書を著はして、韓國に對する日本の態度を惡しざまに誇張した人である。

明治四十年六月、和蘭に於て萬國平和會議が開かれ世界の大小四十餘國の委員が會合する事となつたが、その開會に先だちて、韓帝の密使と稱する三名の韓人が、米露二國の委員をたよつて會議へ列席する件を願ひ出でた。米露の委員を始めとして他の列強の委員も、韓國が日本の保護國である關係から、右三名の列席を拒み、密使の目的は全く失敗に歸した。この密使の派遣を勧めた張本人はハルバートであると謂はれて居る。

密使事件は我が國に於て輕々しく看過する事はできなかつた。明らかに保護條約を破つたものであるから、其の處分をつける爲めに、明治四十年七月、我が外務大臣林董は京城に赴き、韓國統監伊藤

博文と重大な打合はせをする事となつた。韓國總理大臣李完用も胸を痛めて、諸大臣と熟議の結果韓帝に讓位を勸むるに決し、林外相の入京前七月十六日の夜諸大臣を伴なつて參内の上、事理を説いて韓帝を諫め、結局二十日を以て讓位の件が實行され、皇太子李垆が之れに代る事となつた。

伊藤統監は、將來外交の事のみならず、韓國の内政をも監督する必要ありと考へて、明治四十年七月二十四日、日韓新協約を結ぶに至つた。これは韓國の内政にも干渉し得る條件を定めたものである。外交と内政とが我が國の監督を受くる事となつた以上は、實質に於て我が國の韓國併合が成就したと同様であり、この後は併合の機會と形式とを考へるだけに過ぎなかつたのである。然るに密使事件から三年後になつて伊藤博文(當時樞密院議長)はハルビンに於て韓人に斃され、韓國の日本に對する險惡の感情を曝露し、根本から不穩の傾向を一掃する必要に迫られて來た。即ち併合の機會は眼前に現はれたのである。

韓國に於ても、李容九の率ゐる一進會といふ政治團體は、日韓兩國を合併する必要を唱へるやうになつて來たので、併合の機運益々熟し、明治四十三年に至つて韓國統監寺内正毅の手に由つて併合が執行さるゝに至つたのである。韓國首相李完用は、早くも日本の内意を覺り、寺内統監と熟議を重ねた結果、明治四十三年八月二十九日を以て、韓國併合條約が公布さるゝに至つた。

顧るに、明治初期に征韓論が起つて以來、明治九年の江華條約、明治十五年・十七年の京城事變、明治二十七八年の日清戰役、明治三十七八年の日露戰役を経て明治四十三年の韓國併合に至るまで、約四十年の間、我が國は朝鮮問題について不斷の苦心と焦慮とを重ねて來た。蓋し、我が國の大陸發展の成否は韓國に於ける我が勢力の消長と極めて重大な關係を有するからである。幸に韓國併合に由つて、多年の懸案を解決し得たのであるが、併合の後、我が國が如何なる方針に由つて朝鮮を統治するかといふ事が我が國に取つて更に新しき試練の問題となつて來たのである。

戦後の日清關係　日露講和條約に由つて、從來露國が滿洲に於て占有しつゝ、あつた權利を更めて我が國へ引き受ける事となつたので、我が國は清國に交渉して清國の承諾を求めざるを得ない。そこで、外相小村壽太郎は北京に赴き、明治三十八年十二月二十二日を以て日清協約を訂結したのである。

この協約は、從來清國から滿洲に關して露國へ與へたる一切の權利を更めて日本へ譲り渡す事、滿洲の重要な都市を經濟上の目的のために開放する事、戰時中に日本が安東縣と奉天の間に敷設したる軍用鐵道をば日本の手で改築し、之れを經濟上の目的の爲めに使用する事、鴨綠江沿岸の森林を伐採するために日清合同の材木會社を建てる事等を約束したものである。

然るに、清國は、戦後に於ける日本の勢力が急に滿洲に蔓り來ることについて深き疑念を懷き、之れが爲めに日清の感情の衝突を惹き起すに至つた。殊に明治四十年に清國の外務部尙書(外務大臣)となつた袁世凱は、滿洲をば自分の政治的地盤とする企圖を懷き、親友たる徐世昌を推薦して東三省の總督とし、從來東三省(奉天・吉林・黑龍江の三省)が別々の行政機關を具へて居たのを改めて一人の總督に統轄させる事とした。それは滿洲方面の行政を改善するに必要な方法であつたのみならず、袁氏が滿洲を自分の勢力地とするについても好都合の手段であつた。従つて、袁氏は徐世昌の手を通して滿洲に於ける日本の施設に對する妨害を試み、別に唐紹儀を米國へ派遣して、日本に對する米清聯合を計畫させるやうになつたのである。明治四十一年、袁世凱は退職することとなつたが、彼れの排斥政策は依然として北京政府に由つて續行され、日清の關係はやゝもすれば圓滑を缺く恐れがあつた。これは清國側の態度のみを批難するわけにはゆかない。戦後に於て東洋の中心勢力として立つに至つた我が國の清國に對する態度の上にも、稍々壓迫的傾向の見えた事をも一考しなければならぬ。今、戦後に起つた日清衝突の問題について、その著名なもの四件を左に掲げる。(一)は辰丸事件、(二)は法庫門鐵道問題、(三)は安奉線問題、(四)は間島問題である。

(一) 辰丸事件。辰丸は我が汽船の名である。明治四十一年、辰丸は澳門^{マカオ}在住の葡萄牙人から依頼

された武器彈藥を載せて神戸から澳門へ向つた。暫く澳門附近の海上に假泊して潮加減を見計らつて居た間に清國の軍艦に發見され、武器彈藥の密輸入を企つるものと誤認されて、廣東港へ抑留さるゝ事となつた。辰丸の假泊した水面は葡萄牙の領海であり、殊に澳門政廳の輸入許可證を有つて居たにも係らず、辰丸は日本國旗を引き下ろされて抑留さるゝ事となつたのであるから、我が國から清國へ對して損害賠償と謝罪とを要求したのは、當然の處置である。只清國が我が要求に應じないので見て、遂に最後通牒を發し軍艦を被害方面へ派遣した事は、南清地方人の感情を害して、我が國の商品に對する非買同盟を起させるに至つた。清國側にはせると、此の如き些細な誤解から起つた問題について、日本が最後通牒を發するといふのは横暴に過ぎるといふのである。結局、辰丸事件は清國側の謝罪と損害賠償とに由つて落着した。

(二) 法庫門鐵道問題 法庫門は南滿洲の西北部に在る都會であり、清國は奉天西北方の新民屯と法庫門とを連ぬる鐵道敷設を計畫し、之れを英國の或る會社へ委託したのである。然るに明治三十八年十二月の日清協約に伴ふ別約に於て、清國は日本の南滿洲鐵道の利益を重んずるため、南滿洲に並行する鐵道を敷設しないといふ條件が定められてあつた。今、法庫門鐵道は正に南滿洲と並行するもので、右の別約に違背するものであつたから、我が國は清國に對して抗議を提出したところ、右の

鐵道の工事は、英國の會社が引き受けた關係上、この問題は日清間から一轉して日英間の紛糾となるべき傾向が見え、我が政府もその解決に苦心しなければならなかつたのである。幸にして英國のロンドントタイムス新聞が、我が國の説明に同意して清國の計畫の不當なる所以を力説したので、英國の輿論一變し清國も右鐵道の計畫を放棄する事となつた。

(三) 安奉線問題 鴨綠江岸の安東縣から奉天に通ずる輕便鐵道は、戰役の間に日本軍に由つて敷設されたものである。それを改築して世界交通の便に供しようといふ目的で、我が國は前の日清協約に於て改築の權利を得たのである。其の工事が豫定より後れて、明治四十二年一月、我が國から清國に對して改築に關する交渉を開く事となつた。即ち兩國委員立ち會ひの上、先づ線路の實査を行つた。その實査が結了して、次に土地買収に取りかゝらうとすると、清國から條件を提出し、改築工事は現在の線路をそのままに改良するに止め、軌道幅を擴めるやうな新施設を加へず、且つ沿線に備へられた日本の守備兵及び警察官を速に撤退する事にしたいと申込んで來た。我が國は、該鐵道の改築工事は世界交通の便を圖る爲めであつて、之れを利用して侵略的企圖を行はうとするやうな野心を懷いては居ないといふ意味を懇ろに説明したが、清國は容易に之れを聞き容れようとしなかつた。我が國は、工事を延引させるわけにゆかなかつたので、已むを得ず、八月六日、自由行動に由つて

工事に着手する旨を清國へ通告した。そこで清國も我を折つて、八月十三日を以て我が要求を容れることとなり、初めて工事の進捗を見るに至つたのである。

安奉線の新軌幅は、南滿鐵道・朝鮮鐵道と同じき廣軌であつて、我が國から朝鮮を経て滿洲方面へ交通するについて、安奉線は多大の便宜を與ふるものである。のみならず、安奉線に由つて奉天に達し、奉天から北へハルビンに赴き、ハルビンからシベリヤ鐵道に聯絡するわけであるから、歐亞交通の爲めにも極めて有利なものとなるのである。

(四) 間島問題 間島は、朝鮮の東北境界たる豆滿(圖們)江と其の北側の支流の間に挟まれた地方の名である。此の地方が支那領であるか朝鮮領であるかといふ問題が、約二百年の長き間解決されずに残されて來た。然るに、戦後に於て、韓國が我が保護國となり、その外交事務を我が國の手で監督するやうになり、間島に關する領土權の問題もおのづから我國に於て引き受ける事となり、改めて我が國から清國に對して交渉を開いたのである。

我が統監は、出張所を間島に設けて其の地方の韓民を保護する事としたところ、清國は出張所設置について抗議を提出し、又間島在住の韓民に對して不當の虐待を加へたのである。従つて、その領土權の所屬を早く解決する必要に迫られて來たのであるが、例に由つて、清國は悠長にして巧猾の態度

を執り容易に結着する望みがなかつた。會々安奉線問題が起つたので、我が國は、むしろ安奉線問題に重きを置き、間島については稍々讓歩するに決し、明治四十二年九月間島をば支那領として公認する事となつた。その代り、我が國は、將來この地方を通過する鐵道を敷設する權利を得たのであつて、是の鐵道が豆滿江南岸の會寧から、西北へ吉林に達する豫定の吉會線である。吉會線が完成すれば、滿洲東部の森林地帯の開發について多大の便宜を與ふるのみならず、朝鮮と滿洲の交通の上にも新方面を開くわけである。この吉會線は、近頃その一部の工事を始める事となつたが、全線完成は稍々遠き將來の事と察せられる。

右四件の外に、戦後に於ける日清兩國の間に紛紜を生じた事件が少なくない。それが悉く解決されたとはいふのでは無く、永く懸案として残されたものもある。その紛紜は、大抵我が國の勢力昂進に對して清國が不安と疑惑を懷いた事から起つたのであるが、共存共榮を完うしなければならぬ密接の關係に立てる兩國の間に融和を缺くのは、兩國の爲めに不得策である。而して戦後に於ける日本の勢力昂進が清國の對日感情に或る變化を起させたと同時に、日露戦役に於ける日本の戦勝が又清國の當局者に或る反省を起させて政治上の革新氣運を促すに至つた事を考へなければならぬ。その革新氣運が一轉して革命動亂へ移る事となつたのである。

第二十一章 近代支那の革新運動

北清事變後の革新氣運 支那近代の政治的革新の氣運は、北清事變の後に兆して來た。この事變は支那に對して痛酷な打撃を與へたものであり、支那の識者も自國の積弱について感ずる所少なからず、政治革新の必要を認むるに至つたのである。

北清事變の起つた翌年、即ち我が明治三十四年に、兩江總督劉坤一・湖廣總督張之洞の二人が合同して政治革新についての意見書、即ち變法會奏を呈上した事は、近代支那に於ける稍々眞面目の革新運動の發端といふべきものである。その大旨は、西洋文化を採用し、日本を模範として革新を行ふべしと謂ふのであつたが、この變法會奏は、北京當局者に刺激を與へ、翌明治三十五年以後明治三十八年に亘つて、政治革新に關する法令が相次で發布さるゝに至つた。

(一) 從來は、滿洲人と漢人の結婚を公許してなかつたのを改めて、之を公許する事とした。畢竟、清朝に對する漢人の反抗を和げる爲めである。

(二) 海外文化を吸収するために、多數の留學生を派遣する事とした。速成を要するので、先づ近隣の日本へ多數の留學生を送る事となつた。日本への留學生は、明治三十年頃から少しづつ送

られ居たのをば、尙ほ盛に獎勵したのである。

(三) 京師大學堂の規模を擴張して、學問と教育との中心たらしむる事とした。京師大學堂は、今日の北京大學の前身である。

(四) 新式の陸軍を充實させる事とした。

(五) 從來の官吏採用試験即ち科擧を廢して、官吏をば主として留學生から拔擢する事とした。

(六) 實業の發達を圖るために經營の手段を改良する事とした。

大要右の如き各方面の革新を行ふ事となつたのであつて、張之洞は地方に於ける革新の施設に努力したのを以て著名となつたが、直隸總督袁世凱も、同様の施設を試みて人氣を集めつゝあつた。然かし全般から觀ると、革新の氣運は弘まつて來ても、實際これに努力する熱誠の人は極めて少なかつた。又海外留學生も、速成を目的とした爲めに、其の養ひ得たる新知識は概して浮薄に流れ、眞面目の政治革新に取つては思はしき効果を示さなかつた。のみならず、留學生は新知識を得るに従つて、自國の政治的缺陷に眼を着け、清朝に對する反感を加ふると共に、おのづから革命黨(次章に説く)と氣脈を通するやうになつて來た。

憲政準備 日露戰役の起るまでの間に、支那の革新氣運は次第に高まりつゝあつたのであるが、是

の戦役に由つてなほ一層の刺激を與へられた。即ち、日本が小國であるに係らず大露國と戦つて勝を占めたのは何故であるかといふ疑問が起つて來た。その答解として識者の間には是認された事は、日本は早くから立憲政治を實施したから國力强盛となつたのであり、露國は舊式の專制政治を守つて居たから戦敗を招いたのであるといふ説明であつた。是に於て憲政施行を要求する論議が次第に勢力を高めて來た。

西太后も憲政實施論に耳を傾けて、先づ外國の憲政を調査させる爲めに五名の委員を任命した。その五名が各々日、英、米、獨、佛諸國に赴いて約八ヶ月を費して歸國したが(明治二十九年夏)、その報告は何れも憲政實施を可とするに在つた。そこで、西太后も憲政採用に決して、明治二十九年九月憲政の準備を命ずる旨を布告し、委員を任命して準備に着手させる事となつた。

西太后を始めとして北京政府の當局者が、如何なる程度まで立憲政治の本義を了解して居たかといふ事は極めて疑はしき所である。實は憲政の本義を了解して之れを施行しようとする誠意から出たのでは無く、憲政施行の目的は清朝の安泰を圖るといふ點に在つたのである。革命黨の活躍が著るしくなつて來た際であるから、此の際、憲政に由つて政治の面目を一新し、革命黨をして乗する機會なからしめようとしたのである。革新の氣運に刺激されたには相違ないが、誠意を以てこの氣運を順當に誘

導しようとしたのでは無い。それ故に、憲政準備の施設も、多くの缺陷を伴ひ、只一時の體裁を具へたに過ぎないものとなつて了つた。

憲政準備の一手段として、滿洲人と漢人とを平等に拔擢するといふ意味で、張之洞と袁世凱との二人が軍機大臣に任命された。軍機大臣は、内閣の上に立つ最高の政治機關である。然かし、軍機大臣の中には、滿洲人が多くて、張・袁二人の漢人は、十分に手腕を振ふことができなかった。

明治四十一年八月、憲法大綱が發布された。それには君主の大權と人民の權利義務との要領を示し、併せて議院法を附加し、議院開設まで九年間に實施すべき政治の要目をも併せて發表した。憲法大綱は、將來の憲法の基礎たるべき要件を豫め知らせたものであるが、日本の憲法の直譯ともいふべき内容を有するものであつて、眞に支那の國情を考慮して細心に建案されたものでは無い。これも政府當局者の誠意を缺いた一證となるものであつたから、政府に對する信用は次第に薄らぎ、兎も角も速に國會を開設して民論の指す所を知らしめよといふ要求が論者の間に喧しく湧き上がつて來た。

同年十一月に至つて、光緒帝病歿し、一日後れて西太后も亦病に斃れたのは、清朝に取つての甚だしき不幸であつた。光緒帝の弟醇親王の子が三歳の幼兒を以て帝位に即き年號を宣統と改めたので、宣統帝と呼ぶるゝ事となり、父の醇親王が攝政の職に就いた。

宣統帝即位後幾ばくもなく、袁世凱は職を免せられた。傳ふる所に據れば、明治三十一年の戊戌政變(前の三〇七頁を見よ)の際に、袁世凱が光緒帝を裏切つた事があるので、今や先帝の弟醇親王が兄の爲めに恨みを報いたのであると謂はれて居る。翌四十二年二月に張之洞も病歿した。袁・張の兩人は漢人の身を以て清朝に重く用ひられ、漢人の清朝に對する反抗心も、この兩人の力に由つて多少和らげられたのである。その兩人が、一は退き一は死して、清朝と漢人の間におのづから感情の疎隔を來たし、清朝の政治は全く滿人の勢力に左右さるゝ事となつたのは、益々清朝に對する不信の念を強めさせるばかりであつた。

明治四十二年十月、各省に諮議局が開かれた。これは各省の議會ともいふべきものであつて、地方自治を實施する趣旨から設けられたものである。それらの諮議局に於ても國會の速設を要求する叫びが盛に起つて來た。諮議局の議員たちは選舉されたものであるから、彼等の叫びは民論を代表するものと考へられないこともないが、實は地方自治の組織的施行について彼等が明確な知識を有つて居たのではなく、又國會速設を要求するといつても、國會の運用について十分の研究を積んで居たのではない。只革新の氣運に誘はれて、雷同的に叫びを高めるに過ぎなかつた。

明治四十三年十月になつて、北京に資政院が開かれた。資政院は將來の國會の基礎となるべきものであつて、その議員も選舉されたものである。資政院に於ても、國會速設の要求が喧しくなつて來たので、北京政府も已むを得ず豫定よりも四ヶ年早く國會を開くべき旨を承諾することとなつた。

責任内閣 憲政準備の事業は、曲りなりに進捗して、前節に述べたやうな民論代表機關が設けられて來たが、更に進んで行政組織を改良して責任内閣を作る事となつた。明治四十四年五月責任内閣の基礎たるべきものが、先づ設けらるゝ事となつたが、是れは日本と獨逸との制度を參考して組織されたものである。

内閣は君主に對して責任を負ふものとなり、政務の分擔が定められた。政務分擔の大臣は十人あり、其の上に協理大臣二名を置き更に其の上に總理大臣一名を置く事となつた。協理大臣は總理大臣を輔佐すべきものである。

右十三名の大臣の中、漢人は四名に過ぎず、他の九名は滿洲人であり、その九名の中五名は皇族であつた。この組織も滿人專制の内情を曝露するものとして、民間の不滿を招き、殊に革命黨は、之れを利用して益々清朝に對する反抗を激かすやうになつて來た。

清朝に反感を懷く人々は、此の如き誠意なく信用なき當局に政治を委ぬる事は中國の爲めに極めて不利益であり、列強の壓迫に對して中國を保全する力なき清朝を排斥せよといふ叫びを揚げた。清朝

を攻撃する傍ら、彼等は、清朝が從來列強へ讓渡せる利權を回收するの急務を論ずるやうになつた。利權回收は、主として商工業に關する經濟的利權を指したものである。利權回收の叫びは既に日清戦後に兆し、北清事變後に至つて漸く喧しくなり、今や清朝を苦るしむる一手段として故さらに其の叫びを高めたのである。國會速設と利權回收とは、當時の民論の主要な題目となり、清朝もこの民論を輕視する事ができなくなつて來たのである。

鐵道幹線國有令 滿人内閣に對する不滿、國會速設の要求、利權回收の主張などが錯雜して民論を沸騰させ、清朝の信用益々傾きつゝあつた際に、更に人心を動搖させるやうな事件が発生した。即ち鐵道幹線國有令である。

この國有令は、外國からの借款に由つて政府が鐵道を經營し、殊に重要な幹線を國有とする方針を發表したものである。國有計畫そのものは、決して無謀な手段ではなかつたのである。當局者が、民間に於ける各種事業の成績良好ならざる實況を顧慮して、鐵道を政府の直營として其の發達を促さうしたのは、敢て批難すべき處置ではなかつたのである。

その國有計畫の中に、四川省と湖北省とを連ぬべき川漢鐵道（四川省首府成都から湖北省漢口に至る）が含まれて居た。この一線は曩に民營とする許可を得たものであるから、今それを國有とする由

を聞いて、四川省民は、自分たちの利益を侵害されるものと考え、且つ政府がこの鐵道（未成）を買上げる方法についても不安の念を懷き、國有反對の叫びを揚げたのである。

一般の利權回收論から謂つても、政府が外國からの借款に由つて鐵道を國有とするのは、將來中國の鐵道を外人の手に歸せしむる端緒を開くものであるといふ見解が成立するのであつて、何れにしても國有計畫は批難の題目となり、直接の利害を感じる四川省民は殊に之れを不快としたのである。その反對運動を抑へるために、政府が武力を用ひたことは、却つて反對の風潮を激勵する結果となり、四川方面は頗る不穩の形勢に陥つて來た。

四川方面の不穩の形勢は、早くも他の地方に波及して、國內一般に人心の動搖を生じつゝあつた。この機會に乗じて、革命黨が清朝討滅の兵を擧ぐるに至つたのである。

第二十二章 支那革命と支那共和國

支那近代革命黨 支那近代の革命運動が具體的に現はれたのは、我が明治二十八年のことである。この時の主謀者は孫文(字は逸仙)であつて、三合會といふ秘密結社と聯絡を保つて居た。孫文は、支那近代革命黨の主唱者である。

革命運動の發生した地方は、廣東省と湖南省とである。孫文は廣東省の人であり、孫文と協力して革命を鼓吹した黃興は湖南人である。この二人の外、革命運動に参加した有力者は、多くは右二省の出身である。

孫文の自著たる孫文學説に據ると、彼れは明治十八年の清佛戰爭に於て清國が失敗したのを觀て、その頃から清朝を排斥する考を起したといふことである。明治二十五年、孫文は興中會を起して同志を集め、明治二十八年に至つて革命的動亂を企て、失敗に終り、英國へ脱走した。その後、英國から我が日本に來り、更に南洋や米國を巡歴して居たが、結局我が國に居を据えて革命の計畫に奔走しつゝあつた。

孫文の考へに據ると、滿洲人の清朝を倒して漢人の手に支那を取り戻すことが、革命に必要な民族

主義であり、君主專制を止めて民主共和を行ふことが、革命に必要な民權主義であり、歐洲風の社會主義を實施することが、革命に必要な民生主義であると謂つて居た。民族民權民生の三ツの目的を達しようとするので、之れを三民主義と名づけた。

黃興は、明治三十六年頃、同郷の宋教仁等と共に華興會を設け、揚子江地方に蔓れる哥老會といふ秘密結社と聯絡して革命實行を企てたが、失敗して日本へ逃れた。明治三十八年、孫文の一派と黃興の一派とが、東京に於て團結をなし、中國同盟會を組織する事となつた。その機關雜誌として發刊されたのが民報である。この團結に由つて革命運動の規模は次第に擴大され、當時日本に留學しつゝあつた支那學生は、大抵この同盟會に賛同するといふ狀況であつた。

革命黨は、清朝排斥の叫びを高め、民主共和の説を奨めつゝあつた傍ら、革命實行に必要な運動費を集めることにも努力しなければならなかつた。支那人にして海外に居留して豊富な財産を貯へて居る者が多い。所謂華僑である。殊に南洋方面の華僑には莫大の資産を擁するものが少なくない。革命黨は、南洋華僑の間に遊説して資金を集める事に奔走しつゝあつた。

資金ばかりでなく、いよゝ革命を實行するに方つて有力の援助となるべきものに聯絡を求め、事にも苦心しなければならなかつた。由つて、革命黨は、一方には秘密結社と結び、又一方には軍隊

と氣脈を通ずる事に盡力したのである。秘密結社としては三合會・哥老會が有力なものであり、軍隊の中では、新式の訓練を受けた所謂新軍が革命運動に賛同し易かつた。孫文みづからも、南京と武昌とに駐在する新軍に聯絡を通ずる手段を廻らした事を公言して居た。舊式の軍隊にしても、清朝に取つては信頼し難き程度に紊亂して居たのであるが、新軍の方も革命思想にかぶれ易い傾向を帯びて居たから、これとても清朝の頼みとする事はできない有様であつた。

此の如き準備を廻らしつゝあつた間に、明治四十年から明治四十四年にかけて、革命黨は所々に革命的舉兵を企て、いつも失敗を招いた。その行動地方は、多くは廣東省方面であり、明治四十四年の初に廣東城を占領しようとして企てた時にも不成功に終り、革命黨員の中七十二名が捕へられて處刑された。孫文の言に従へば、彼れは明治二十八年から是の時に至るまでに、十回の舉兵を企て、十回とも失敗に歸したのである。

革命黨は、廣東省方面から揚子江地方に移つて更に舉兵計畫を廻らす事となつたのであるが、前述の鐵道幹線國有令につれて勃發した不穩の形勢に乗じて、又もや舉兵を企て、今度は成功して遂に清朝を覆へすに至つたのである。是れが所謂第一革命である。

革命動亂と袁世凱 明治四十四年十月十日夜、革命黨が武昌の新軍を誘つて斷行した舉兵一件は、

意外の成功を收めた。孫文も後に之を評して全く意外の成功であつたと謂つて居る。この舉兵は、革命黨の計畫通りに實行されたものではなく、武昌の對岸にある漢口に於て、革命黨員の秘密準備が曝露しかけたので、官憲から追窮さるゝに先んじて舉兵を斷行する必要に迫られたのである。

十月十三日、武昌駐屯の第三十九旅長(族團長)黎元洪が革命黨に推されて指揮者となり、武昌に於て中華民國軍政府を作ることとなつた。武昌は、湖北省の首府であり、湖廣(湖北・湖南二省)總督が駐在して居たのであるが、その總督が慎重に鎮壓手段を廻らさうともせず、狼狽して出奔したのが、孫文の所謂意外の成功を齎すに至つた有力な原因である。従つて、武昌の舉兵は、早くも影響を四方に及ぼして、一ヶ月経たない中に、全國の三分の二は清朝の命令を奉じないで革命動亂に捲き込まれる有様となつた。

清朝は、武昌事變が險惡の形勢を招くに至るべき傾向を察して頗る狼狽し、この際動亂鎮定に任ずべき人物は袁世凱の外に其の人なしと考へて、袁氏の再起を懇請する事となつた。袁氏は、曩に職を免せられて、河南省彰德府の郊外に隱退しつゝ、時勢の變化を窺つて居た。清朝の信頼する北方軍隊の指揮官たちは、段祺瑞・馮國璋を始めとして多くは袁氏の恩顧を被つた人々であるから、清朝としては、袁氏の再起を促さざるを得ざる必要を感じ、袁氏も亦之れを豫想して、清朝をして膝を屈して

再起を懇請させるまで、故さらに冷靜の態度を示して居た。北京の外交團も北清事變以後袁氏を信ずること深く、今や袁氏を措いて他に動亂鎮定に任すべき人なしと認めて居た。

袁世凱は、遂に起つて清朝から革命軍討伐の軍權を委ねられた。その討伐の費用として袁氏が清朝に支出させた大金は、悉く討伐のために用ひられたのではない。袁氏は、清朝を苦しめて萬事を自分に委托させようといふ企圖を懷いて居たのであるから、急に革命軍を壓倒するのは却つて得策でないかと考へて、暗に革命側と或る程度の妥協を結ぶ爲めに討伐費の一部を利用したのである。

清朝は、手後れながらも人心の不穩を緩和させようと苦心して、所謂十九信條を發布した。これは將來の憲法の基本方針を示したものであつて、國會の權限を強大ならしめる條件を含み、國會を重んじ民論を尊ぶといふ趣意を示したものである。又、この信條に據つて、北京の資政院に國會の代用をなさしめ、假國會としての資政院に於て總理大臣の選舉を行はせた。その選舉の結果は、何人も豫期した通り袁世凱が當選したのである。

清朝の總理大臣となつた袁世凱は、今や政治の全權を握る事となつたが、袁氏は總理大臣として清朝のために努力するといふ考へを有つては居なかつた。彼れは、一方には清朝をして益々窮地に陥らせ、又一方には革命側をも操縦して、結局、目下の混亂を自分の一手に始末して、時局收拾の中心人

物たる地位に立たうと圖つたのである。彼れが革命軍を擊破しつつも、常に之れを追窮しなかつたのは革命軍を利用して清朝を苦しませる秘謀に本づくのである。

南京臨時政府と孫文 革命側の氣焔は次第に高まつてその勢力も擴張され、革命に参加した諸省の代表者は、初め漢口に集まつて、中華民國臨時政府組織大綱を制定した。間もなく南京が革命軍の手に陥つてから、この會議は改めて南京に移り、爾後の計畫を講ずる事となつた。

武昌事變の起つた際に、孫文は英國に居たのである。事變を聞いて、彼れは急に本國に向ひ、十二月下旬南京に歸着した。そこで、南京の代表會議は、孫文を推して中華民國臨時大總統となし、必ず清朝を倒して共和の支那を實現させる態度を一決した。

孫文は、南京に於て臨時政府を組織し、翌年(我が明治四十五年即大正元年、清の宣統四年)を以て民國元年とし、舊曆を止めて新曆を用ひる事に決定した。なほ、將來は、支那領土内の漢人・滿洲人・蒙古人・西藏人・回人(新疆省地方の住民にして回教を奉ず)の五民族が協同して共和の實を擧げなければならぬといふ意味で、新に五色の國旗を制定した。五色は、上から順に紅黃藍白黒を列べたものであつて、五民族の協同を意味するものである。

南京の代表會議は、參議院と改稱され、之れを將來の國會の基礎とする事となつた。この參議院に

於て將來の憲法の基礎たるべきものとして作成されたのが、所謂臨時約法であつて、將來の國會の權限を極めて強大ならしむる方針に由つて立案されたものである。

此の如く、南京に於て孫文を中心とする革命政府が組織され、革命軍の行動は南京政府の指令を仰ぐ事となつたのであるが、革命擧兵の發起地點たる武昌に於ても、黎元洪を中心とする革命側の一團が別に根據を構へて居た。武昌の一團も、南京政府と行動を共にしては居たが、兩者の間に融和を缺き、武昌側は早くから袁世凱と妥協の消息を通じて居たのである。

上海會議と袁・孫妥協 革命動亂のために揚子江地方の秩序が壞れて來たので、この地方と密接の關係を有する英國の商業は多大の打撃を被る事となつた。英國公使ジョルダン Jordan は、成し得る限り速に動亂の鎮まらん事を希望して、清朝と革命軍の和議を斡旋しようとして居たところへ、袁世凱からも革命軍との妥協についての仲介を依頼されたので、ジョルダンは熱心に奔走した結果、上海に於て南北の講和會議を開く事となり、明治四十四年十二月下旬五回の會合が催された。然るに革命側では清帝の退位と共和の實施とを強硬に主張して止まなかつたので、講和會議は遂に中止されなければならなくなつた。

公式の會議は中止されたにも係らず、その後、民國元年一月中旬から袁世凱と孫文との間に、電報

談判が交換されて、双方から歩み寄りつゝ、或る解決に近づかうとして居たのは奇妙な現象であると言はなければならない。結局、共和を實施する事として解決を求めたのである。

袁世凱は、初めは立憲君主制を主張して居たので、清朝の命脈を奪はうとは考へて居なかつた。然るに革命側の態度がなか／＼強硬であつて、共和實施の大勢動かす可からざるに至つたのを察して、遂に清帝を退位させることに内決した。但し、自分の口から共和實施を勧めるのは不得策であつたから、成るべく清朝をしてみづから進んで退位を承認させるやうな手段を廻らさうと企てた。袁氏は、革命側團結を切り崩すための手段を廻らして、清帝退位の後、革命側をも操縦し得る自信を懷いて居たから、いよ／＼清帝退位と共和實施とを決行し、今後の共和政治を自分の一手に左右し得る企圖を立て、居たのである。

袁氏の察知した通り、革命側の團結は、決して強固ではなかつた。現に武昌側と南京側の間融和を缺いて居たのみならず、南京側の中でも、利害の衝突や感情の不和に由つて内訌絶えず、孫文・黃興の力を以てしても十分に之れを統制することができなかつた。孫文學說の中に、孫文は次の如く公言して居る。「自分は、豫てより革命方略を作つて、將來の建設を考慮して居た。革命が起つて遂に成功したとはいふものゝ、是れは破壊に成功しただけであつて、建設に於ては失敗に歸したのであ

る。これ畢竟、自分の不徳にも由る事であるが、革命黨員が眞に革命の意義を辨せず、建設の方面について不用意であつたからである。」

孫文の言へる通り、革命に参加した人々の多くは革命の意義を十分に了解しては居ず、革命後の新建設について考慮を深めては居なかつた。寧ろ日和見の態度を執つて、利害の打算から妄動しつゝ、あつた者が多い。従つて、革命側の團結は案外脆弱であつて、革命軍がこれまでに成功したのは、袁世凱が徹底的討伐を行はなかつた爲めであるとも考へ得るのである。孫文は、此の如き革命側の内情について悲觀したのみならず、財政の困難についてひどく苦るしめられて居た。財政の困難は、袁氏の側に於ても同様ではあつたが、革命側は袁氏よりも一層ひどく苦るしんで居たのである。そこで、孫文は、清帝退位と共和實施とを實現させることに満足し、今後の善後策を袁氏の手に一任し、中華民國臨時大總統の職を袁氏に譲るといふ決心を定むるに至つたのである。

清帝退位 袁世凱は、孫文との妥協に由つて、清帝を退位させる事と、共和政治を引き受ける事との内約を定めたので、今は清帝を退位させる手段に苦心する事となつた。

袁氏は、北京方面に於て共和の叫びを高めさせる爲めに、腹心の徒をして共和促進會を組織させて、故さらに共和の大勢動かし難き所以を説かしめた。又皇族大官の中には、清朝の命脈を支持すべ

きを誓つて宗社黨を結んだものがあるが、袁氏は宗社黨の有力者良弼を暗殺させて清朝擁護の一黨を脅かした。

最も悪辣な手段ともいふべきは、段祺瑞以下四十六將軍を嚇かし、彼等の連署を以て共和促進の要求を清朝に提出させた事である。若し共和に反對するものあらば、兵を率ひて入京し、相見えて共和の利害を論せん、といふやうな嚇し文句を含めた要求である。清朝をして絶望の淵に沈ませたものはこの要求である。

宣統帝は、當時僅に七歳の小兒であつたから、清宮を鎖す憂愁の雲に氣づかなかつたであらう。然かし、先帝(光緒)の皇后は、前に清朝の存続に關する重大な皇族會議を開いた際にも、迫り來る運命の痛手に堪へずして、面を伏せて涙を呑んだ程であるから、今や清朝二百九十七年の命脈も頼み少なくなつて來たのを見て、悲歎の思ひに悶えたに相違ない。如何せん大勢既に決して、孤影悄然、只退位を決して、一家の安泰を希ふ外なきに至つたのである。

我が明治四十五年二月十二日、清帝退位の詔が下だつた。その詔の中には、今後袁世凱に全權を托して共和政府を組織させ、南北統一の處置について革命軍と協議させるといふ趣旨が掲げられてあつた。即ち、今後の共和政府は、清帝の認可に由つて成立するわけであり、法理上から言へば革命軍と

は關係なく建設されるわけである。是れは、恐らくは袁・孫妥協の中に含まれた條件の一つであつたであらう。

清帝は、退位後も、大清皇帝の尊稱を保有することゝなつたが、この尊稱を世襲するのではなかつた。新共和政府は四百萬元の歳費を清帝に支給し、清朝の私有財産に保護を加へる事となつた。

臨時大總統袁世凱 清帝退位の後、南京の參議院に於て袁世凱を 中華民國臨時大總統に選舉した（二月十五日）。これは袁・孫妥協に従つた結果であらうが、なほ袁氏は臨時大總統となつた上は、南京に來つて就任し、南京を國都として、こゝに共和政府を設けるといふ條件を前に革命側と内約して置いたのである。然るに、袁氏はそれらの約束を無効ならしむる陰謀を企て、それに成功し、三月十日、北京に於て就任式を行ひ、共和の宣誓を公にした。三月十一日、曩に南京の參議院に於て立案された臨時約法が公布され、次で參議院も北京に移ることゝなつた。民國二年四月を以て正式の國會が開設さるゝまでは、參議院が假國會として運用されて居たのである。

革命側は、再々袁氏に誑られて、袁氏の思ふ通りに曳きづられて來たが、是の際、革命側に取つての一ツの強みとなつて居たものは臨時約法であり、袁氏はこの約法を遵奉すべきことを公約したのである。臨時約法は五十六ヶ條から成り、その根本の要領は參議院（將來に於ては正式國會）に絶大の權限を附與して著るしく大總統の行動を束縛したものである。官制の制定、國務員（大臣）の任命、宣戰講和、條約締結等について、大總統の專斷を許さず、一々之れを參議院に謀つてその同意を求めなければならなかつた。法律案の議決、豫算議決、大總統、國務員に對する彈劾等は、參議院の權限に屬して居た。この約法公布から十ヶ月以内に正式の國會を開き、その國會に於て正式の憲法を制定するといふ豫定であつた。

袁氏が忠實に臨時約法を遵守するとすれば、彼れは大總統となつても、その權限は微弱なものたるに過ぎない。專制的野心の強烈な袁氏として、この約法に忠實なるべき筈はなかつた。果して袁氏はこの約法を破棄するに苦心し、従つて舊革命黨との間に反目を生じ、その反目が遂に激して所謂第二革命を惹き起すに至つたのである。

宋案及び第二革命 民國二年（我が大正二年）四月八日、國會が開かれた。この國會は參議院と衆議院とから成立つて居たが、その議員の約半數は國民黨に屬する人々であつた。

これより先き、共和政府が組織されてから政黨が現はれて來た。先づ舊革命黨の人たちが同盟會といふ政黨を作り、民權尊重を信條として共和を徹底させる主義を唱へた。その中の穩和な一派が分れて共和黨（黎元洪を首領とす）となり、寧ろ袁氏を助けて共和の進歩を圖るべきことを主張したの對

して、袁氏の専制的野心を抑制することを必要なりと考へた一派が別に國民黨を作るに至つたのである。従つて國民黨は、袁氏に取つての一大政敵たる地位に立ち、袁氏が専制的野心を遂げようとするについで障礙となるものは國民黨であつた。

國會開會に先だちて、國民黨の理事たる宋教仁が議員として北京へ向はんとする途次、上海停車場に於て刺客に傷つけられ、傷重くして遂に斃れた。これが宋教仁暗殺事件即ち所謂宋案である。宋教仁が國民黨の有力者であつただけに、その暗殺の事情について雑多な風説を生んだが、事件探查の進むにつれて、その計畫者が國務總理趙秉鈞であり、趙氏は袁氏の内旨を承けたものであるといふ疑ひが濃くなつて來た。國民黨が宋案に由つて袁氏に對する反感を深めたのは謂ふまでもなき所である。

四月下旬に至つて、袁氏が英・獨・佛・日・露五國の銀行團から、約二億五千萬圓の莫大な借款を手に入れる契約を結んだ事は、更に國民黨の反感を激する有力な原因となつた。この借款は、袁氏が國會へ何の相談もなく、専斷で決行したものであるから、國民黨は之れを違法行爲と認めて袁氏を攻撃するに至つた。

袁氏が右の大借款を決行したのは、早晚國民黨並に之れと聯絡を通ずる政治家軍人の一派と衝突す

べきことを豫期し、一舉に之れを壓倒するに必要な運動費を手に入れようといふのが主要な目的であつた。この大借款を利用して、袁氏は買収に由つて反對派の團結を切り崩し、又一方には軍備を整へて萬一の急に應ずる準備を怠らなかつたのであるのみならず、袁氏は、反對派の方から先きへ手を出させ自分は已むを得ず之れに對抗するといふ體裁を繕ふ目的を以て故さらに反對派を怒らせる手段を廻らした。六月に至つて袁氏が先づ江西都督李烈鈞を免職し、次で安徽都督柏文蔚・廣東都督胡漢民の職をも奪つたのは、蓋し反對派を怒らせて、反抗の手を挙げさせる陰謀に本づくのであつた。

右三都督は、何れも國民黨の後援者であつたが、彼等の有する兵力は、袁氏のものに比較して遙に劣勢であり、又袁氏に對して實力上の反抗を企つるについての十分の準備と計畫とを廻らして居たのでは無い。従つて、今俄に免職となつて憤慨したものゝ、直ちに起つて袁氏に反抗することは頗る困難であつた。只李烈鈞は、袁氏の態度に憤激した江西省の一部人士に推されて、不用意ながらも討袁軍を起すことゝなつた。七月中旬、李烈鈞は、江西省九江府に近き湖口砲臺を占領して袁世凱討伐を叫ぶに至つた。これが所謂第二革命である。

討袁軍の蹶起に促されて、舊革命黨も多少活動を試み、袁氏の政敵たりし岑春煊を推して討袁軍大元帥となし、黃興も南京に於て討袁軍に應援する計畫を立てた。然かし、南方の紳商たちは動亂を嫌

つて運動費の寄附に應せず、一般の南方住民も討袁の舉に同情せず、殊に初めから不用意の中に事を擧げたのであるから、着々袁氏の討伐軍のために壓倒され、僅々二ヶ月の間に討袁軍は崩壊してつた。その影響として、孫文・黃興以下革命黨の有力者は又もや海外へ脱走しなければならなくなつた。

要するに、所謂第二革命は、袁氏の策略に陥つたものであつて、袁氏がその統一政策を達成する爲めに、反對派を壓倒せんとする老獪な陰謀に翻弄されたものである。第二革命の主動者は、反對派ではなくて、實に袁氏その人であつたといふことができる。

大總統選舉並に北京統一政府 討袁軍の崩壊は、國會に於ける國民黨の意氣を沮喪させた。國民黨としては、先づ正式憲法を作つて大總統の權限を束縛し、次に大總統として袁世凱を選擧する希望を懷いて居たのであるが、今や強ひてその主張を貫きかぬる狀況となり、選舉の方を先きすることに同意しなければならなくなつた。十月、國會に於ける選舉の結果、袁氏が大總統となり、黎元洪が副大總統となつた。

民國二年十月十日(第一革命の記念日にして民國の國慶日となる)、袁世凱は正式大總統に就任し、こゝに正式の中華民國政府が成立したのである。この就任式と前後して列國は共和國としての支那

に對する承認を與へた。

次に起つたのは憲法問題である。六月以來、憲法起草委員(約半数は國民黨議員)の手に由つて立案されつゝあつた憲法草案が十月下旬に至つて作成された。その草案は、國民黨の希望通り大總統の權限を極度に制限したものであつたから、之れが國會に於て承認されることになると、袁氏の專制的野心は甚大の打撃を受けるわけである。

袁氏は非常手段を用ひるに決した。十一月四日、袁氏は前の討袁軍に關する責任を負はせて、俄に國民黨の解散を命じ、その議員の資格を奪つた。約半数の議員を失つた國會は、議事の爲め法定の出席員數を得る望みなく、従つて議事を開く事ができなくなり、事實に於て國會は中止されたと同様の姿になつて了つた。

袁氏は、新に中央政治會議と名づくるものを設け、この機關を利用して、前の臨時約法をば自分の欲するまゝに修正した。國會が中止された以上、正式の憲法を作ることはできないので、假憲法としての修正約法が作られたのである。民國三年五月一日修正約法が公表された。その要旨は、著るしく大總統の權限を擴張し、國會の權限をば甚だしく縮小したものである。

修正約法に由つて、國務院といふものが政府として組織されたが、これは大總統の命令を其のま

と實行するだけの事務所に過ぎないものとなり、一切の政務は大總統の專斷に由つて決せられることとなつた。

陸海軍も大總統の直轄に歸し、大總統の軍務顧問として將軍府を設け、若干名の將軍を置いた。この將軍府の將軍の中から、各省に分遣されてその省の軍務を管理するものを命じ、例へば江蘇將軍・山東將軍といふやうに、その省の名を冠らせることとした。各省の民政を掌るものを巡按使といひ、各省の司法と財政とは中央政府から監督する制度を設けた。全國の行政區劃にも改正を加へ、從來の府・州・廳の三ツを廢して、省を道に分ち、道を縣に分つ事とした。なほ特別の事情に本づいて、特別區域と稱するものを設けた。この特別區域は支那本部と滿洲・蒙古・西藏の三屬地の間に設けられたものであり、西藏に接する地方に川邊特別區域、蒙古・滿洲に接する地方に熱河・察哈爾チヤハル・綏遠の三特別區域を設けたのである。北京周圍の地方も特別區域となつて京兆と名づけられた。

袁世凱は、名は共和國の大總統であつても、實は專制君主に異らざる絶大の權力を振ひ、革命亂後の統一政策に成功したのである。その統一政策は、民國三年七月(修正約法實施の時)を以て殆ど完成され、その頃を以て時局略ぼ安定したといふ可きである。てうど其の頃から歐洲大戰が兆して來たのであり、この大戰の間に、袁氏は、專制統一を伸張して、遂に皇帝の位に上ぼらんとする運動を企つに至つたのである。この帝制運動が、袁氏に對する反感を激成して、所謂第三革命の勃發を見るに至

り、結局袁氏の帝制運動は失敗に歸し、袁氏が憤悶の中に歿して後、支那政局の紛亂を招くに至つたのである。」

第二十三章 帝制問題と第三革命

袁世凱の帝制運動 民國三年(我が大正三年)七月、袁世凱の專制的統一政策は一ト先づ完成して、名は共和國の大總統にして實は專制君主に異らざる實權を握つたのである。その專制統一の成功が延長されて帝制の計畫となり、袁氏は、進んで皇帝と稱し君主政治を復興する運動に着手する事となつた。

大正三年七月、歐洲大戰勃發して、歐米列國が支那方面に力を用ひる餘裕がなくなつたことは、袁氏の帝制計畫實施に對する好機會を與へたものである。又、翌四年一月から五月に亘つた日支交渉(後章に説く)を利用して、袁氏は支那に對する日本の侵略的野心を宣傳して、日本を誣ひると同時に民心をこの問題に集注させ、これに由つて自己の地位を安全にし、其の間に帝制計畫を進捗させる手段を廻らした。

民國四年八月、民國政府顧問米人グッドナウ Goodnow が、支那帝制論を公にし、支那は共和に適せず帝制を行ふに利ありといふ意見を述べた。但し、氏は、目下の共和制を作急に覆へして政治的混亂を招くのは不利であるといふ注を加へたのである。袁氏は、この帝制論を利用して益々帝制を鼓吹

し、八月下旬、腹心の徒に命じて籌安會を組織させ、共和制の利害を研究させるといふ名義の下に、實は帝制を宣傳する機關とした。

籌安會は、有力なる活動を示すに至らずして崩れて了つたが、別に大總統府秘書長並に交通銀行總理たる梁士詒が袁氏の旨を承けて買収籠絡の手段に由つて帝制賛成の聲を高めようとした運動は着々進捗して居た。梁士詒は、國民大會を催して、共和制か帝制かの可否を決するといふ計畫を立てたが、その大會へ出席すべき全國の代表者たちは豫め金力と威力とを以て帝制賛成を内諾させられた者共であつたから、大會の決議が帝制に有利なる可きは、期して待つべき所であつた。

民國四年十一月、國民大會が開かれ、二千人の代表者が投票した結果は、豫期の通り帝制賛成であつた。當時正式の國會が無くて、袁氏の設けた參政院といふものが、國會の職務を代行して居たのである、參政院は國民大會の決議に本づいて袁氏に對して皇帝推戴書を捧ぐる事となつた。

袁氏は、形式上一旦辭退したが、再度の推戴を受くるに及んで、遂に之れを承諾した。自分は敢て欲する所ではないのに國民大會の決議を辭みかねて已むを得ず之れを承諾する、といふ體裁を整へたのである。袁氏が、皇帝たる事を承諾したのは民國四年十二月十二日の事であつた。翌年一月を待つて、即位の式を擧げ、年號を洪憲と稱することに内定して、袁氏は、皇帝となりました悦樂の酔ひ

に浸つて居たのである。

この時に至るまで、袁氏が外國からの干渉について密に顧慮しつゝあつたのは、然もある可き所である。歐洲大戰の最中であつて、歐米諸國の中から或る有力な干渉を受くべき顧慮は少なかつたといへ、隣近の日本からの干渉を懸念しなければならなかつた。游晦原の著はした中華民國再造史に據ると、袁氏は、日支交渉の際、日本の要求せる二十一ヶ條をそのまゝ承認する代りに、日本をして帝制を承認させようといふ事である。袁氏としては有り得べき事であり、たとへ其れが事實でなかつたとしても然ういふ疑惑が傳はつて、帝制反對の氣勢を強めさせたと察せられる。十月下旬に至つて日本から帝制延期の勸告を受け、次で英露佛伊の四國からも同様の勸告を受け、十二月中旬に至つて日本から再度の勸告を受けたが、前後とも袁氏は之れを聞き容れなかつた。その頃は、袁氏の帝制計畫が大分進捗して居り、日本からの延期勸告は手後れの姿であつた。

外國の干渉よりも、袁氏として熟慮しなければならなかつたのは、國內に於ける反對氣勢である。黎元洪・徐世昌・段祺瑞・馮國璋の如き親近の人たちが不賛成であつた上に、舊革命黨並に之れと聯絡を結べる人たちは、袁氏に對する箇人的反感から帝制を攻撃し、或は梁士詒一派が我がもの顔に活躍するのに對して帝制を嫌惡する人々などもあつて、要するに帝制反對の氣勢は袁氏として疾く氣づ

かなければならない筈であつた、それを無視して帝制へ突進したのは、全く袁氏の心眼が止め度なき自負心のために曇らされたからであらう。

民國四年十二月二十三日、雲南將軍唐繼堯から帝制中止の要求を電送して來た。二十五日、唐氏は貴州護軍使劉顯世と名を連ねて雲貴獨立を宣言し、共和擁護の檄文を飛ばせて袁世凱討伐を高唱した。これが所謂第三革命の發端である。

第三革命 唐繼堯の先輩たる蔡鍔は、雲南舉兵について大に盡力する所あつた。蔡鍔は北京の將軍府に勤務して昭威將軍といふ稱號を有つて居たが、帝制に反對して袁氏に睨まれ、北京を脱出して、暫く日本に移り、更に十二月中旬雲南に入つた。それまでの間に、蔡鍔は、自分と同様に袁氏から嫌疑をかけられた江蘇將軍馮國璋と相親しみ、又前の第二革命の主動者たりし李烈鈞とも相謀る所あり、李烈鈞は久しく南洋に潜める岑春煊と聯絡を通じて居た。民國四年十一月から十二月にかけて、舊革命黨の一部のものが上海に於て反袁の暴動を企て、袁氏をして警戒を深めさせるやうな形勢が現はれて來たので、蔡鍔は、豫て袁氏から疑はれて居た關係上、先手を打つて反袁の企圖を實行するため唐繼堯の舉兵を促すに至つたのである。

第三革命は、袁氏に對する反感が漲つて居た大勢に乗じたといふ點に於て、前の第二革命よりも固

い根底を有つて居た。然かし、その準備の程度に於ては、第三革命とても十分では無かつたのであり、舉兵直後の形勢は、必ずしも有望とは見えなかつたのである。然るに民國五年三月中旬、廣西將軍陸榮廷が起つて革命に参加するに至つて、革命側の勢焰次第に高まつて來た。袁氏は、一方には北京外交團から動亂の責任を詰問され、部下の有力な人たちから帝制中止を勸告されるといふ有様で、困惑を重ねつゝあつた。

袁氏は形勢の非なるを見て、三月二十三日、帝制取消の布告を發した。帝制を取消せば、革命側も口實を失つて、動亂おのづから鎮まるに至るであらうと豫想したのが全く外れて、革命側は、袁氏の大總統退職と帝制發起者の嚴罰とを要求する程の氣勢を示したから、帝制取消は、徒らに袁氏の權威を傷つけるに過ぎなかつたのである。

四月上旬に至つて、廣東將軍龍濟光も獨立を宣言して革命側に参加する事となつた。陸榮廷といひ龍濟光といひ、袁氏の與黨として頼まれて居たのが、共に背いて革命側に加入したのは、袁氏に取つての大なる打撃であつた。五月となつては、浙江・陝西・四川・湖南の諸省が獨立を唱へ、反袁の氣勢は擴めらるゝばかりであり、袁氏の恩顧を受けた奉天將軍張作霖の態度も恠しく思はれて來た。

五月八日、雲貴兩廣聯立軍務院が成立して、廣東省の肇慶を根據として、益々革命の手を擴める事

となり、袁氏の大總統たることを承認せず、飽くまでも共和擁護の爲めに闘ふといふ趣旨を聲明した。

舊革命黨の動靜 第三革命は、袁世凱配下の軍人がその主動者となつたのであつて、舊革命黨は、後れてこれに参加するやうになつた。

舊革命黨は、第二革命失敗以後、その團結に崩れを生じて來た。孫文は、東京に於て別に中華革命黨を組織し(民國二年十月)、飽くまでも革命の完成を目的とする運動に従事しようとした。袁氏のために共和政治を攪亂されたので、今後大に共和完成の爲めに革命の主義を徹底させなければならぬといふのが、孫文を中心とする一派の理想とする所であつて、この一派を急進派と呼ぶことができ。この一派の外に、黃興の同志が日本・米國に散在し、岑春煊の一派は南洋方面に居り、唐紹儀・伍廷芳等の一派が上海に集まつて居た。

第三革命が雲南に起つてから一ヶ月程後に、岑春煊は、東京へ來て孫文と協議を交へ、轉じて廣西へ赴いて革命に参加する事となつた。孫文も、黨員を本國へ分遣して革命の氣勢を助ける運動に従事させ、彼れ自から上海へ入り込んだのは、革命の起つてから約四ヶ月後の事であつた。

此の如く、舊革命黨は分裂の姿であり、第三革命に参加する事も後れては居たが、袁氏に對する反

抗の氣勢を助けた點については、與つて力あつたと謂はなければならぬ。従つて、第三革命が起つて後、舊革命黨の各派は總じて活氣づき、その外、種々の事情から袁氏に對して反感を懷いて居た人々も次第に革命に力を添え、意外に根強き動亂となつて袁氏を苦しませるに至つたのである。

袁世凱の死去 袁氏が帝制を計畫するに方つて、先づ日本へ或る利權を提供して帝制を承認させよう企てたのが失敗し、更に英國を頼んで援助を求めようと試みた。然かし、歐洲大戰の關係上、英國は東洋事情について日本の協同を固うする必要を認めて居たので、袁氏の帝制計畫についても日本と態度を同じうする事となり、大に袁氏を失望させたのである。

國內に於ては、袁氏の期待に反して、廣東廣西二省が革命に参加し、又一方には財政の窮乏に苦しめられて信用を墮して了つた。袁氏は、段祺瑞に信賴し段氏を國務總理とする責任内閣を作つて、反袁氣勢を和めようと試みたが、時機既に後れて何の効果もなく、段氏も亦目下の形勢を顧みて、寧ろ自分自身の前途を開く事に重きを置いて、袁氏の爲めに忠實に奔走しようとはしなかつた。

さすがの恠傑袁世凱も、智盡き策窮まつて、憤恨の中に病歿し、只洪憲皇帝榮華の夢を遺すのみとなつた。時に、民國五年六月六日、袁氏歳五十八であつた。

第二十四章 列強の對支活動

序 說 袁世凱歿後の支那政局は、次第に混亂を増し、紛糾を重ねて今日に及んで居る。その混亂に對する列強の政策もおのづから複雑な變化を生じて來た。ひとり袁氏歿後に限つたわけでは無く、第一革命前後の頃に於ける支那政局の動搖といふ事が、既に列強の對支關係の上に重要な變化を起させて來た。加ふるに、袁氏が列強の對支關係を國內政策に利用した事も亦右様の變化を惹き起させる有力な動機となつたのである。因つて今、袁氏歿後の政局を述べる前に、第一革命前後から袁氏死去の頃に至る五六年間の列強の對支關係を考へて見よう。これは、第一革命以後の支那事情を解釋するに必要であるのみならず、袁氏歿後の政局の變移を觀察するについても亦缺く可からざる要件である。

第一革命の起る約八ヶ月前に、露國が支那に對して、伊犁地方に於ける露國の利益を保障すべき要求を提出したことがある。伊犁は外蒙古の西に接した支那の領土であり、露領中亞細亞の東に隣して居る。一八八一年の露支條約に由つて露國は伊犁に對して商業上の利益を獲たのであるが、今やその利益を擴張するについての強硬な運動を始めたのである。結局、露國は自由行動を執るといふ態度を

示して、その要求を支那に承諾させた。

それと殆ど同時に、英國の片馬占領事件が起つて來た。片馬といふのは支那の雲南省の西邊で英領緬甸に近い地方である。この地方の地理は極めて不明瞭であり、従つてこの方面の英支國境は、從來精確に劃定されて居なかつたのである。(片馬の位置と片馬問題の經過については、民國十三年に上海で出版された謝彬の雲南遊記に稍々明細に述べられて居る)。英國は、片馬をば英領に含まるべきものと解釋して俄にその占領を企てたのである。支那から抗議を提出したが、結局、この交渉は曖昧に終つて、遂に英國側に占領された形となつたのである。

伊犁・片馬の二ツの問題は、支那革命前に起つたものであり、露英二國の支那に對する活動の一端を洩らしたものである。革命が起つてから間もなく、露英二國は更に大規模の活動を試み、一ツは蒙古問題となり、他の一ツは西藏問題となつて現はれた。蒙古の背後に露國があり、西藏の後援として英國が働いて居た。

蒙古問題 外蒙古の中心都會たる庫倫(クイロン)には、蒙古人の信仰する喇嘛教の首長として活佛と呼ばれるものが住んで居た。活佛といふ名は、喇嘛教の總首長たる西藏の達賴喇嘛(ダライ)へ捧げられた尊稱であるが、他の地方的首長に對しても同様の尊稱が用ひらるゝやうになつたのである。蒙古人に對して絶大

の威信を有する活佛が露國に嫉かされて獨立を宣言したのが、革命の起つた年の十二月のことである。

次で内地に於ては清帝退位となり、中華民國の共和政府が設立されて、革命の善後策に忙しかつた間に、露國と活佛の聯絡は益々捗つて、民國元年十一月露蒙協約が成立した。活佛は全く露國の傀儡となつて、新建の民國に反抗したのである。民國政府は、蒙古問題を處置する必要に迫られて居たのであるが、翌民國二年となつて前に述べた宋教仁暗殺の件(本講二六六頁)が起り、國內動搖の兆が明らかに見えて來たので、蒙古方面へ手を盡すことができなくなつた。然かし其のまゝ棄て置く事はできず、一應露國へ交渉を試みたが、受けつけられず、困却して居たところへ、第二革命の動亂となり、益々國內の整理に忙しくなつて、十分に蒙古問題を討究する餘裕が無くなつて來た。

民國政府は、早く蒙古問題を落着させる必要を感じて、大讓歩を敢てするに決し、民國二年十一月五日、露支協約を結ぶ事となつた。この協約に由つて、外蒙古は民國の宗主權の下に自治國たる事を認められ、前の露蒙協約も有効と認められる事になつた。併せて外蒙古といふ地理上の範圍が示され、喀爾喀四部(カールカ)(車臣部(ツエツエン)・土謝圖部(ツシエト)・三音諾顏部(サインノヤン)・札薩克圖部(チヤサクト))と科布多(コブド)と唐努烏梁海(タンヌウリヤンハイ)との三ツの地方を含むものと定められた。

露支の交渉がまとまつた上は、自治を承認された外蒙古を加へて、露支蒙三國の關係を明白にする會議を開く事が必要となつた。この會議は、民國三年九月外蒙古とシベリヤの境上に在る恰克圖チヤククトに開會され、途中で行き惱み、民國四年六月七日を以て、露支蒙條約が成立した。これに由つて、外蒙古は、民國の宗主權の下に自治を許され、領土と政治とに關しては外國と條約を結ぶことを許されなすが商業に關しては外國と條約を結び得る事となり、露支兩國は外蒙古の要地へ代表者を駐在させ、從來露國と外蒙古（庫倫政府）の間に結ばれた總ての約束は有効であると認められた。

外蒙古問題は、右の露支蒙條約を以て一段落を結んだのであり、その後今日に至るまでの變化は、尙ほ後章に述べる事とする。こゝに附け加へて述べて置きたいことは、所謂宗社黨（本講三二六三頁）の活動である。右の露支蒙條約が結ばれてから少しく後に、巴布札布バブチャブを首長とした蒙古義軍が宗社黨のため、滿洲を手に入れる計畫の下に、庫倫方面から東蒙古へ進出して、一時は民國政府を愕かすほどの活動を試みた。同年秋、巴布札布が戦歿したのみならず、全般の計畫に手違ひが起つて、宗社黨蹶起の運動も中途で挫折して了つたのである。

西藏問題 蒙古問題と切り離して考へることのできないのが西藏問題である。英國が西藏を自分の勢力地とする目的を懷いて居た傍ら、露國も亦西藏に對して淺からざる關係を有し、西藏については

英露支三國の間に複雑な問題が起つて來た。

西藏の政治上の首長として又宗教上の大法主として強大な權力を振つて居るものは、西藏の首府ラサに住める達賴喇嘛である。彼れの統轄する喇嘛教は、西藏を本據として、支那並に滿洲蒙古方面に弘まり、殊に蒙古人はその熱心な信徒である。シベリヤのバイカル湖の東邊に住むブリヤト蒙古人 Buryat Mongols も同じく喇嘛教の信徒である。露國は、このブリヤト蒙古人を利用して達賴喇嘛への接近を企てたが、露國が西藏と親しむのは、英領印度を脅かす一手段となるからであり、英國が西藏をば自分の勢力地とする希望を懷いて居るのも亦露國の脅威に對する防衛の必要に本づくのである。

日清戦争の起つた頃に、露國はブリヤト蒙古人ドルジエフ Dorigev を手先きに使つて達賴喇嘛へ親しみを求めさせた。次で我が明治三十四年、ドルジエフは達賴喇嘛の特使となつて露國に赴き、保護を求めるといふまでに露藏の親密が拂つて來た。翌年に至つて、露國が清國と共同して西藏を保護する條約が成立したといふ消息が洩れた。そこで英國は、その頃亞細亞に於て露國と反目して居た關係上西藏事情について細密の注意を拂ひ、要すれば兵力を用ひても西藏を英國の勢力地としなければならぬと決心するやうになつて來た。會々日露の關係が切迫して來たので、英國は露國に對する日本

の開戦を助けるのが自分に取つて有利であると考へ、日英兩國の利害が一致して、遂に日露戦争が開かれたのである。その戦争の最中、我が明治三十七年八月、英國のヤングハusband Younghusband 大佐の率ゐる遠征隊は印度からラサに侵入し、九月七日英藏協約を結んだ。これは、西藏と印度の通商を開き、英國の承諾無くしては西藏の土地を或る外國へ譲與しないといふ事を約したものである。但し達賴喇嘛は、その頃英軍を避けてドルジフと共に遠く外蒙古の庫倫へ走り、次で露國へ入らうと企てたが清國政府の手に引き戻された。

一方に於て、清國は、自分の屬地たる西藏に對する英國の武力干渉を黙認することはできないので、明治三十八年、使を印度に送つて西藏に關する交渉を開き、翌三十九年四月、北京に於て西藏に關する英支條約が成立した。これは、西藏に對する清國の宗主權を確かめ、西藏と印度の通商を開き、英國の西藏に於ける鐵道電信敷設權を認めたものである。又翌四十年九月に至つて、英露の間に協約が成立し亞細亞に於ける英露間多年の抗爭を止める事となつたので、西藏に關しても、英露各々干渉を加へないといふことが約束されたのである。

英露二國が西藏から手を引く事となつて後、清國は西藏に對して十分の監督を加へ得るやうな手段を廻らさうとして、先づ武力を以て西藏を抑へる必要を感じ、我が明治四十三年二月、清兵は四川省から西に向つてラサに達した。達賴喇嘛は昨四十二年八月を以てラサに歸着して居たが、清兵の侵入を聞いて、取り敢えず印度へ脱走して、シキム Sikkim 國の首府ダージリン Darjiling (大吉嶺) に滞在し、一方には印度太守に會見し、又一方には露國へ特使を送つて清國の干渉を免かれる運動を試みつゝあつた。

清國の西藏に對する干渉の一件が全く落着しない中に翌明治四十四年、支那革命が勃發し、西藏問題は更に新しき現象を呈するに至つた、即ちこの革命に乗じて露國が外蒙古に手を出したのに對して、英國も亦更めて西藏に對する勢力擴張を企てる事となつたのである。

民國元年八月、達賴喇嘛は中華民國に對して西藏の獨立を宣言し、その前後に亘つて、民國と西藏の間に交戦が起つたが、英國は西藏に對して聲援を與へつゝあつた。民國二年一月達賴喇嘛は、外蒙古の活佛と聯絡を通じて、互に獨立を認め互に相助けるための蒙藏協約を結んだが、それに伴つて、英露の間にも協約が成立したといふ風説が弘まつた。その協約は、露國が外蒙古を、英國が西藏を各自の勢力地とする事を約束したものであると謂はれて居る。

民國政府は、英露協約を聞き傳へて大に愕き、西藏に關して英國と交渉を開く必要を認め、英藏支會議を印度のダージリンに開く事となつた。後に、會議の地點は、西北印度パンジャブ州のシムラ

Sinaiya に移され、民國二年十月から開會され、又間もなくデリー Delhi に移つて會議を續けた。然るに意見が容易に一致しなかつたので、翌三年七月に至つて行き悩みとなり、遂に一旦中止する事となつた。會々歐州大戰が起つたので、英國は暫く西藏問題を放棄しなければならなくなつた。大戰後になつて、交渉再興の企てもあつたが、結局英藏支會議は未解決のまま、今日に残されて居るのである。

鐵道利權 蒙古問題といひ西藏問題といひ、何れも政治上の活動に屬するものであるが、別に經濟上の活動として支那に於ける鐵道利權の競争が烈しくなつて來た。この競争は、日露戰後、諸外國が日本の勢力を憚つて手控えたのと、支那自身が利權回收の必要を認めたのとで一時中止の姿になつて居た。然るに革命後の民國政府が財政に苦しんで外國からの借款に頼らなければならなくなつた爲めに、諸外國は支那へ資金を貸し附けて鐵道敷設の利權を握ることに奔走するやうになつて來たのである。その鐵道は、外國の所有とするのでは無く、敷設費を支那へ貸して支那のために鐵道を作るのであるが、諸外國としては、自分の手で敷設した鐵道を根據として勢力を植ゑつける利益を見込み、支那の方では、借り入れた鐵道借款を別の目的に流用する便利を見込んで居たのである。諸外國は、鐵道借款を取扱ふための對支投資團を設けたが、これは各國の有力な銀行・會社の組合

であるその投資團の中で、支那に對して最も活躍したのは露佛白聯合のものである。今、諸外國が共和以後の支那に於て獲得した鐵道利權の主要なるものを左に掲げよう。

(一) 海蘭(隴海)鐵道

露佛白聯合(借款引き受けは白耳義の支那鐵道敷設組合の名義を用ふ)。民國元年九月成約。(民國九年五月重約)。借款額二億五千萬フラン。

この一線は、東は江蘇省の海州から西は甘肅省の蘭州に至る計畫であつて、延長約一千五百哩に及ぶものである。是れより先、白耳義支那鐵道敷設組合の手に由つて河南省の開封から西へ洛陽に至る汴洛鐵道(百十五哩)が敷設され、明治四十三年に開通した。海蘭(隴海)鐵道は、右の汴洛線を東西へ延長するものであつて、目下の處、開封から東へ徐州までと、洛陽から西へ觀音堂までの間が開通して居る。

(二) 同成鐵道

露佛白聯合。民國二年八月成約。借款額二千五百萬フラン。

この一線は、山西省の大同から西南へ太原を経て、陝西省の長安(西安)から漢中を過ぎ、四川省の成都に達する約九百六十哩の鐵道である。目下未成。

(三) 欽渝鐵道

佛國。民國三年二月成約。借款額二千四百萬フラン。

この一線は、廣東省の西南邊にある欽州から北へ南寧・百色・興義・雲南を経て、四川省の重慶(揚子江岸の開港場)に至る約一千哩である。渝といふのは、重慶の俗稱である。重慶から更に成都へ延長さるゝ計畫であると謂はれて居るから、然うなると右の同成線と聯絡するわけである。目下未成。

(四) 寧湘鐵道

英國。民國三年三月成約。借款額八百萬ポンド。これは、南京(江寧)から西南へ湖南省の長沙(俗稱を湘といふ)へ通ずる約七百七十哩の一線であり、それには二三の支線を附け加へる豫定である。目下未成。

(五) 沙興鐵道

英國。民國二年十二月成約。借款額一千萬ポンド。

これは、湖北省の沙市(揚子江岸の開港場)の對岸から南へ常德・辰州・沅州・貴陽を経て、貴州省の興義に達するもので、支線を加へて約八百哩の鐵道である。目下未成。

(六) 浦信鐵道

英國。民國二年十一月成約。借款額三百萬ポンド。(目下未成)

これは、南京の對岸浦口から西へ信陽(京漢鐵道の一驛)に達する約三百哩の一線である。

以上の外に、獨逸は、民國三年に、山東鐵道の一驛高密から西南へ徐州に至る一線と、濟南から西へ直隸省の順德(京漢鐵道の一驛)に至る一線の敷設についての借款權を獲たが、これは後に、我が日本の手に讓られ、更に後、我が國から之れを新四國借款團(後章に述べる)へ讓つて了つた。

米國は、從來支那鐵道利權について有力な成功を遂げなかつたが、大正四年(一九一五年)の末に至つて、米國の有力な銀行會社が聯合して、廣益公司(The American International Corporation)と名づくる對支借款團を組織し、その手で、民國五年五月、支那に於ける大規模の鐵道借款權を獲得した。然るに、これは英佛露諸國の既得權を侵害するといふ抗議を受けて、敷設計畫を改める事となり、湖南省の株州から廣東省の欽州に至る約六百哩と、河南省の周家口(信陽と鄭州の間で、京漢線の東に近し)から湖北省の襄陽に至る約二百哩との二線の借款を得たと謂はれて居る。右の廣益公司是主として、我が日本の支那に於ける經濟的活躍に對抗するために設けられたものであつて、米國の有名なシムスカレー Siemens Carey 鐵道運河會社と名を異にして實を同じうするものと考へられる。

此の如く諸外國が支那の鐵道利権を獲得するに忙しかつた間に、我が日本も滿蒙方面に於ける鐵道利権を手に收めることができた。支那本部に於ても、我が國は鐵道利権獲得の計畫を立てたのであるが、それが揚子江地方であつた爲めに、英國の利益と抵觸して、遂に成功を遂げずに了つた、只江西省の九江(潯陽)から南へ南昌に至る(南潯線)約八十哩には、我が國からの借款も加はり、我が技師に由つて敷設され、明治四十年に工事を起し大正四年(民國四年)に開通したのである。民國以後に至つて我が國の獲得した鐵道利権は、左記の滿蒙五鐵道(民國二年十月成約)である。

(一) 四平街(南滿線の一驛)―洮南 百九十四哩

(二) 長春―洮南 約百八十哩

(三) 洮南―熱河 約四百七十哩

(四) 開原(南滿線の一驛)―海龍 約百二十哩

(五) 海龍―吉林 約百十哩

右の中で、最初の四平街洮南線は大正十二年十一月全線開通し、最近に至つて洮南から北へ東支鐵道の一驛たる昂昂溪に至る鐵道も我が國からの借款に由つて敷設されたのみならず、四平街洮南線の一驛鄭家屯(遼源)から西へ白音太拉バインタラに至る支線七十哩も現に開通して居る。洮南熱河線は、後に華府

會議に於て我が國がその敷設優先權を放棄し、その他の諸線も未だ着手されて居ない。因みにいふ、長春から東へ吉林に至る吉長線約八十哩は、我が國からの借款に由り、明治四十二年に工事を起し、大正元年に開通した。吉林から東南へ朝鮮北境の會寧に至る吉會線(約二百四十哩)については、曩に日清協約の中に我が國の敷設權が設定されて居るが(本講三四五頁參照)、近頃大正十四年十月、その一部(吉林から敦化に至る)の敷設に着手する借款契約が成立した。

こゝに注意を要するのは、如上諸外國の支那に於ける鐵道敷設契約は、悉く實施されるに定まつては居ないといふ事である。或る國の敷設權に對して他の國が抗議を提出したり、又は内々の契約であつて公認されて居ない場合もある。又、或る線の借款額は豫定されても、その全額を一時に民國政府へ提供するのでは無く、一部の前渡金を交附するに過ぎない場合も多い。然かし、鐵道借款を提供するについては、その鐵道の附屬財産と收入とを擔保とするのであるから、支那がその借款を返済できない限り、その鐵道は民國の所有であつても、實はそれを敷設した或る外國の勢力範圍に利用されるわけである。又、支那が借款を返済すると否に係らず、鐵道を敷設した地方の交通が開け、資源が開發され、その地方の貿易が発達するといふ事は、外國の對支通商に取つて極めて有利な結果を齎すものである。諸外國が好んで支那に於ける鐵道敷設に投資するのは主として右の經濟上の利益を見込

むからである。

單獨借款と國際借款 上述の鐵道借款は、それ／＼或る外國が單獨で支那と契約を結んだものである。露佛白聯合といつても、露國が主動者として佛白二國の資力を利用したものであり、形は聯合であつても、實は單獨に同じきものであつた。之れに對して、數多の諸外國が公然聯合して合資的借款に應じた場合もあり、之れを國際借款と呼ぶことができる。

國際借款のことを述べる前に、鐵道以外の主要なる單獨借款について一言を添えて置かなければならない。諸外國がそれ／＼對支投資に奔走しつゝあつた中で、民國以後大に活躍したものは米國である。殊に前述の廣益公司が設立されてから著るしき活躍を示して來た。廣益公司は、鐵道利權の外に大運河借款契約を結ぶことにも成功した。是より先民國三年の初、米國赤十字社と民國政府の間に導淮借款二十萬ドルの契約が成立した。これは淮河（黄河と揚子江の中間に在る大河）の汎濫を抑えて沿岸地方の開拓を圖るための借款であつた。會々歐洲大戰が起つて、この借款は實行されずじつたこの借款の件が後に廣益公司の手に移り、公司は、改めて民國政府と大運河借款を契約するに至つたのである。即ち、民國五年五月、江蘇省方面の運河を浚渫改良するために三百萬ドルの借款に應じ、民國六年十一月、山東省方面の通河を浚渫改良するために六百萬ドルの借款に應ずる事となつたので

ある。支那の南北を連ぬる大運河は、淮河と黄河との汎濫のために屢々故障を生ずるのであるから、その運河を浚渫改良する必要ありと認められて、その爲めの借款が企てられたのである。大運河借款は、前の導淮借款の模様替えともいふ可きものである。當時、我が國は、山東省に於ける獨逸の利權を繼承して居たから、米國の山東運河借款に對して抗議を提出し、結局、我が國もこの借款に加入する事となつた。

各國單獨の借款でなく、數國共同の國際借款が現はれた經過を述べよう。先づ我が明治四十三年五月、英米獨佛四國合同の銀行團が成立して、對支借款を供給する事となつたのが、支那に對する國際借款團の始めである。

この四國借款團は、明治四十四年四月、支那の幣制改革に用ひると稱する一大借款に應ずるといふ事になつたが、その資金は、幣制改革の爲めばかりでなく、一部分を滿洲に於ける企業資金として使用するのみならず、將來の滿洲への投資優先權を右四國借款團へ附與するといふ條件を加へてあつた。これは滿洲に對して特殊利益を保有する日露兩國を無視したといふので、日露兩國は抗議を提出し、一場の紛紜を惹き起す事となつた。間もなく支那革命が起つた爲めに是の借款は中絶してつた。

革命の後に民國政府が成立したが、さし當り財政の困難を感じて外國からの借款に頼らなければならなくなり、先づ四國借款團へ交渉を開いたが纏まらず、白耳義の財團と契約を結ぶ事となつた。四國借款團はこれに干渉して其の契約を廢棄させ、結束を固うする爲めに、更めて日露兩國を加入させる方針を執り、其の結果、英米獨佛日露の六國借款團が成立したのである。

民國元年六月、六國借款團の基礎協定が成立したので、民國政府との間に一大借款の交渉が開かれたが、民國側の希望通りにならないので、その交渉は容易に進捗しなかつた。加ふるに、民國二年三月になつて、ウィルソンが米國大統領となつてから、支那の主權に干渉を加へるといふ結果を生ずるやうな借款には參加しないといふ理由で、米國銀行團を六國借款團から脱退させて了つた。そこで残つた英獨佛日露が五國借款團となつて支那への大借款を協議する事となり、民國二年四月二十六日、二千五百萬ポンドの善後大借款が成立するに至つたのである。この善後大借款は、袁世凱の統一政策の成功を助けた有力な一因であり、又支那の鹽稅收入がこの大借款の擔保となり、民國政府は新に鹽務署を北京に設けて鹽稅事務の大改革を行ひ、外國人をして或る程度までその事務を管理させる事となつた。

なほ是の大借款は、初めは政治上にも經濟上にも併せ用ひるといふ取り決めであつたが、民國二年

九月、五國借款團の申合せで、之れを政治上の目的に使用させ經濟上の借款は各國の隨意に任せるといふ事に改められた。それ故に、鐵道に關する經濟的借款は、五國の合同を必要としない事になつたので、激甚の競争が起つて來たわけである。

歐洲大戰が起つてから、獨逸はおのづから五國借款團から取り除けられ、次で我が大正六年、露國革命が発生して後は、露國も只名義上借款團の一員となつて居るに過ぎない姿となつた。英佛とても大戰に忙しくて、支那の借款に應じ難く我が日本のみが、大正六・七年に亘つて支那の借款を引き受けて居た。大戰後となつて、米國の提議に由り、日英米佛合同の新四國借款團が大正九年十月に成立したが、この新四國借款團のことは、尙ほ後章に述べよう。

第二十五章 日支交渉

日支交渉と其の要目 列強の對支活動と名づく可きものの中に、我が國として重要な意味を含めるものは、大正四年の日支交渉即ち所謂二十一ヶ條問題である。

歐洲大戰につれて、我が國は、獨逸に對して戰を開き、東洋平和の保全を目的として、大正三年十一月、獨逸の占有せる山東省膠州灣租借地を占領した。日支交渉は、それに次で、大正四年一月十八日に始まり、五月七日、我が國は最後通牒を發し、五月二十五日、日支條約が調印されたのである。我が國から提出した二十一ヶ條の要求は、次の五項に分れる。

- (一) 山東省に關するもの四ヶ條
- (二) 南滿洲・東蒙古に關するもの七ヶ條
- (三) 漢冶萍公司に關するもの二ヶ條
- (四) 支那領土保全の目的に關するもの一ヶ條
- (五) 希望條件七ヶ條

以下右五項についての略説を試みよう。

山東省に關するもの 山東省に關しては、(一)獨逸が山東省に於て占有する權利利益の處分をば、日獨兩國政府の協定に一任する事、(二)支那政府は、山東省内若くは、その沿海地方又は嶋嶼を他國に讓與貸與しない事、(三)芝罘又は龍口と山東鐵道とを聯絡すべき鐵道の敷設權を日本に附與する事、(四)山東省内の主要都市をば外國人の居住及び貿易のために開放する事、以上四ヶ條の要求が提出された。

右の中、第二條は支那政府みづから之れを聲明するといふ形式を執る事となり、第三條は、獨逸が芝罘から濰縣(山東鐵道の一驛)に至る鐵道の借款權を拋棄した時には、支那は芝罘又は龍口と山東鐵道を聯絡すべき鐵道の借款を日本の資本金家へ商議するといふ事に改められ、第一・第四の二ヶ條はそのまゝ承認された。

なほ我が國は、膠州灣還附を聲明し、その條件として、膠州灣を商港として開放する事、日本のために專管居留地を設け諸外國の爲めに共同居留地を置くといふ事を定めたのである。

山東省に關する日支兩國の問題は、その後、幾多の曲折を経た末に、華府會議に於て解決され、大正十一年二月を以て處分案が定まつた。その處分に付ての細目協定は、同年十二月を以て結了し、日本は山東を支那へ還附し、支那は山東鐵道の賠償金を日本へ支拂ひ、膠州灣は開放され、支那は省内

の張店・坊子・高密・濰縣・淄川・博山・周村・青州の八都市を開放する事となつた。

南滿洲・東蒙古に關するもの 我が國の要求した所のものは、(一)旅順大連租借期限及び南滿洲・安奉の兩鐵道の經營期限を各々九十九ケ年に延長する事、(二)南滿洲・東蒙古に於ける商工業上の建物建設又は耕作のため必要な土地賃借權又は所有權を日本國民に附與する事、(三)日本國民は南滿洲・東蒙古に於て自由に居住往來し商工業その他の業務に従事し得る事、(四)南滿洲・東蒙古に於ける鑛山採掘權を日本國民に附與する事、(五)支那政府は、南滿洲・東蒙古に於て他國人に鐵道敷設權を與へ又は鐵道敷設の爲めに借款をなすに付ては、豫め日本政府の同意を経べく、南滿洲・東蒙古の諸税を擔保として借款を起す時も亦同様たるべき事、(六)南滿洲・東蒙古に於ける政治財政軍事に關して顧問教官を要する時は、必ず先づ之れを日本へ協議すべき事、(七)本條約訂結の日から九十九年の間、吉林長春鐵道の管理を日本へ委任する事、以上七ヶ條である。

第一條の旅順大連租借の件は、露國が一八九八年(明治三十一年)に二十五ヶ年の期限附きで清國と契約したもので、その權利を我が日本が繼承したのである。今や二十五ヶ年といふ期限を九十九ヶ年に延長したのであるから、一九九七年まで租借し得る事となつた。南滿洲鐵道は、元々露國の所有であつた時に、その運轉開始(一九〇三年、即明治三十六年、七月)から三十六ヶ年後には、支那へ買

ひ取られても差支ないといふ條件で經營されたものであり、其の條件を我が國が繼承したのである。今や三十六ヶ年を九十九ヶ年に改めて二〇〇二年まで我が國の手で經營し得る事となつた。安奉鐵道は、明治三十八年十二月の日清協約第六條に於て、改築工事完成の時から十五ヶ年の期限附きで、我が國の手で經營する事となつた。この改築工事完成期は、一九〇八年(明治四十一年)の豫定であつて、この年から起算する筈であつたから、一九二三年が經營滿期の年となる可きわけであつた。今や十五ヶ年といふ期限を九十九ヶ年に改めて、安奉鐵道は、二〇〇七年まで我が國の手で經營する事と定まつた。

第二條の土地賃借又は所有に關する件は、土地商租といふ名稱を以て承認された。商租といふ事は、三十ヶ年までの期限附きで無條件に繼續し得る租借を意味するといふ注釋が發表された。ところで、商租を實行するについて幾多の故障が起り、滿洲の支那官憲がその實行を妨害する形迹明らかとなつて來たので、今日に至るまで、その實行は十分の成績を擧げて居ない。

第三條は、東蒙古に於ては農業及び附隨工業は日支合辦に由つて經營し得る事とし、南滿洲に於ては、日本國民は自由に居住往來し、商業その他の業務に従事し得る事といふやうに、南滿洲と東蒙古とに對する權利を區別して承認された。なほ別に、支那側は、進んで東蒙古の適當な都市を外國人の

居住貿易のために開放すべきことを約束した。

第四條は、南滿洲に於ける鑛山採掘を日本國民に許すといふ事になつて、左記の鑛山が選定された。

- (イ) 奉天省
 - 牛心臺(本溪縣内) 石炭
 - 田什付溝(本溪縣内) 石炭
 - 杉松崗(海龍縣内) 石炭
 - 鐵廠(通化縣内) 石炭
 - 暖地塘(錦縣内) 石炭
 - 鞍山站一帶 鐵
- (ロ) 吉林省南部
 - 杉松崗(和龍縣内) 石炭 鐵
 - 缸窑(吉林縣内) 石炭
 - 夾皮溝(樺甸縣内) 金

第五條は、支那政府みづから聲明するといふ形式に由つて承認された。然かし、この二ヶの優先權は、後に華府會議に於て、我が國みづから之れを取消して了つた。

第六條も、支那政府みづから之れを聲明するといふ形式に由つて承認された。

第七條は、吉長鐵道に關する從來の約束を根本から改訂するといふ事に改められて決定された。吉林長春間の鐵道を敷設するといふ計畫は、明治四十年四月に成立したる日支間の協約に於て公表された。是に由つて、支那政府は、該鐵道の敷設資金の半額を日本の南滿洲鐵道會社から借り入れる事となり、その金額を二百十五萬圓として、明治四十二年八月借款契約が我立した。その借款は二十五年を以て返済期限とし、技師長と會計主任とに日本人を用ひる事となつた。明治四十三年五月を以て敷設工事に着手し、その進行抄らず、大正元年十月、やうやく開通したのである。然るに其の工事といひ會計といひ、實際は支那側の關係者の手に左右されて紊亂を來たし、工世上の缺陷が少なくなかつた。而してこの吉長線は、將來北朝鮮の會寧へ延長さるゝ豫定であつて、滿鮮聯絡に取つて重要な意味を含むものである。由つて、我が國は吉長線の管理權を收めてこの鐵道の完成を果さうと考へたのであるが、結局は、この鐵道に關する從來の日支間の約束を根本から改訂するといふ事に落着いた。後に、大正六年十月、我が南滿洲鐵道會社は、六百五十萬圓の新借款に應じて、吉長鐵道を完成

する事となり、其の返済期限を三十ヶ年とし、期限内は、南滿洲鐵道會社が吉長鐵道を管理する事となつた。

漢冶萍公司に關するもの 我が要求は、(一)將來適當の時機に於て、この公司を日支合辦とし、且つ支那は日本の同意なくして同公司に屬する權利財産を處分しない事、(二)同公司に屬する諸鑛山の附近にある鑛山の採掘は、同公司の承諾なき限り、同公司以外のものに許可しない事、以上二ヶ條であつた。これは、公司を將來日支合辦とすること、支那政府は同公司を沒收しない事、又同公司に關係せる日本資本家の同意なくしては之れを國有としない事、日本以外の國をして同公司に投資させない事といふ約束が成立した。

この公司の成立については、次の如き由來がある。我が明治四十一年、漢陽の製鐵所と大冶の鐵山と萍郷の炭坑との三所の事業が合併されて、漢冶萍煤鐵鑛廠有限公司といふ一大株式會社が設けられた。大冶鐵山の産鐵量は莫大なものであつて、我が國も明治三十三年頃から大冶の鐵を輸入するやうになつた。明治三十七年に至つて、我が國は、大冶の採鐵事業を助けるために借款契約を結んだが、その後、幾たびか借款を重ね、寧ろ是の公司の事業を日支合辦にした方が宜しいと考へらるゝ程、我が國の資本がこの公司の事業へ注ぎ込まれたのである。この合辦計畫は、明治四十五年一旦實行さ

れかけて中絶し、大正二年十二月、我が國が更に一千五百萬圓の借款に應じた時に、その借款は、今後四十年間に大冶の産鐵を以て代償する事並に日本から採鐵の監督技師を招く事といふ條件が定められた。日支交渉の起る頃までに、我が國から公司へ貸し附けた金額は三千萬圓に近くなつて居り、公司と我が國とは密接の關係を結んで居たのであるから、公司の事業を日支合辦とする要求が提出さるゝに至つたのである。

支那領土保全に關するもの 我が要求は、支那政府が支那沿岸の港灣及島嶼を他國に讓與し又は貸與しないやうにするといふ一ヶ條であつた。これは、民國四年五月十三日を以て、支那政府が自發的に宣言したといふ形で落着した。

第五項(希望條件) 日支交渉の中で我が希望條件と謂はれた第五項の要求は、次の七ヶ條である。

- (一) 支那の中央政府に、政治・財政・軍事の顧問として日本人を傭聘する事。
- (二) 支那内地の日本の病院・寺院・學校に土地所有權を附與する事。
- (三) 必要の地方に於ける支那の警察を日支合同とするか又はその警察官廳に日本人を傭聘する事。
- (四) 日本より支那へ一定數量の兵器を供給するか又は支那に於て日支合辦の兵器廠を設立する事。

事。

(五) 武昌と南潯鐵道(九江より南昌に至る線、三九〇頁を見よ)を連ぬる鐵道、及び南昌―杭州と南昌―潮州の鐵道敷設權を日本に許與する事。

(六) 福建省に於て鐵道・鑛山・港灣の設備について外國より借款を求むる場合には先づ日本に協議する事。

(七) 支那に於ける日本人の布教權を認むる事。

右七ヶ條の中、支那政府は福建省沿岸に於て造船所・軍用貯炭所・海軍根據地其他軍事上の施設をなす事を何れの國にも許可せず、又支那みづからも外國借款に由つて右同様の施設を企てる事をしない、といふ約束を與へ、他の六ヶ條は、承認されず了つた。後に華府會議に於て、我が國は、日支交渉第五項を撤回する事となつた。

日支交渉の結果 大正四年日支交渉の目的は、日支共存の實を擧げようとしたのであつて、我が要求は、支那に對する侵略的意義を含んだものでは無い。然かし、その交渉が、歐洲大戰の最中で、支那について利害關係深き諸外國が東洋方面を顧慮する暇なき間に行はれ、且つ交渉の手段の上に於ても、穩當を缺くやうに思はるゝ點があつたので、廣く猜疑の眼を注がるゝ事となつた。殊に支那に於

ては、排日排貨の氣勢が高まり、故さらに日本の侵略的野心といふことを誇張して惡宣傳を逞しうするもの少なからず、結局、日支交渉は、條約の上に於ては大部分日本の要求が承認されたにも係らず、その實施に付ては多大の困難を伴ふものがある。

日支交渉が完了しない中に、米國が「支那に於ける米國の條約上の權利を侵し、支那の政治と領土との獨立並に支那に於ける門戶開放主義を害するが如き日支間の約束を承認しない」といふ通牒を日支兩國へ送つたのは、この交渉に對する疑念を洩らしたものである。殊に滿蒙方面に於ける日本勢力の伸張については、米國は絶えず猜疑の眼を注いで居た。我が國としては米國の了解を求める必要があつたので、大正六年十一月、石井ランシング Tansing 協約を結ぶ事となつた(我が石井駐米大使と米國國務卿ランシングの間に締結されたもの)。これは、日米兩國は、領土の近接する國家の間には特殊の關係を生ずるといふことを承認し、米國は、日本が支那に對して特殊の利益を有し、殊に日本の領土に接壤せる支那の一地方に於て然りといふことを承認したものである。この接壤地方といふのは滿蒙を意味するのであり、後に華府會議に於て滿蒙に對する日本の特殊關係が承認されたので、石井ランシング協約は存在の必要を認めずといふ事になり、大正十二年四月を以て廢棄されて了つた。

第二十六章 袁世凱死後の支那政局

南北交渉 袁世凱は、日支交渉を利用して自分の地位を固めようと企てたが、なほ一步を進めて、帝制計畫を立て、皇帝となる榮華を夢みて居た中に、第三革命の勃發に愕かされ民國五年六月、憤悶の中に斃れて了つた。

袁氏の死後、黎元洪が大總統となつたが、南方の革命派との交渉に任すべき有力な當事者は、國務總理段祺瑞であつた。南方革命派は、目ざす敵たる袁世凱を失つてからは、北方の北京政府の當事者に對して、今後の善後策についての交渉を開く必要があつた。革命派の要求は、民國元年に公布された舊約法と民國二年に開かれた舊國會とを復活する事（この二者は袁氏のために破壊されたのである）、革命派の希望に従つて段祺瑞の内閣を改造する事、帝制發起の元兇たちを處罰する事、段氏一派に黎元洪を掣肘させないやうにする事等であつた。

段氏は、形勢を緩和させるために、舊約法と舊國會との復活を宣言し、又革命側の人々を加へて内閣の改造を行ひ、梁士詒等八人を帝制計畫の元兇として處罰すべき旨を公布した。是等の處置は段氏の誠意から出たのではない點もあるが、一應革命側の希望を參酌したものであるから、革命側も強い

て段氏に反抗することを止め、民國五年七月、從來の軍務院を解散する事となつた。八月一日復活國會が北京に開かれ、その議員の中には舊國民黨に屬した人々が多數を占めて居た。要するに、袁氏死後の南北關係は妥協の途に進み、袁氏の專制に對して反抗した革命派も、一ト先づ北京政府と折り合ふ事となつたのである。従つて、革命派は、今後主として合法的手段に由つて主張を貫かうといふ事になり、官僚軍閥派に對する民黨として活動する事となつて來た。

段祺瑞を中心とする官僚軍閥の一派は、民黨の勢力伸張を抑へる手段について苦心しつゝあり、數多の督軍の會議を催して、民黨に對する示威運動を試みようとした事もある（民國五年七月、從來の各省將軍が督軍と改稱された）。當時民黨の實力的根據となつて居たのは、雲南・貴州・四川・廣東・廣西の五省であつて、段氏の率ゐる官僚軍閥の一派に對して實力に於て及ばざる所があつた。そこで民黨は、江蘇督軍馮國璋を味方として誘ひ込む方針の下に運動を試み民國五年十月十日、國會に於て馮國璋を副大統領に選舉することに成功した。

然るに、馮氏は民黨の期待した程民黨のために盡す所なく、その態度頗る曖昧であつた。殊に民黨のために不利であつたのは、内部の結束が亂れつゝあつたことである。段氏の率ゐる官僚軍閥一派に對して民黨といふ廣い範圍にかたまつては居たが、その結束は甚だ弛みがちなものであつた。民黨の

中でも舊國民黨系の人たちは國會を根據として法理の上から段祺瑞の行動を掣肘しようとして居たが、同じ國民黨の一部の者は、民國五年十一月分れて政學會といふ政黨を組織し、岑春煊を黨首に仰いで、段氏との妥協の爲めに盡力する傾向を示しつゝあつた。

翌民國六年に入つて、對獨斷交の件につき、段氏と國會の衝突の危機が近づいて來た。三月十四日、段氏は獨逸に對する斷交を布告したが、之れを國會へ報告しただけであつて、豫め國會の賛否を問はなかつたといふのが國會に取つて不満とする所であつた。次で獨逸に對する宣戰の可否については、舊約法の規定に従つて、國會の意見を求める事となつたが、國民黨議員は痛烈に反對を唱へて、段氏の立場を困難に陥らせた。

その際、大總統黎元洪が平素の不徹底な態度に似もやらず、五月下旬斷然段氏の國務總理の職を免じたのは、豫ての主張通り、民黨との妥協を圓滿に進行させる爲めであつたらうが、北方の督軍たちは、段氏に味方して黎氏に反抗する氣勢を示し、北京の政局頗る動搖しつゝあつた。

安徽督軍張勳は、黎段兩氏の衝突に伴なつた混亂の際に方つて、駐在地徐州から北上して北京に入り、先づ黎總統を壓迫して六月十二日を以て國會を解散させ、時局の中心人物たるが如き地位に立つた。其の勢に乗じて、張勳は、前の清帝を位に立ち戻らせる復辟を企て、七月一日、急に之れを斷行したので、黎元洪は狼狽して日本公使館に逃げ込んで保護を求むる事となつた。天津に居つた段祺瑞は、早くも張勳討伐を宣言し、七月十二日兵を率ゐて北京に入り、忽ち復辟の一舉を覆へして了つた。

黎元洪逃れ張勳敗れて後、段祺瑞は又もや國務總理に復して北京政界の中心に立ち、復辟破壊について段氏に賛同した馮國璋も入京して、八月一日、大總統の職務を代行する事となつた。八月十四日には、段氏の主張した對獨宣戰も布告された。段氏に反抗すべき國會は、去る六月に解散されて了つたのであるから、民黨としては有力な根據を失つたわけであり、段氏並に之れを援助する督軍團に對する民黨の憤恨は次第に高まつて、南北の妥協は結局失敗に歸する事となつたのである。

南北決裂 解散された國會の國民黨員は、多くは廣東に集まつて、こゝに非常特別國會を設け、次で廣東軍政府を組織して、北京政府に對抗する計畫を廻らした。彼等の首領と仰がれた者は孫文である。廣東軍政府は、廣東・廣西・雲南・貴州・四川・湖南の六省（即ち前の第三革命に参加した諸省）を聯合させて段祺瑞の壓迫を反撥しようとしたのである。

この形勢を觀て、段氏は武力に由つて南方の民黨派を屈服させようとしたが、その討伐軍が、湖南省の零陵に奮起した民黨の一部の兵と衝突して、遂に南北の決裂を來たす事となつた。これが民國六

年九月中旬の事である。

段氏は南北の對抗をば武力に由つて解決しようと考えたのであるが、代行大總統馮國璋は、平和の手段に由つて南北を妥協させる必要を主張しつゝあつた。江蘇督軍李純・江西督軍陳光遠・湖北督軍王占元は馮氏を援助し其の主張を支持して居た。従つて段氏の武力解決策は、馮氏一派の平和妥協説に掣肘されて、思ふやうに進捗しかねて居た。

馮國璋は直隸省の出身であつたから、彼れを中心とする一派を直隸系と呼び、段祺瑞は安徽省の出身であつたから、彼れを支持する一派を安徽系と呼ぶやうになつた。別に交通系と呼ばれた一派がある。これは内閣の中で財政を掌る所の交通部を根據とした人々であり、梁士詒が其の中心人物であつた。後に交通系の中から陸宗輿・曹汝霖等が別に分れて新交通系といふ一派を作るに至つた。新交通系は段氏の味方となり、舊交通系に馮氏に接近し、この兩系の財政上の權力争奪が又安徽・直隸兩系の反目を激する一因となつたのである。

段氏は、武力解決策が内部から妨害されるのを憤つて、民國六年十一月、國務總理の職を辭した。すると、山東督軍張懷芝・安徽省長倪嗣冲・奉天督軍張作霖等は天津に會合して武力解決の必要を叫び馮氏の主和方針を批難し、形勢不穩に見えたので、馮氏も段氏の復職を求め、段氏は復職を避けて、

參戰事務督辦に就任する事となつた。これは、支那が協商列國に協力して獨塊側と戦ふ爲めに出兵するを要するかも知れないといふ理由で、參戰のための新軍隊を編成するについて、段氏がその事務を管掌する事となつたのである。この參戰軍は、實は段氏一派の勢力を強める目的で編成さるゝに至つたのである。

北方に於て、安徽系と直隸系の内紛があつて、南方に對する態度が動搖しつゝあつたと同様に、南方に於ても、北方に對する結束は甚だ弛みやすい程度のものであつた。前に述べた廣東軍政府が名義上は南方結束の中心であつたとはいへ、雲南の唐繼堯と廣西の陸榮廷とがそれら強大な兵力を握つて各自の勢力を固めようとする野心を懷いて居たのみならず、政學會一派が孫文系の民黨を排斥して自己の地盤を作らうといふ秘謀を廻らして居た。政學會一派は、遂に陸榮廷を嗾かして、民國七年一月、新に西南護法聯合を組織させて、廣東軍政府を排斥し、四月、軍政府は新設の聯合に併合されて、孫文は廣東を立ち去らなければならなくなつた。

とうとう其の頃、北方に於ては、段祺瑞の勢力が益々盛り返へして、奉天督軍張作霖の如きは段氏のために武力を以て馮國璋を脅かすといふ有様で、民國七年三月、段氏は又もや國務總理の職に就き、従つて武力解決方針が更に新しく實行される事となつた。當時、歐洲に於ては露獨の單獨講和が成立

し、支那の北邊が露獨聯合の勢力に脅かされる恐れを生じたので、參戰首唱者たる段氏は益々活躍し得べき機會に接したのである。而して段氏の活躍に關して、之れを後援したといふ理由で、南方の民黨から烈しく批難されたのが我が寺内内閣である。

段内閣と寺内内閣 我が寺内内閣は、支那の政治的統一を助け、經濟的發展を進めて、日支兩國の共存共衛を完うしようといふ目的で、段氏内閣へ幾多の借款を提供するに至つた。我が内閣の命を承けて、借款の成立に奔走した人の姓に因つて、之れを西原借款と呼んで居る。その借款を列擧すると左記の通りである。

(一) 交通銀行業務整理借款

民國六年九月成立。二千萬圓

交通銀行は光緒三十二年(明治三十九年)設立、民國三年四月に官民合辦の株式會社となつた。この銀行は、支那の國庫金を取扱ひ支那の金融機關として重要な地位を占めて居る。今その業務の紊亂を整理するについての借款が成立したのであつて、支那の金融を順調にして日支貿易の發達を圖らうとしたのである。

(二) 有線電信借款

民國七年四月成立。二千萬圓。

日支の通信聯絡を容易ならしめる爲めに、支那の電信事業を改良させる目的で成立したものである。

(三) 吉會鐵道借款

民國七年六月成立。前貸一千萬圓。

吉會鐵道の事は、前に屢々言及した。その敷設費の一部を前貸したのである。

(四) 黑龍江省吉林省金鑛森林借款

民國七年八月成立。三千萬圓。

吉黑二省の木材採取と金鑛採掘とを助けるための資金である。

(五) 滿蒙鐵道借款

民國七年九月成立。前貸二千萬圓。

民國二年に我が國が滿蒙に於ける鐵道敷設に投資する權利を得た事は、第二十四章の末部に述べたが、其の中、四平街—洮南線を除いた他の諸線と洮南熱河線の一地點から遼東灣に至る一線(新に獲得した權利)とに對する敷設資金の一部を前貸したものである。

(六) 山東二鐵道借款

民國七年九月成立。前貸二千萬圓。

山東鐵道を西方へ延長する二線の敷設費の一部を前貸したものである。この延長二線への投資は、前に獨逸の獲得した権利であるのを、大戰後我が國が引き受ける事となつたのである。

(七) 參戰借款

民國七年九月成立。二千萬圓。

民國七年五月、日支軍事協定が成立し、日支協同して露獨の東侵を防ぐ準備を整へる事となり、段氏は新に軍隊を編成するに必要な借款を我が國へ求めたのである。

(八) 京畿水災借款

民國六年十一月成立。五百萬圓。

直隸省大水害救濟費として貸與したものである。

以上が、寺内内閣が他の外國と關係なく單獨で支那へ貸し附けた借款であり、所謂西原借款である。その借款は擔保不確實のもの多く、又無擔保のものもあるのみならず、元金の支拂へないのは固よりの事、利拂ひすらも延滞して居るのが多い。民國十二年七月、民國政府は我が銀行團から新しく借

款を入れて、延滞利子支拂ひの間に合はせるといふ窮策を執らなければなくなり、現に今日に至るまで、西原借款の始末がつかかねて居る。

如上巨大な借款を取扱つた民國政府の當事者は、前に述べた新交通系の人々であり、その取扱ひに乗じて私利を貪つたといふのに對して、舊交通系の人々は猜疑と不快を懷いた結果、舊交通系はおのづから段氏に反感を有つて、武力解決方針に妨害を加へるやうになつて來た。のみならず如上の大借款は、大低段内閣に取つて南方討伐の費用に流用された傾向があるので、南方派から見ると、段氏を惡くむと同時に其の背後に立てる日本を恨み、反段排日の氣勢を煽るやうになつて來たのである。

借款の件ばかりでは無く、民國七年五月に成立した日支軍事協定も、露獨の東侵を防ぐための日支協同についての軍事上の處置を定めたものであるに係らず、南方派は、之れを支那に對する日本の侵略計畫の準備であると誤解し若しくは曲解して、之れを以て反段排日の聲を高めるのに利用したのである。この軍事協定に伴つた參戰借款に由つて、段氏が新に編成した參戰軍も實は段氏の私用に供せらるゝものに過ぎないといふ誹りを受けた。

要するに、我が寺内内閣の手に成つた對支借款は、日支の共存共衛を完うするといふ目的を逸して、一方には段氏に對する反感を強め、又一方には排日の氣勢を高めさせるといふ結果を生じたのは

遺憾の至りである。段氏に對する反感が強めらるゝに従つて、豫てより南方との平和解決を主張せる馮國璋の直隸系は、梁士詒を中心とする舊交通系と相結んで、武力解決方針を覆へさうと企て、南方派も之れに乗じて馮氏一派に聯絡して段氏を苦しめようとして考へて來たのである。

大總統徐世昌と上海和平會議 段氏の敵が多くなつて來た際に、徐世昌が大總統に當選した事は、いよゝゝ以て武力解決方針の鋒を挫くものであつた。

民國二年十月に施行された大總統選舉法に據ると、大總統の任期は五年であり、その期間内に事故が起つて別人が大總統の職務を代行するやうになつた場合には、初めから數へて五年の期限満ちた時に、更に正式大總統を選舉するといふ規定が載つて居る。袁世凱が正式大總統となつたのは、民國二年十月であるから、それから五年目の民國七年十月には、更に正式大總統を立てなければならぬ事になるのである。

大總統は國會で選舉するのであるが、國會は民國六年六月に解散されて了つた。因つて今、選舉について國會が必要であるといふ所から、大急ぎで議員選舉を行ひ、八月十二日を以て北京に國會を開くこととなつた。急造畸形の國會であつたのは已むを得ざる所である。九月四日の選舉會に於て大總統に當選したのは徐世昌である。彼れは袁世凱の舊友であり、從來中立の地位に立つて來た人で、支

那政界の先輩の一人であつた。十月十日に就任式が行はれた。

徐世昌は南方との平和解決を希望したので、段氏の武力解決方針を抑へようとする傾向が見えた。段氏は之れを不満とした上に、民國七年(大正七年)九月に、日本寺内内閣が退いて、次の原内閣が對支不干涉の方針を宣言した事は、大に段氏の意氣を挫けさせ、結局、段氏は國務總理の職を退く事となつた。然かし、段氏の懷刀といはれた徐樹錚が政界に活躍し、徐氏の後援に由つて組織された安福俱樂部といふ新政黨が國會に勢力を占めて居たのであるから、安徽系の勢力は、段氏が引退したといつても、決して直ぐ衰へはしなかつたのである。

徐世昌は、みづからも平和解決を希望して居た上に、在北京の日英米佛伊諸公使から南北妥協を勸告され、南方派からも妥協の申込みを受けるといふ有様であつたから、遂に決心して、南北の代表者を上海に集めて、和平會議を開かせる事とした。民國八年二月下旬から會議が開かれた。とうとう歐洲大戰の善後策を講ずるために巴里講和會議が開かれてから約一ヶ月後に當つて居る。

然るに、上海和平會議は、早くも行詰つて了つた。南方側が從來の段祺瑞一派の行動を批難することに力を注いだのに對して、北方側では段祺瑞一派の勢力が依然として蔓つて居た爲めに、南北共に誠意を以て妥協を成立させようとはせず、結局、上海會議は有耶無耶の中に壞れて了つた。殊に巴里

會議の中に含まれた山東問題が強く人心を動搖させ、民國八年五月北京に勃發した學生暴動が意外に廣き影響を及ぼして來たので、上海會議は眞面目に顧慮されなくなつて了つたのである。

上海和平會議が失敗に歸して後の支那政局の變移を述べる前に、右の學生暴動とそれに聯關した支那思想界の變調とを考察して置く必要がある。

第二十七章 支那思想變調

山東問題 上海會議は妥協といふ事を眞面目に協議したのは無くて、北方の反段派も南方の代表たちも、是の會議を利用して段派の勢力を抑へつけようと試みた形跡がある、ところが段派の勢力がまだ案外旺盛であるを判かつて見ると、尙更ら反感が強められて來る。その反段氣運と巴里會議の山東問題とが結び付いて、所謂五四運動といふものが突發した、民國八年五月四日北京に於て、數千の學生團が親日派と目指された曹汝霖の邸宅を襲ひ、曹氏は取り逃がしたが、其處に居合はせた章宗祥に重傷を負はせた事件である。五月七日は、前の二十一ヶ條問題に伴つた國恥紀念日であるが、是の日、上海に於ても學生の大會が催され、其の後全国各地に同様の會合が企てられ、遂に上海に全國學生聯合會が成立して、盛に山東問題を論じ、日本と親しみを結んだ賣國奴だといふので、曹汝霖・陸宗輿・章宗祥たちに嚴罰を加へるといふ喧しい叫びを揚げたのである。左に簡単に山東問題の喧しくなつた由來を述べる。

是の年の一月から、歐洲大戰の善後處分について巴里會議が開かれ、民國から陸徵祥・顧維鈞・王正廷などが委員として參會した。民國委員は山東問題に全力を注ぎ、膠州租借地・山東鐵道その他の獨

逸の権利をば日本から無く巴里會議から直接に民國へ還附してもらひたいといふ要求を主張した。米國全權ランシング Lausings は頻りに民國の主張に力を添へ、米國人ミラード Millard の如きは民國全權を助けて露骨なる排日宣傳を試みた。然かし一九一七年（大正六年）二月から三月にかけて、英佛露伊諸國が、山東處分を日支間の交渉に任かせるといふ約束を結んだ事があるので、英佛は民國の主張に同意しなかつた。四月三十日の最高會議に於て、日本の希望通り、山東の處分は日支兩國間の交渉に由つて決定すべき事となつたので、民國委員は巴里會議の對獨平和條約に不服を唱へ、六月二十八日その條約の調印を拒絶して了つた。米國の上院に於ても、山東問題に付て議論を闘はせた末に、對獨平和條約の山東に關する條項の承認を後日に保留するといふ事を議決したのである。

山東問題について民國の學生團が五四運動を起し、次で一大聯合を作つて議論を沸き立たせたといふ事は、支那青年が自國の危機に付ての覺醒の一端を示したものと考ふべきものであらうか、又は全く無自覺な盲動に過ぎないもので單に學匪と名づくべき學生騒動と看做してよいものであらうか。巴里會議は、支那に取つては、從來の卑しめられた國際的地位から脱出する絶好の機會だと考へられた。山東問題は、その脱出の幸運を捉へ得るや否やの重大なる試験であつた。然るに、民國の緊張し切つた期待は慘ましくも裏切られて、初めの期待が熱烈であつただけに、その失望も亦言ひ様なく深く大

きかつたのである。支那青年は、國際的現實曝露の悲哀を感せずには居られなかつた。自國の前途に對する不安と焦燥とに惱まされて、思想の動搖は一層烈しくなり、その間に改造の叫びが高まつて來たのである。督軍裁兵といひ、聯省分治といひ、文化運動といひ、教育普及といふやうな問題が、段々喧ましく論せられて來るやうになつたのも、全くこの思想の不安定に基づく焦燥の叫びであつた。その落ち着かない心持ちが、反段氣勢に煽られて、先づ爆裂したのが五四運動である。その意味から言へば、五四運動並に其れに續いて起つた全國學生聯合運動は、國民的覺醒の或る閃めきを示したものと認むべきである、單に無自覺な盲動とのみ冷評し去るべきものでは無い。但し、その覺醒の氣運と民國政局の混亂とが、將來如何なる關係を有つか、又覺醒の氣運が順調に導びかれて行くか如何かといふ事は、注意して見なければならぬ問題である。

支那思想の變調 自覺の微かな光が閃めいて來たといつても、周圍の情實と多年の勢情とが、その微光をさえ蔽ふとして居る。着實に新しきものを考へるよりは、寧ろ一氣に舊いものを破壊して了はうといふ心持ちの方が勝つて居る。焦燥と煩悶とを突破して前途の光明を望みつゝ進んで行くといふよりは、寧ろ眼前の闇黒に失望して、自暴自棄な態度に走り易くなつて居る。かういふ破壊的思潮が現時の民國に蔓つて居るのであるから、民國人士殊に其青年は、露國のボルシエヴィズムの思潮に誘

はれ易くなるのである。五四運動が起つて民國青年が自國の危機を叫ぶやうになつてから間もなく、ボルシエヴィズムの宣傳が延びて來たのであり、一九二〇年（民國九年）三月頃には、露國勞農政府から民國に對して通牒を送り、國交恢復を申し込むと同時に自由の民となる爲めに相助けようといふ意味を述べた。北京政府はそれに答へなかつたが、思想界の團體の中には、賛成の意味で回答を送つたものがある。固より、露國のボルシエヴィズムと同一の事情に基づいて支那にも同様の思想が起るとは考へられないが、現に支那に蔓りつゝある破壊思潮は、外來のボルシエヴィズムと或る點に於て握手し得る傾向を帯びて居る。廣い意味に於ての社會主義は、もつと早くから民國の思想界に潜入して居たのである。

歐洲大戰の結果として、デモクラシーを基調とする改造運動が、急激な勢を以て世界の諸國を動かした。その中に、露國の革命から湧き立つたボルシエヴィズムが凄まじき暗流となつて押し寄せて來た。支那は、一方には内部の秩序の紊亂に苦しみ、又一方には外部からの壓迫に對する反感に熱して、破壊思潮が生まれ出た際であつたから、殊に強く世界的改造運動に刺激され、従つて社會主義が猛烈な勢を以て支那に蔓つて來たのである。只一の學説としての社會主義を懐くのでは無く、それを基礎とした諸般の改造運動に奔走して社會革命を企てるやうになつたのである。勞働運動の如きもその一

つであり、一九二〇年（民國二年）四月、上海に於て、約五千名の職工の同盟罷業が起つたのは政治的意義を含んだ注目すべき現象である。然かし、勞働者が自己の本分に眼覺めて地位の向上を圖るといふやうな運動は、まだ支那に起つては居ない。それよりも、改造運動として支那の思想界を賑はして來たのは、社會主義とボルシエヴィズムの外に（一）儒教排斥（二）家族制度の破壊（三）婦人解放（四）文學革命の四件である。

儒教排斥 新青年（民國五年十一月號）といふ雜誌に、孔子の教は思想を型に箝めようとするから自由平等の共和の今日に適しないといふ論文を公にしたのは、陳獨秀であつた。その頃彼等は、北京大學文科教授であり、間もなく文科學長となつてからも、孔子の教が現代生活に適應しない事を論じて孔子を攻撃した。その後、北京大學に於ては、反孔思想が勢力を得て、其の影響が世間に弘まり一般に傳統への反抗が起つて來た。畢竟、孔子の教は君權を尊重し過ぎ思想の自由を妨げ又官吏の心得を説いて民衆生活に重きを置かないから今日の生活には不要のものだといふ論調が高まつて來たのである。陳獨秀の感情に激した反孔論に比べると、同じ北京大學の教授たる胡適の批判は、もつと研究的であり、其の要領は中國哲學史大綱の中に見えて居る。吳虞の吳虞文錄も、論理を立て、反孔論を述べたものであるが、其の書に掲げられた胡適の序文は、かなり激しく儒教を批難して居る。

家族制度の破壊 儒教が批難を受けるに伴つて、儒教に擁護さるゝ家族制度も亦攻撃されて來た。家族が社會組織の單位であり、孝道が社會の至上命令であるといふ事は、支那に於ける倫理の基本觀念として傳統的に重きをなして來たのである。然かし、その家族制度は、實際に於て形式に流れ、家といふものが冷やかな空氣に包まれて、個人の活動が慘めに束縛されて了つた。その現状に不満を懷く心持ちが、反孔思想に合致して、家族制度破壊の叫びとなつて來た。吳虞文録には、儒教が家族制度を組織した流毒は洪水猛獸よりも甚だしいと謂つて居る。

婦人解放 支那の家族制度の爲めに最も苦しめられたのは婦人であるから、其の制度に對する反感が激しくなると共に、婦人の解放が要求されて來るのである。フェミニズムの世界的思潮は、殊に強く支那の婦人を刺激しなければならぬ筈である。共和政府建設の初め頃に、早くも婦人参政運動が南京に起つた事がある。それは立ち消えになつて了つたが、一九一九年(民國八年)の末になつて、その運動が又起りかけて、同年十二月廣東に女子國民大會が開かれ、参政權要求の宣傳を試みようとした。その運動は他の地方にも起つて來たのであつて、一九二一年(民國十年)末に公布された湖南省憲法には、明らかに婦人参政を認め、間もなく省議會へ婦人議員が選舉され、各縣の議會にも婦人議員が現はれるやうになつた。婦人参政運動につれて、男女平等の權利を主張し、その權利を本とし

て夫婦親子の關係を規定し、自由結婚を唱へ、蓄妾の習慣を排斥し、女工の保護法を要求する、といふやうな風潮が起つて來た。然ういふ有様であつて見れば、教育の上に於ても男女共學が要求されるのは當然の勢である。廣東や北京の大學専門學校に於ては、共學が實行さるゝ事となり中學校の中にも女子部が設けられるやうになつた。青年男女の交際が驚くほど自由になつたのも、婦人解放から導びかれた自然の結果である。

文學革命 如上の新思想は、主として北京大學の新人に由つて誘導されたのであるが、尙ほ一つ重要な思想が、北京大學から進り出た。それが文學革命である、新青年(民國六年一月號)に掲げられた胡適の文學改良芻議に由つて公開されたものである。「文學には、思想と感激とが含まなければならぬ、其の思想を述べ感激を現はすには、古い漢文を棄て、現代の口語體を用ふる必要がある。而かも、自分の心にもない悲哀を謳つたり、舊るい熟語を使つたり、使ひ慣れない故事を用ひたり、對句の技巧を飾つたり、乾からびた雅語を用ひたりする事を止めて了へ」といふのが文學革命の主張であつた。其の賛成者の中には、口語文や口語詩を作ることが獎勵され、從來の詩文作法、殊に聲韻に束縛された詩の作り方は排斥されるやうになつて來た。胡適はなほ、新青年(民國七年四月號)に建設的文學革命論を掲げて、口語と文學の相離る可からざる所以を細述した。文章ばかりで無く詩に於

ても舊來の無意味な形式を棄て、口語詩を作れといふのが彼れの主張であり、彼れの著はした嘗試集の序文にその意見が述べられて居る。彼れの主張が、舊形式の詩文作法に打ち勝つまでには尙ほ幾多の時日を要するであらうが、彼れの同志は熱心に之れを唱へて居るばかりで無く、陳獨秀も盛に後援を與へ、之れを文學革命と呼んでその必要を力説して居る。

既に口語の通用を重んじて、それを文學用語とするに付ては、支那の國語を整理して、標準語となるものを定める必要を感じるに相違ない。ところが、文學革命の唱へ出される以前から、國語統一の計畫が企てられて居た。それは、北京地方の口語を本とし、地方口語の特徴を參酌して、一つの標準語を作る方針が定められた。支那語に於て最も大切なのは發音であるから、標準語を作るに付ての根本の要件は、漢字の標準的發音を定める事である。その發音も、北京地方のものを本とし、他の地方のものを參考とした上で、こゝに國音が一定さるゝやうになつた。その國音を示す爲めの音符文字、即ち支那假名ともいべき注音字母が製作され、一九一八年（民國七年）を以て公布されたのである。

文學革命論者は、是の支那假名を普及させる事にも着眼し、その普及に由つて教育の向上を圖らうと考へたのである。從來の支那には、教育が社會の或る部分に局限されて、文字の智識を缺く者が頗る多かつたのであるから、其の缺陷を補つて文字の智識を弘めるには、新作の支那假名を應用するの

が捷徑であると考へられて來た。外國の宣教師の中には、早くも支那假名を利用して傳道の便宜を圖らうとして居るものもある。その假名の用法と通用文字の標準的發音とは、一九一九年（民國八年）に教育部國音統一會から發行された國音字典に載せられて居る。

思想變調批判 大要右の通り、革命以後の民國思潮は、大分從來とは異つた方向へ流れ始めた。殊に民國八年といふ年は、その激變を示した時であり、その頃から民國青年の覺醒の閃めきが現はれて來た。この年四月頃、北京大學の教授たちの間に新舊思想の衝突然起り、總長蔡元培以下新思想家たちが大に氣焔を揚げた事があるが、次で五四運動となり、全國學生聯合會となつて、是等が益々新思想の流れを速めて來たのである、この新思想は、やゝもすれば過激な方向へ走りがちであつた爲めに、民國の論者の中にもその前途を危ぶむ者があつた。例へば、陳啓修の如きは、是の新思潮の運動者を批評して、建設の誠意なく協調の組織なく又人格の修養を基礎として居ない盲動に近いものだと言つて居る。確かに其の傾向も見えては居るが、目下の民國が、内治に於ても外交に於ても悩み多き時に會ひ、又外國からの新思潮に襲はれつゝある事を考へて見れば、民國の青年が何となく氣を苛立たせて、何事も調和しない惱みに苦しめられて脱線し易くなつて居るのは、已むを得ざる勢である。

陳啓修の批評の中に、我が民國の新人たちは外國（殊に日本）の模倣をしたがつて居ると謂つて居

るのは注意すべき要點である。馮自由が、晨報（北京にて刊行）の紙上に於て、支那の社會主義の過去及び將來を論じた論文の中にも、支那の新思想や新學説は多くは日本から傳はつて來たものであつて、社會主義の如きも日本の著書から得た智識がその根柢を成して居り、支那近來の社會主義が勃興した第一の原因は日本からの影響であるを謂つて居る。是れは、決して誇張でも無く偏見でも無い。北清事變以後の支那の革新運動から、續いて革命運動となり、延て今日に至るまでの支那の思潮變遷に付いては、我が國から傳はつた智識の感化が如何に大きいかといふことは特に論ずるまでもなく明白である。我が國の論者は、目下の民國の新思潮を眞向から輕蔑してかゝる前に、先づ我が國自身の新思潮が何に因つて起り如何なる方向へ流れつゝあるかといふ事を深く自から省察しなければならぬ筈である。

第二十八章 民國九年より同十二年に至る支那政局

安徽系と徐樹錚 段祺瑞は退隱しても、徐樹錚がその後を引き承けて安徽系の勢力を振りまはして居た。上海和平會議が破れた後に、徐樹錚は外蒙古の自治を取り消さしたといふ一件で益々元氣を増し、王揖唐の率ゐる安福俱樂部は、彼れの後援を恃んで北京の政界に横行するといふ有様であつた。外蒙古は、民國二年十一月五日の露支協約に由つて自治國となり、北京政府から外蒙古の首府庫倫へ交渉員を駐在させる事となつた。外蒙古が自治を得たのは、露國の後援を恃んだからであり、民國の方でも革命の善後策に忙はしかつた爲め、一時成行きに任かせて居たのである。然るに民國六年露國に革命が起り、その動亂がシベリヤに及び、延て外蒙古を脅かすやうになつた。庫倫政府も次第に不安を感じて、北京政府の支配を受けて居た方が安全であるを考へるやうになり、自治取消の希望が動き出したのである。民國八年六月になつて、徐樹錚が西北籌邊使といふ職を授けられたが、是れは蒙古方面の管理に付ての一切の事務を掌る重職であり、その上に彼れは西北邊防司令をも授けられて邊防軍約四萬の兵をも指揮し得る事となつた。その大任を利用して何か目ざましい事をやつて見ようと考へた矢先さへ、折善く思ひ付いたのが外蒙古自治取消の件である。幸にそれが成功して、民國八

年十一月、庫倫政府から北京政府へ向つて自治取消の旨を申込んで来たのである。徐樹錚の得意は言ふまでも無く、安福俱樂部も非常に氣強く思つて、益々人も無げな振舞を敢てするやうになつたのである。

徐樹錚の得意に引きかへて、大に失望したのは奉天督軍張作霖である。張作霖は、滿洲をわが物とするばかりで無く、遠く蒙古方面へ勢力を延ばし、追つては支那内地の一大勢力とならうといふ希望を有つて居た。今や、徐樹錚が蒙古で大功を立てたとなると、張作霖の計畫はひどく傷つけられる事となるわけである。曾て段祺瑞の爲めに馮國璋を脅かしたに付ては、張氏と徐氏は善く和合して居たのであるが、徐氏が段々北京政界に横行するの事、外蒙古自治取消に成功したのとて、張氏は徐氏に對して感情を害して來た。

安徽系の勢力擴張運動は遂に河南督軍交迭問題として現はれて來た。當時河南督軍であつた趙倜は直隸系に屬する人であつたのを、安徽系が其れを罷めさせて、段祺瑞の妹婿たる吳光新をその代りに立てようといふ運動を始めたのである。是の露骨な運動に對して直隸系と奉天系が一致して反抗態度を公にした。即ち直隸督軍曹錕・江蘇督軍李純・江西督軍陳光遠・湖北督軍王占元・河南督軍趙倜の直隸系五督軍と奉天督軍張作霖・吉林督軍鮑貴卿・黑龍江督軍孫烈臣の奉天系三督軍とが、自身參會したも

のもあり代表者を出したのもあるが、一と先づ天津に會合して聯絡を結んだ。これが所謂八省同盟である。その會議に於て、彼等は安福俱樂部を解散させる事や、現に湖南省に出征して廣東軍政府側と對峙して居る直隸系の驍將吳佩孚の軍隊を引き上げさせる事などを相談したらしく思はれる。

安徽系の没落 段祺瑞は、引退中であつたとはいへ、安徽系と直隸奉天系の反目が日一日と強烈となつて來るのを見ては、只冷然として看過す事ができなくなつた。彼等は、何といつても安徽系の大首領であり、切迫した場合には、安徽系の總指揮者として立たなければならなかつたのである。安徽系と直隸系の反目が烈しくなるに従つて、結局は武力に由つて勝敗を決しなければならなくなり、直隸系は當時湖南衡州駐屯中の第三師を引き上げて武力の増援を圖つた。第三師長吳佩孚は、直隸系から來援を頼まれたので、獨斷を以て北上に決し民國九年五月下旬には、その軍隊は悉く漢口に集まり、それから京漢鐵道に由つて北へ進んだ。

かうなつては、安徽系も眞劍に準備を整へなければならなくなつた。陝西督軍陳樹藩・安徽督軍倪嗣冲・山東督軍田中玉・浙江督軍盧永祥・山西督軍閻錫山・福建督軍李厚基・察哈爾都統王廷楨などは、安徽系として互に聯絡を固めつゝ出兵の準備に忙はしかつた。その危機に際して、東三省巡閱使奉天督軍張作霖は、六月十九日突然入京して、安徽系との衝突を調停しようといふ試みたが、大體に於て、直

隸系に加擔して、徐樹錚と安福俱樂部とを抑へ付けるといふ企圖を懷いて居たのである。

七月四日となつて、大總統徐世昌は大英斷を以て、徐樹錚の西北籌邊使を免じ、その西北邊防軍を陸軍部の直轄とするといふ命令を公にした。段祺瑞・徐樹錚がこれにひどく愕き且つ憤つて、愈々武力に訴へる決心を固めたのは、察するに餘ある所である。徐總統は、直隸系の態度が極めて強硬であり、安徽系の形勢危しと見て、自分の地位を固める爲めに、直隸系への義理立てに徐樹錚免職を斷行したものと想はれる。段祺瑞・徐樹錚は、自分たちの方ばかりが壓迫されて、直隸系がそのまゝに差し置かれ、自分たちの面目を潰されたのに憤慨したわけである。張作霖も調停の見込なしと見て、七日に北京から天津へ退き、それから奉天へ歸つて了つた。

張作霖が退京した翌日、段祺瑞は北京へ來て會議を開き、曹錕・吳佩孚の懲罰を徐總統に要求するに決し、徐總統も、勢ひ窮まつて、九日曹錕の直隸督軍・四省經略使と吳佩孚の第三師長とを免職する事となつた。然かし其れは何の役にも立たず、段祺瑞は既にその軍隊を部署して之れを定國軍と名づけ、七月十五日を以て、直隸系に向つて戰を開いた。

交戰の結果は段派の不利に歸して、七月十九日には全く敗北の悲しみを味はなければならなくなり、二十四日には、直隸軍及び奉天軍が北京附近に集合した。次で段祺瑞は、督辦邊防事務・管理將軍府

事務の職を免せられ八月三日には、安福俱樂部が解散させられた。徐樹錚並に曾毓雋・段芝貴・丁士源・朱深・王郅隆・梁鴻志・姚震・姚國楨の八名は、我が公使館に逃來つて保護を求め、我が公使は、彼等が政治犯であるから、前例に由つて保護することにしたのである。

奉直兩系の衝突 安徽系の勢力を覆へすに付ては、直隸系が正面に立つて活動し、奉天系は傍から援助を與へたと云ふ形である。然るに、其の後の形勢を見ると、直隸系より奉天系の方が北京政界に勢力を張つて來たので、直隸系は不快と不安さを感じざるを得なくなつた。靳雲鵬内閣が財政の困難に苦しめられ、時局の紛亂に惱まされて居るのに乗じて、奉天系の勢力は深く北京の政界に喰ひ入つて來たのである。

靳内閣の最も苦痛とする所は財政の困難であつた。内國公債に由つて収入を増すと云ふ計畫は失敗に了つた上に、外國借款は四國新借款團（後節に説く）の成立に伴なつて甚だ困難な事となつた。國內の銀行團は、舊交通系の首領たる梁士詒の勢力に左右されて居たが、民國十年五月以來、舊交通系は靳總理に對する反感を強め、梁士詒をして内閣を乗取らせようといふ野心を懷き、この際、梁士詒の後援者として立つたものが張作霖である。結局靳雲鵬は辭職する事となり、民國十年十二月二十四日を以て梁士詒が國務總理に任命された。

梁内閣の背後に張作霖の勢力が潜んで居るといふことは、何人も推察し得る所であつたが、直隸系は之れに對して大に不快を感じ、民國十一年一月五日、吳佩孚は先づ梁内閣反對論を公にし、八日と九日とに續けざまに攻撃意見を發表し、陝西督軍馮玉祥・江蘇督軍齊燮元・江西督軍陳光遠・湖北督軍蕭耀南・河南督軍趙倜などの直隸系督軍たちも、吳佩孚に賛同し、次で山東督軍田中玉も加はつて、共に梁内閣攻撃の叫びを擧げた。

梁士詒は吳氏に對して辯明を試みたが、内心不安を感じて、早くも内閣の動搖を來たしうになつたので、大總統徐世昌は、張作霖からの依頼に由つて、曹錕を通じて吳佩孚の諒解を求めるといふ事になつた。張作霖からも、親しく吳氏へ對して辯明を試みたが、何れも表面を彌縫するだけのものであつて、吳氏の方でも張氏の方でも、萬一の場合に應ずる戦備に着手して居たのである。

直隸系は、萬一の爲めの戦備を怠らなかつたが、奉天系とても同様であり、三月下旬から、奉天軍は山海關を超えて進出し、出兵の目的は京師附近の治安を維持する爲めであると謂つて居たが、實は吳佩孚討伐の爲めである事は言ふまでも無き所である。これまで、直隸系の領袖たる直魯豫巡閱使直隸督軍曹錕は、弟の直隸省長曹銳と共に、張作霖・吳佩孚の反目を調停しようとなつて居たやうであるが、四月七日から十日に至る保定會議の結果、曹錕も直隸系の爲めに起つ事に決した、保定會議に

於て、直隸系は結束して起つ事となり、直隸軍は保定附近に集中し、北京天津附近に集合した奉天軍と對峙することとなつた。これが四月中旬の形勢である。

大總統徐世昌は奉直兩系の衝突に對して有力な調停を試む事ができなかつたが、形勢切迫してから、更に調停の件を王士珍に頼み、若し奉直の衝突が避けられないとすれば、自分は退職して罪を世人に謝する外は無いと云ふ意味を張・曹・吳三氏に通じて、和解を勸告したが、然ういふ手緩い方法では現前の危険を救ふ事はできなかつたのである。

民國十一年四月二十七日、奉直兩軍は遂に砲火を交へ、馬廠・固安・長辛店の各方面に衝突が起つたが、五月四日、長辛店附近の戦鬪に於て、奉天軍は撃破されて、遽かに北京附近から撤退し、五月二十日頃には遠く山海關附近に集結した。然かし奉天軍は機を見て攻撃に轉じようとするらしく、直隸軍も急迫の不利を考へて強いて攻撃を續行しようとしなかつた。この間に、五月五日、梁士詒は國務總理の職を奪はれ、十日、張作霖は東三省巡閱使・奉天督軍兼省長・蒙疆經略使の職を罷められる事となつた。是れより先き、河南督軍趙倜及び弟趙傑は、吳佩孚と不和を生じて奉天軍に應援しようとしたが、失敗して、趙氏兄弟は脱走し、其の部下の兵は、元來が土匪上がりの者共であつたから、今又土匪に逆戻りするやうな様子があつた。五月十五日、直隸系の驍將馮玉祥が河南督軍に就任して、開

封に駐在することとなり、是れで河南省は全く直隸系の勢力地に加へられたわけである。

大總統黎元洪 張作霖を驅逐した後の吳佩孚は、大總統徐世昌排斥に着手して、先づ舊國會（四〇八頁參照、民國六年六月解散されたもの）恢復を主張し、舊國會の議員たちを勸誘させた。これまで徐總統は、自分の地位を安全にするために、曾て安徽系と直隸系とを戦はせ、次で奉天系の優勢を抑へる爲めに、直隸系を利用して奮起させ、今や直隸系の戦勝を見るに及んで、却て奉天系を擁護するやうな態度を取つて居ると云ふので、吳佩孚は先づ鋒を徐總統に向けたのである。即ち徐總統は、民國七年の新國會から選出されたもので、若し民國六年の舊國會を恢復するとなると、徐總統は退職しなければならぬと同時に、舊國會解散當時の大總統たりし黎元洪を復職させることができる筈である。のみならず、舊國會を恢復すれば、目下の孫文の廣東國會（後節に説く）をして立場を失はせるわけであり、吳佩孚自身から謂つても人望を收めるのに都合の好い事になる。五月三十日、吳佩孚は、前の安直衝突も今回の奉直交戦も、共に徐世昌の責任であるから退職させなければいけないと云ふ意見を發表したので、徐世昌も居たたまらなくなつて、六月二日を以て退職する事となつた。

當時、舊國會の議員たちは、北京天津上海廣東の諸方面に散在し、廣東在住の者は既に孫文に従つて廣東國會を建て、之れを舊國會の繼續と考へて居り、上海在住の者も廣東國會を是認するものが多かつたが、北京天津在住の者は、廣東側から分離したものが多し。そこで、北京天津方面の舊國會議員たちは、吳佩孚の意見に賛成して之れを援助し、八月一日を以て開會し得るやう舊議員招集に盡力する事となつたのである。

黎元洪は、直隸系の傀儡となるのを嫌つて、一旦大總統復職を拒絶したのであるが、吳佩孚から廢督裁兵に賛成する事、黎氏の欲するまゝに内閣を組織する事、軍人たちに政治に干渉させない事等に就ての言明を得た上に、黎氏復職に反對する者が案外少なかつたのを觀て、遂に承諾することとなり、先づ顏惠慶を國務總理とする事に決めて、六月十三日を以て大總統に就職したのである。十五日には全國一般に對する停戦命令が發布され、次で十八日には、奉天軍と直隸軍との代表者が秦皇島沖の英國軍艦内に會合して休戦を約束し、將來民國統一の爲めに協力しようと云ふことで一旦和解する形となつた。舊國會も、四百餘名の議員を集めて、八月一日に開會する事ができた。

大總統曹錕 直隸系は、奉天系を撃破して後、吳佩孚が中堅となつて、武力に由つて國內を統一する計畫を立てた、然かし、四川福建廣東三省方面に對する討伐計畫が暫く頓挫したのみならず、浙江軍務督理盧永祥の勢力も直隸系武力統一に取つての障礙であつた。湖北の蕭耀南、江西の蔡成勳、安徽の馬聯甲、河南の張福來、江蘇の齊燮元などは皆直隸系の一味であるから、長江沿岸地方は大體直

隸系の勢力に従へられた形である。浙江の盧永祥は、遠く奉天の張作霖と聯絡を保ち、安徽系とも默契を續け、孫文にも聲援を與へ、確に直隸系に取つての難物である。奉天の張作霖に至つては、將來の奉直再戰に對して細密な準備を整へんとする活氣を示して居るから、直隸系に取つての勁敵である事は言ふまでも無き所である。如上の形勢の中に在つて、直隸系は全國統一の事業を進めるに付ての正當な名義を握る爲めに、大總統問題に付いて極力奔走しつゝあつたが、遂に成功して、反直隸派殊に一般民黨の氣勢を挫く事ができた。其の成功といふのは、曹錕の大總統就任並に憲法發布の件である。

民國十二年に入つてから、大總統問題が喧しくなつて來たが、大總統選舉を先きにするか憲法制定を先きにするかの問題が其れに絡まつて、益々世間の注目を惹くやうになつたのである。黎元洪は、憲法制定を先きにする考へで、其の制憲費用として上海稅關建築費を流用する事にしたが、其の費用は議員を買収する爲めに用ひられるといふ傾向があつた。張紹曾内閣（民國十二年一月成立）はこれまで財政困難の爲めに久しく苦しんで、内閣を投げ出す下心があつたのであるが、今黎總統の資金の流用の件を見て、黎氏が内閣の責任を無視するといふのを口實として、六月六日總辭職を執行する事となつた。これには直隸派閣員の陰謀が加はり、後繼内閣の成立を困難ならしめて、黎總統を窮

地に陥れるといふ目的を有つて居たと察せられる。果して、黎總統は直隸系に妨害されて、早速に後繼内閣を作り兼ね、只國會に於ける制憲派の活動を頼んで、制憲を急ぐ事に望みをかけて居たのである。

直隸系は陰謀の歩を進め、北京の軍警を煽動して不拂俸給の支給を強請させ、又苦力車夫などを驅り集めて公民團と名づけて黎總統の邸宅を脅かさせた。陸軍檢閱使馮玉祥・京畿衛戍總司令王懷慶も、自分たちの力では北京の治安を保つ事ができないと言ひ出して黎總統を苦しめた。黎氏は大に窮し、六月十三日北京を脱出して天津へ去つたが、天津停車場で直隸省長王承斌に拘留され、十四日遂に辭職しなければならなくなつた。

北京では、國務院が大總統の職權を代行する旨を公布した。是れは大總統選舉法に據る手續を履んだのである。かうなると、國會の方でも動搖を免かれない筈で、黎氏に同情する議員、直隸系に反感を懷く議員たちは續々北京から退去したので、憲法會議は出席議員の數が不足して、毎々流會となつて了つた。退去議員は、天津や上海に集まり、別に國會を設けようといふので、七月十四日上海でその協議を開いた。これらの退去議員を引き留める爲めに、直隸系の方でも盛に買収の手を廻はしたが、七月上旬には、全部八百七十名の議員の中、北京に殘留したのが約五百であり、大總統選舉にしても

憲法制定にしても、國會議員の数が不足して合法的に實行できない有様であつた。

その後直隸系は、買収や任期延長に由つて、退去議員を呼び戻す事に力を盡くし、九月下旬頃殊に奔走努力した結果、漸く有望となつたので、十月五日國會に於て大總統選舉會を開いた。出席議員五百九十二名の中、曹錕に投票したのが四百八十であつた。大總統選舉法に據ると、議員總數の三分の二の出席者中四分の三の得票があれば合法の大總統となるわけであるから、今や曹錕は合法に當選した事になるのである（この時の出席議員の資格を疑ふ事になると別に議論が出て来る）。十月十日北京の總統府に於て曹錕の大總統任式が行はれた。（副總統は未定のまゝ残された）。十一日吳佩孚は直（直隸）魯（山東）豫（河南）巡閱使に、王承斌は直魯豫巡閱副使兼任に（本職は督理直隸軍務）、蕭耀南は兩湖（湖北・湖南）巡閱使に、齊燮元は蘇（江蘇）皖（安徽）贛（江西）巡閱使に、それぞれ任命された。

大總統問題と同時に、憲法問題も解決され、同じ十月十日を以て中華民國憲法が發布された。この憲法は、民國十一年十二月下旬に草案が出来上がつて居たのであるが、其の決定の爲めの憲法會議が是れまで幾度も流會となつて居たのである。この憲法の由來を考へて見ると、既に民國二年十月に大體の案が作られて居たので、其れは北京の天壇で會議が開かれて居たから、天壇憲法大綱草案と呼ば

れた。間もなく袁世凱が國會を破壊したので、憲法問題は久しく中止され、袁氏の歿後、民國六年四月に至つて更に憲法の原案が出来た。ところが六月に國會解散となつて、憲法は其のまゝとなり、民國八年十一月、廣東の國會で憲法會議が開かれたが、是れも翌年一月に至つて中絶した。最後に、民國十一年八月北京に開かれた國會に於て、憲法會議が催され、民國六年の原案に國權と地方制度とに關する二章を加へて、同年十二月下旬に草案が作成され、今や民國十二年十月十日曹錕の大總統就任と共に發布されたといふ始末である。

憲法は、十三章百四十一條から成立つて居る。共和國體一ヶ條、國民主權一ヶ條、領土一ヶ條、國民の權利義務十八ヶ條、國權十七ヶ條、國會十三ヶ條、大總統二十一ヶ條、國務院五ヶ條、法院六ヶ條、法律六ヶ條、會計十五ヶ條、地方制度十二ヶ條、修正及び効力六ヶ條といふ區分である。國會と大總統の權限の釣り合ひが重要な問題であるが、新憲法に於ては次のやうに規定されて居る。國會は、參議院と衆議院に分れ、衆議院は大總統・副總統を彈劾し得るが、參議院に於てそれを審判する。國務總理は、衆議院の同意を得て大總統が之を任命し、國務院に對して責任を負ふ。國會は、國體變更の件を除く外憲法の修正を發議する事ができる。大總統は國會に於て選舉され、任期五年であるが一回だけ重任を許される。大總統は國會の同意を経て宣戰講和を決し又立法事項を定める。參議院の

同意を得れば、大總統は衆議院を解散する事ができる。

新憲法の特色とすべきものは、地方制度と徴兵に關する事である。(一) 地方は省と縣との二級に分たれる。省は自治とするが、其自治法は本憲法並に國法と牴觸してはならない、若し牴觸すれば最高法院に於て判決する、又省と中央の衝突問題は參議院に於て裁決される。省は政治に關する盟約を締結する事はできない。省には省務院(即ち省政府)を設けて行政を實施し、省議會を置くが、縣にも縣議會が開かれ、縣長も民選に由るのである。省税と縣税の區分は省議會に於て議決される。(二) 國軍は徴兵制度に由つて編成されるのを原則とし、國軍の兵數は國家が之れを定める。如上の二つの特色から考へると、新憲法は聯省分治と廢督裁兵との方針を採つたものと認められ、従つて最近支那に勃興した輿論を参考としたと思はれる。理論としては是の方針で進むのが當然な筈であるが、二つとも、其の實行について今後幾多の難關を突破しなければならぬ。

曹錕が大總統となつたからとて、必ずしも直隸系の統一事業が成功しようとは思はれない。憲法が發布されたからと謂つて、支那の政情が早く安定に向ふだらうとも考へられない。只憲法に據つて國內の安定を圖り、外國に對する信用を恢復する事が、民國人士の急務となるわけである。依然として國內の混亂を續けながら、只外國に對して體面を飾り非法を蔽はうとするのは、民國の將來に取つて

寧ろ不幸な結果を齎らすに過ぎない、例へば民國十二年に起つた臨城事件や排日暴動などは、民國の將來に取つて或る危機を含むものであると思はれる。

民國十二年五月六日、山東省臨城縣附近に於て、千餘の土匪が列車を襲つて外人を迫害した一件は、一般外人を強く興奮させ、支那の現狀に對して大なる危懼を懷かせた。七月八日、支那官憲は土匪をば軍隊に改編して、一旦この事件を落着させたが、是の事件は、内に對しても外に對しても、民國政府の信用を傷つけたものである。諸外國は、共同出兵を議し、支那國際管理を唱へ、或は華府會議決議案(次章を見よ)取消を説くなど、支那に對する論調が著るしく硬化するに至つた。

臨城事件が國際化されて來た頃、他の一方には、重大な排日暴動が起つて普く諸外國の注意を惹いた。旅順大連還附要求の叫びが、民國十二年春頃から喧しくなり、其れが成功しないと見たので排日の風潮が勃發したのである。六月から八月下旬に亘つて、長沙・宜昌・重慶・漢口・上海・北京・奉天・鄭州・福州・厦門・濟南其の他の地方に猛烈な排日暴動が起り、殊に長江流域に於て甚だしかった。排日黨は、經濟斷交を唱へて日支貿易に妨害を加へ、日本の對支貿易に著るしき損害を與へた。近來、支那の商工業が大なる進展を示し來つたので、自づから日本から支那への輸出について自衛的反感が湧いて來るのは已むを得ない所であらうが、今回の排日暴動は、民國八年山東問題に伴なつて起つたも

のに劣らざる脱線的なものであつた。

廣東に於ける孫文 上述の如く、安徽系の没落から曹錕の大總統就任に至る間、北方の政局は眼まぐるしく變移しつゝあつたが、その間に、廣東に於ける孫文の一派は、別箇の勢力として南方政局の中に起伏しつゝあつた。第二十六章の中に述べた通り、兩廣巡閱使陸榮廷と政學會とが結托して、民黨の首領孫文をば態よく廣東軍政府から逐ひ出して了つたのが、民國七年五月のことである。然かし、廣東國會では、民黨の勢力がなほ蔓つて居り、伍廷芳がその頭領と仰がれ、吳景濂・褚輔成などが之を輔けて居た。その民黨が政學會と反目して居たのは當然な事であるのみならず、政學會が岑春煊を首領に推し、谷鍾秀・張耀曾・章士釗などが策士として政界に乗り出す計畫に奔走し、南北妥協の運動に忙はしかつた事は、廣西・廣東をわが物としようと思へた陸榮廷一派に取つても、餘計な邪魔もとなつて來たのである。

民國八年となつて、上海平和會議が開かれたが、政學會は、その機會に南北妥協を成立させて政界の一勢力とならうと企てた。ところが、南方總代表たる民黨系の唐紹儀が別箇の行動を執つた爲めに、會議も有耶無耶にくづれて了つたばかりで無く、上海に居た孫文や唐紹儀などが北方總代表王揖唐を通じて段祺瑞に接近するやうになつた。つまり政學會が民黨を壓迫した結果、孫氏や唐氏が自然段氏

と握手する考を起したのだとも察せられる。さうすると陸榮廷や政學會の方でも、江蘇督軍李純を通じて曹錕・張作霖と聯絡を結ぶやうになつて來た。民國八年の末頃には、右の様な形勢が餘程あらはになりかけたのである。その中に、北方に於ては、段祺瑞一派と曹錕・張作霖一派の反目が日に日に烈しくなつて來るし、南方でも、陸榮廷一派と雲南督軍唐繼堯の一派とが仲割れして、民黨は唐繼堯に結び附くやうになり、混亂の渦巻きが段々大きくなつて來た。それが民國九年二月頃の事である。

その頃、廣東には、雲南軍が二ヶ師團駐在して居たが、それは雲南督軍唐繼堯の命令に由つて左右さるゝ筈のものであつた。然るに、廣東駐在の雲南軍司令李根源は、廣東督軍莫榮新と相談して、勝手にその師長の更迭を行つた。唐繼堯はそれを聞いて大に腹を立て、李根源を免職して李烈鈞に司令を委任した。莫榮新は陸榮廷一派即ち廣西派の人であり、李根源は政學會系に屬した人であるから、此の度の事件は、雲南軍を廣西派並に政學會の爲めに利用しようとしたわけである。それに引き換へ李烈鈞は民黨系の有力者であるからして、廣東の民黨は自然唐繼堯を頼みとするやうになつたのである。これよりして、廣西派と雲南派の反目が起つて來たところへ、民國九年五月頃から、別に民黨系の陳炯明が、廣西派即ち陸榮廷一派に對して戦を開き、南方派同志の攻め合ひが始まつたのである。陳氏は今まで南方派の一將として福建の南邊に駐屯して居たのであるが、軍を逆支にして陸榮廷を攻

ちの孫文に對する反抗氣分が濃厚となつて來たので北伐行動は之れが爲めに内部から妨害を受けるやうになつた。

陳炯明は免職されて、不平ながらも廣東を去つて惠州に退去した。然るに、部下の軍人たちは、陳氏の免職を不當なりとして、却て孫文の退職を要求するといふ有様で、形勢甚だ穩かでなかつた。その中に、葉舉以下の陳派軍人は、武力に訴へるといふ事になり、六月十六日未明に、大總統府を攻撃して孫文を逐ひ出して了つた。孫文も八月九日、香港へ脱走し、十四日上海へ到着した。八月十五日、陳炯明は復び廣東へ歸來し、九月十六日廣東軍總司令に復任して、今後廣東方面の内政整理を行つて、大に地盤を固めようといふ事になつた。

民國十一年六月、陳炯明は孫文を逐ひ出して廣東に乗り込み、軍隊整理や民政改良に力を入れて居た。その中に、廣西方面が段々混亂して來るのを捨て置けなくなつた。廣西では、陸榮廷派の殘黨やら、自治軍と稱するものやら、又は孫文の配下として廣西に駐在して居た雲南軍（主將張開儒）やらが入り亂れて割據するやうになつて來た。其の上に、孫文派の策士が入込んで雲南軍を嗾かし、陳炯明に對する反感を煽動するといふ有様で、殆ど手の着けやうが無かつたのである。陳炯明は、舊との廣西第一師長劉震寰の軍を援けて廣西の秩序を立てさせようしたが、民國十一年十二月になつて、劉

震寰は俄に陳炯明に叛いたのであるから、陳氏の狼狽は察するに餘ある所で、民國十二年一月十五日、陳炯明は、廣東を立ち退いて、郷里の惠州へ逃げ出さなければならなくなり、十七日には廣西軍雲南軍が廣東に入城した。楊希閔の率ゐた雲南軍は、孫文派に好意を寄せ、二月二十一日、孫文は又もや廣東へ入り込んで、三月三日取り敢えず大元帥府を設け、これから軍隊を減らす事、財政を整理する事、廣東省自治を施行するといふ方面に手を着けようとしたのである。

是れより先き孫文は、民黨の面目を一新する爲め、中華國民黨といふものを組織し、民國十二年一月一日を以て宣言書を公にした。教育普及・條約改正・普通選舉・集會言論出版等の絕對自由・土地私有制限・商工業管理法・幣制改革・國債整理・勞働者保護・男女平等・農村組織改良といふやうな方面に對して改善進歩を圖らうといふのである。孫文自からも著書を公にして國力振興策を説いて居る。彼れの理想とする所は、時宜に適した點が多いが、廣東復歸後の彼れの地位は、是の理想に向つて直進し得るほごに安定しては居なかつた。

裁兵及自治 如上の經過を回想して見ると、支那本部の中で、割合に騒ぎの少ないのは、北方では山西・陝西・甘肅の諸省、南方では安徽・江蘇・浙江の諸省で、其の他の諸省は雜多な勢力の一興一廢に悩まされて安堵する事ができない。殊に南方諸省は、騒亂が烈しい爲めに、省民の間には裁兵と自治

との要求が湧き上がつて、湖南・浙江では省憲法が公布され、廣東では憲法草案が出来上がり、四川・雲南・福建なども之れに倣はうとして居る。武力濫用に反抗する和平運動も各地に擡頭して來た。

省憲法を作つて省自治を實行し、省自治と中央政府との關係を明らかにした國憲を作つて治安を守つて行くのが、聯省分治であり、今や其の要求が盛に起つて居るのである。然るに武力を恃んで自己の地位を護らうとする實力主義者は、この聯省分治を喜ばない、却て中央集權の主義に由る國憲を作り、其れを以て各省を支配して行かうと考へて居る。直隸系は、即ち中央集權の賛成者であり、従つて武力統一の主張者である。吳佩孚の行動は、殊に其れを裏書きして居る。實際武力の強いものでなくては自分の地位を固めて行かれないから、直隸系は、前には段祺瑞の武力統一を攻撃したけれども、今や自分が全盛となつて見ると武力の難有味を感ずるのである。然かし如何に武力が必要であると謂つても、目下の支那に於けるが如き武力の濫用は眞に民國國民の禍である。

武力の濫用に惱まされて、廢督裁兵の聲が高まつて來た。實力主義者も、口の先きでは之れに賛して居る。然かし、彼等の頼みとする軍隊は、實は土匪同様の厄介者であり、土匪を收容すれば何時でも軍隊ができ上り、其れを解散すれば忽ち土匪に逆戻りする。廢督裁兵の要求が高まると同時に、兵變の頻發や土匪の横行が目立つて來たのは、如何にも皮肉な現象である。民國十二年五月六日、山東

省南境の臨城縣附近で、多數の土匪が浦口發北行の列車を襲撃して劫掠を恣にし、併せて外人に迫害を加へた事は、外交上の難件となつた。民國官憲は、土匪と交渉した結果、土匪を軍隊に改編する事となり、七月八日改編を實施したが、是れなども、支那に於ける軍隊と土匪の關係を示す適例として見る可きものである。そこで裁兵と云ふ事も、迂濶には實行できない。資源開發といひ、工業振興といひ、交通網の擴張と云ふやうな方面が、國民的自覺に伴つて、今よりもなほ健實なる進歩を遂げて來れば、兵を罷めさせて工とする方針も立ち、それが裁兵の實を擧ぐるに有利な便法となつて來るであらう。

四國新借款團成立 支那政局の上に確乎たる中心勢力が無く、督軍の横暴募つて治安を破るといふ所から、督軍を廢し、軍隊を裁減する、所謂廢督裁兵の叫びが起つて來た。然るに督軍たちも軍費の多大なのに苦るしめられて無法の手段を取てしなければならなくなり、北京政府も、各省からの納金その他の収入は途絶えがちであり、只一つの望みは外國からの借款である。ところが、其の借款も往々にして北京政府を取り巻く督軍たちに奪はれて、泡のやうに消える場合が多い。諸外國もそれを察して、焼け石に水の借款を手控えるやうになつたので、政府は愈々以て財政困難の深みへ沈まなければならなくなる。民國九年十一月二十日を以て發表された四國新借款團は、民國の政局と財政とに

重要關係を有するものとして現はれ來つたのである。

曾て袁世凱が、民國二年に、二億五千萬圓の大借款に成功して、其れをば自分の權勢擴張に濫費した事は、能く知られた事實であるが、其の後、外國借款といふ事は、北京政府の命脈を繋ぐ一大資源となり、段祺瑞の内閣が我が寺内内閣からの借款を利用して活動したやうに、外國借款は往々にして民國の政争を助長する恐れがあると考へられて來た。若し諸外國が、箇々別々に民國の借款に應ずる事をしないで、列國協同して十分に必要か不必要かを吟味した上で、聯合して借款の應否を決するといふ事になれば、借款の悪用を防ぐ事ができるわけである。

民國九年十一月二十日を以て發表された日英米佛四國對支新借款團の目的は、四國が平等に協力して、民國の經濟的發展に必要な借款に應ずる事とし、列國が從來民國に於て獲得し現に活用されつゝある借款はそのまゝ存続させて置くが、未活用の借款や借款の優先權は、凡て之れを新借款團へ譲り渡してもらはうといふのである。支那の經濟的發展に助力するといふ事が、新借款團の根本の趣意であると謂はれて居る。其の發展を遂ぐるには、支那に於ける列國の勢力範圍といふものが妨害となるわけであるから、新借款團は、當然この勢力範圍の撤廢に付ても盡力する事となるのであらう。

今この新借款團成立の由來を略述して置く必要がある。初めに、米國から、一九一八年（大正七年）十月八日を以て、日英佛三國へ新借款團組織を提議し、一九一九年（大正八年）五月巴里に於て四國銀行團代表者會議が開かれ、一九二〇年（大正九年）十月十五日ニューヨーク會議に於て、借款團規約が協定され、同年十一月二十日を以て四國政府から公表されるに至つたのである。これより先き、一九一三年（大正二年）に、英佛獨米日露の六國が民國政府への借款に應ずる協議が起つて來たが、米國は民國の内政に干渉するやうな恐れある借款に加はる事はできないといふ理由で脱退したからして、他の五國の銀行團が、同年四月二十六日を以て袁世凱との間に二億五千萬圓ほどの借款契約を結んだ。その五國銀行團は、民國への政治的經濟的の一切の借款を獨占する意味の協約を決めたのであるが、英國の提議に由つて、政治借款は各國協同の事とし經濟借款は各國の自由に任かせるといふ事に變更された。ところが、其の翌年歐洲大戰が起つて、借款團は勢ひ活動を中止する事となり、獨露二國は自然取り除けられるといふ始末で、借款團の影は愈々薄らいで來たのである。そこへ一九一八年（大正七年）になつて、曩に脱退した米國の方から、新に借款團組織の件を日英佛三國へ申し込んて來たのである。その真底の動機は、支那に於ける我が日本の勢力發展を掣肘する事であると察せられるが、其の提議の趣旨は、列國協調といふ氣受けの良い主張を振りかざして居たのであり、又眞に列國協調の主義に立つことができれば、民國の爲めにも列國の爲めにも幸福な結果を生む筈であるか

ら、我が國もそれに應じて、新借款團成立に参加したのである。

新借款團は、列國の從來の借款優先権を自分の方へ譲つてもらはうとするのであるから、英米佛諸國が從來鐵道・電信・烟酒・軍器などに付て獲得した優先権は、凡て之れを新借款團へ提供すべき筈である。我が國とても同様で、山東・滿蒙の鐵道借款優先権、その他電信・銀行・軍事などに關する借款の優先権を提供する事になるわけである。現に我が國は、滿蒙鐵道の中の洮南熱河線及びその線の一地點から海港へ至る一線に關する借款優先権を新借款團へ提供し、更に後のワシントン會議に於て、大正四年日支條約の中の滿蒙鐵道投資優先権、並に滿蒙の課税を擔保とする借款の優先権、及び山東鐵道延長借款をば、凡て新借款團へ提供するといふ事を聲明した。然るに、初め新借款團の問題が起つた際に、我が國は、滿蒙だけには新借款團の投資を拒絶したといふので議論が喧ましくなつた事がある。然かしその滿蒙除外といふ事は、滿蒙に於ける我が國の既得権を保留したいと謂つたのであつて、滿蒙をば全く我が物として新借款團に手を着けさせないと言つて頑張つたのでは無い。米國銀行團委員長ラモント Lamont が我が國へ來て協議の末、彼我の意志が疏通し、南滿洲鐵道及びその現在支線、並に附帶鑛山は言ふまでも無く、吉林會寧線・鄭家屯洮南線・長春洮南線・開原海龍線・吉林長春線・新民府奉天線・四平街鄭家屯線は、凡て新借款團の共同範圍外とすることに決着したのである。

一九二三年（大正十二年）五月巴里に於て開かれた新借款團會議も、對支方針について聲明書を公にし「新借款團は、支那の國民的信用を立てさせる事に助力するのを目的とし、決して支那の内政に干渉しようとはしない。支那の政局が安定するのを待つて新借款團の活動を起す筈であるが、鐵道借款を包含する經濟借款は、必ずしも支那政局の安定を待たなければならぬ」と謂ふのではない」といふ意味を發表した。

新借款團が、眞に能く一致して、民國の安定に害があるやうな借款を差控へるならば、民國の軍閥連に對して間接に打撃を加へる事ができる。然かし、民國目下の財政的破綻を見捨て、置けないといふので借款に應じようとするれば、投資側の利益を保全する必要上、その借款の用途を監督し、又確實な擔保を手に入れて置かなければならない。それを押し進めると、民國財政國際管理といふ事になるかも知れない。

今後、列國の支那に對する注意が次第に深刻となり、對支經濟的活動が眞面目の度を加へて來るに従つて、對支借款についての列國協調といふ事に、幾多の故障が起つて來るだらうと察せられる。最近の無線電信問題などは、その適例と見る可きものである。この問題は、大正七年二月二十一日、三井物産會社が支那政府の海軍部と無線電信局建設についての借契契約を結んだ事に絡まつて居る。そ

の借款は、建設費五十三萬六千二百ポンドで、年利八分とし、三十ヶ年に年賦で償還するといふ事になり、其の附屬契約として、支那政府は右三十年間は、支那全土の無線電信建設の獨占權を三井物産會社へ附與したのである。ところが、大正十年一月になつて、支那政府の交通部は、米國フェデラルFederal 電信會社と無線電信建設借款契約を結び、北京上海廣東ハルビンに無線電信局を設ける事になつた。我が政府は此の米支間の契約が前の、日支間の契約（三十年間獨占）に牴觸する件について支那政府に抗議を申し込み又一方に米國政府の反省を促す事になつた。支那政府も立場に窮して、一寸逃れの曖昧な態度を取つたのみならず、華府會議が開かれても、是の爭議は手を着けられなかつたが爲めに其の後も日米支三國間に是の問題の蟠まりができて困難を増して來たのである。三井側では、借款契約に由つて、北京附近の雙橋無線電信局建設に従事し、フェデラル會社も、大正十一年十一月から上海無線電信局建設の實行に着手するといふ有様で、大正十二年三月、又もや我が政府は北京政府へ抗議を呈し、次で駐支米國公使へも交渉を試み、獨占を止めて合同しても宜しいといふまでに話を進めたが、米國側は斷然それを拒絶して了つたから、是の問題は極めて厄介な縛れを生じたわけである。我が國としては、列國協調の趣意を守つて行かうとしても、米國がそれに應じないといふのは、四國新借款團を提議して列國協調を唱道した米國としては不思議な行動であると思はれる。四國新借

款團の前途が何うなるか判らないが、列國の對支經濟的發展が、今後實力主義に由つて活氣を帯びて來るといふ事は疑なき所であり、經濟的發展ばかりで無く、列國の對支政治的活動も、同じく實力主義に本づいて深刻な性質を帯びて來るに相違ないであらう。要するに、米國の主唱に由つて成立した新借款團が、將來如何に支那の經濟發展と國力充實とに貢獻するであらうかは、今のところ未知數である。

第二十九章 華府會議と支那

會議の目的及び四國條約 支那が目まぐるしい程の混亂を重ねつゝある間に、支那を含めた極東亞細亞の諸問題に關する國際會議が開かれた。一九二一年(大正十年)一月十二日から翌年二月六日に至る華府(ワシントン)會議が即ち其れである。この會議に於て、支那に關する重大なる決議が發表されたが、決議そのものよりも、支那の國情が其の決議と實施に堪へ得るや否やと云ふ事が極めて肝要な問題となつて來たのである。

英米二國の合意から生まれ出た華府會議の主要なる目的は、太平洋と支那とに關する問題についての日米關係の纏れを解き、それに伴つて、英米親好に妨げある日英同盟を廢める爲めに、日英米間に何等かの諒解を成立させようと云ふのであつた。この目的からして、支那に關する問題が討議されたのである。

會議の間に、一九二一年十二月十三日を以て、日英米佛四國條約といふものが調印され、同時に日英同盟は廢棄される事となつた。日英同盟は露國の脅威に對抗する爲めに結ばれたもので、露國の脅威が認められなくなつた今日となつては無意義であるのみならず、第三日英同盟の如きは、轉じて米國を目標とするやうな嫌があるので、米國に於ては日英同盟を忌む事甚だしく、英國も米國に對する氣兼ねからして、日英同盟を廢めたい下心があつた。そこで、之れを廢めて、別に日英米三國の協定を作らうと云ふ事になり、佛國を加へて四國條約が成立したのである。其の要領は(一)締約國は太平洋方面に於ける各自の島嶼たる屬地及び領地に關する權利を尊重すること(二)右の權利が締約國以外の國から侵されたる時には、締約國は其の處置について隔意なく互に交渉すること(三)本條約は實施の時から十ヶ年有効であるが、期間滿了後、締約國の中から其れを廢めたいといふ申出の無い限りは續いて有効とすること(四)一九一一年七月十三日の日英同盟協約を廢棄することと云ふのである。四國條約は太平洋方面に利害を有する諸國の關係(殊に日米關係)を滑らかにするのを主要なる目的として居るが、米國全權ルット Root の提出した對支四原則(一九二二年十一月二十一日決議)といふものも、支那に利害關係を有する諸國の協調といふことを目的としたものである。

ルット四原則 ルットの四原則は次の四ヶ條である。(一)支那の主權獨立、及び領土的並に行政的保全を尊重すること(二)支那が有力にして且つ基礎鞏固なる政府を完成する爲め、支那に對して十分の機會を與ふること(三)支那全土に亘る各國民の商工業上に於ける機會均等主義を有効ならしむること(四)友好諸國の臣民・市民の權利を傷つくる恐れある特種又は特種利益を、現下支那の事態に乘じ

て獲得しないこと、並に右友好諸國の安全に有害な行動を許さないこと。以上の四ヶ條の中で(一)行政的保全を尊重するといふのは、支那の政治に干渉を加へないと云ふ意味になるから之れを(二)と併せて考へれば、支那自身をして國內の秩序を正さしめようと謂ふのであり、其れに對して諸外國から必要なる援助を與へようと云ふ意味である。(四)は諸外國の或る者が支那に對して單獨自恣の行動をしないやうにといふ希望であり、支那目下の動搖を利用して利權を攫むやうな行爲を戒めたものである。ルート四原則は、原則として毫も非難すべきもので無いが、列國協調の精神が徹底しなければ、其の實現は極めて困難である、主張者たる米國は率先して協調の眞義を守らなければなるまい。

對支決議案 右の原則に本づいて、支那は早速具體的要求を提出したが、討議の末左の通り決定された。

(一)關稅改正 支那關稅は、一八四三年以來、輸出入稅共に從價五分となつて居たが、一九〇二年に輸入稅を現實の物價に對する五分とし、便宜上一八九七・一八九八・一八九九の三年の輸入品物價の平均價格を取つて、從量五分に換算することとなつた。(一九〇二年九月、英國は輸入稅を一割二分五厘、輸出稅を七分五厘に引上げる事に同意する代りに英國商品に對する釐金稅を廢止せしめんと云ふ契約、即ち所謂マツケイ *Mackay* 條約を結んだが、列國の同意を得なかつた爲めに實施され

なかつた。)その後、物價變動に伴つて輸入稅は實際に於て從價五分よりも低減されて居る有様となつたので、一九一七年支那が對獨戰爭に参加する事となつた時に、支那の豫てよりの要求を容れて、現實從價五分に改めようと云ふ事になつた。この方針に本づいた改訂稅率は、一九一二年乃至一九一六年の五年間輸入品價格を標準として算出したもので、一九一八年十二月上海に於ける列國委員會に於て議定され、一九一九年八月から實施された。然るに支那は、財政困難を救ふ爲めに、關稅を一割二分五厘に引上げたいといふ希望を華府會議に提出し、又關稅をば支那自身の手で決定するやうにしたいと云ふ希望を附け加へた。そこで評議の末、一九二二年二月六日次のやうな決定がきたのである。

即ち輸出入稅率を目下實際の物價に對する從價五分に引上げること、將來支那が釐金稅を全廢する事となるまでの便法として、有稅品に對して二分五厘の附加稅を課するに付ての準備をなすこと、云ふのである。右の從價五分引上げの計算は、一九二一年十月から一九二二年三月まで六箇月間の上海市價を標準として算出する事となり、一九二三年一月十七日から實施された。

(二)治外法權撤廢 支那に於ける治外法權は、一八四三年英支通商條約に始まつて、一八四四年米支通商條約、次では一八五八年英支天津條約などに規定されたものである。北清事變以後、支那は司

法制度を改良する事を用ひて居たが、華府會議に於て支那から治外法權撤廢を要求し、一九二一年十二月一日の會議に於て、原則として之れを承認することゝなつた。

(三)租借地還附 支那に於ける租借地としては、英國は威海衛(一八九八年七月租借、期限は露國が旅順を手離さない間)九龍(香港對岸、九龍の市街は一八六〇年英國へ割讓、九龍半島は一八九八年六月租借期限九十九年)を有つて居り、佛國は廣州灣(一八九九年十一月租借期限九十九年)を有つて居り、日本は關東州(日露戰役の結果として一九〇五年即明治三十八年十二月日本は露國の關東州租借地を移權租借する事となり大正四年五月日支條約に據つて露國租借の一八九九年から數へて九十九年間を期限とすることゝなつた)の外に、大正三年十一月七日以來獨逸の舊膠州灣租地を管理して居る。華府會議に於て、日本は膠州灣を支那へ還附することゝなり、英國は威海衛を、佛國は膠州灣を還附す可き事を承諾したのである。

(四)在支外國郵便局撤廢 一八四二年英支南京條約に於て、在支英人間の通信自由が規定されてから、一八六〇年以來、諸外國は支那の默認を得て郵便局を設置するやうになつたのである。華府會議に於て、支那は在支外國郵便局撤廢を要求し、一九二二年二月一日を以て可決され、一九二三年一月一日から撤廢實施といふ事になつた。但し日本は、南滿洲鐵道沿線及び關東州に於ける日本郵便局

を除外するといふ條件附きである。

(五)在支外國軍隊撤廢 外國軍隊は北清事變の後から支那に駐屯することになつたのであるが、華府會議に於て、支那は撤廢(支那の承諾を経たるものゝ外)を要求したのである。一九二二年二月五日右の要求は認可され、我が國は滿洲を除外して山東と漢口から撤兵する事を聲明し、現に今日までに實行された。その他の地方の外國軍隊は、支那の希望に由り又事情之れを許すに方つて撤退すべしと云ふ事に決着した、畢竟原則として撤退を承認したのである。

(六)在支外國無線電信局 華府會議に於て、支那委員の言明する所に據ると、支那の承認を得ないで設置された諸外國の無線電信局は、日本十一ヶ所、佛國四ヶ所、英國二ヶ所、米國五ヶ所である。其れを速に撤廢してもらいたいと云ふのである。評議の末、一九二二年二月一日の決議に由り、在支外國無線電信局の中、從來支那から默認されて居たものは公報通信に限つて使用を許され、支那の許可なき電信局は或時機に於て支那へ買取るやうにすると云ふ事に決着した。

九國條約 華府會議の終に方つて、支那に關する列國の申合せを規定した九國條約(極東條約)といふものが成立した(一九二二年二月六日)。九國條約は、先づルト四原則を掲げ締約國はこの原則に違背する行爲を敢てしないと云ふ意味で、左の諸項について約定を結んだのである。

- (一) 締約國(北米合衆國・白耳義・英國・支那・佛國・伊太利・日本・和蘭・葡萄牙)は四原則に違背するやうな條約又は協商を結ばないこと。
- (二) 支那の中立を尊重すること。支那の參加しない將來の戰爭に於て、締約國(支那以外)は支那の中立國たる權利を完全に尊重し、支那も中立國たる義務を守るといふのである。
- (三) 支那の門戶開放或は機會均等主義を一層有効に適用すること。締約國は支那に於ける經濟的發展の爲めに一般的優越權を設定するやうな事を避け、又企業の獨占權優先權を要求しない事にすること云ふのである。別に支那委員は、自國の經濟的資源を開放すること云ふ意味を聲明した。
- (四) 締約國は、今後支那に於て勢力範圍を設けないこと、並に排他的意義を含む計畫を立てないこと。
- (五) 支那政府は、支那に於ける全鐵道を通じて、何事にも不公平の差別待遇を設けないこと。
- (六) 九國條約に参加して居ない國々を勧誘して本條約に賛成させること。
- 會議と日本　我が日本は、大正四年日支條約の條項の中(一)第五項の希望條件を取消すこと(二)滿洲及び東部内蒙古に於ける支那鐵道敷設に付いて日本が借款優先權を握ると云ふ約束を取消すこと(三)支那が南滿洲及び東部内蒙古に於ける各種課税を擔保として外國借款を起す場合には日本資本家がその優先權を有つといふ約束を取消すことを聲明した。支那は、大正四年日支條約全部の取消を要求したのであるが、是れは目的を達する事ができなかつた。

それよりも、日支關係に付いて重大なる意義を有つものは、山東問題の解決である。華府會議が開かれてから、英米二國の斡旋に由つて山東に關する日支交渉は、一九二一年十二月一日に開かれ、一九二二年一月三十一日を以て圓滿に解決され、二月四日調印を了つたのである。山東鐵道及び附屬財産は、支那から國庫證券を以て十五年間に日本へ賠償する事とし、未償還の間、日本人一名を運輸主任、又一名を會計主任とする事となつた。山東鐵道の延長線たる濟南順德線及び高密徐州線は、四國借款團の共同事業として提供され、山東鐵道沿線の鑛山(淄川・坊子・金嶺鎮)は支那政府の特許に依つて設立せらる可き會社のものとなり、日本からは是の會社へ出資することができる筈である。舊膠州灣租借地は、全部外國貿易の爲めに開放されることとなつた。そこで支那では、王正廷を山東善後事宜督辦として山東の善後處分に付いて日本との交渉に當らしめ、又山東の張店・坊子・高密・濰縣・淄川・博山・周村・青州の八都市を開放する事を宣言した。山東善後處分に付ての日支交渉は、大正十一年十二月五日を以て終了し、細目協定が成立した。山東鐵道財産の價格は、日本金四千萬圓、公有財産補償金及び製鹽業補償金は日本金一千六百萬圓と算定された、是れより後、支那は山東の治安を保

つ事に付いて重大なる責任を有たなければならぬ事となつたのである。

既に九國條約が結ばれて支那の開戸開放・機會均等・優先權獨占非認などが決定されたのであるが、我が日本も之に賛同する同時に、我が國は他の列國と異つて支那に接近する上から特種の關係を有つて居る事を宣明して、其れが承認されたのである。租借地・軍隊駐屯・郵便局・鐵道・關稅などに付て取決めの中に、我が日本の或る程度の特種關係が認められて居る。四國借款團規約の中にも、我が國と滿蒙との特種關係が認定されて居る事は前に述べた通りである。さうすると、前に大正六年十一月二日日米間に成立した石井 Lansing 協約は存續の必要が無くなつたわけである。この協約は、日米關係の險惡に關して流布された風説を否定し、且つ我が國が支那に於て特殊の利益を有つことを米國が承認するといふ意味のものであつた。其の精神は華府會議に於て認定され、従つて右協約は不要となつたのみならず、是の協約は九國條約に牴觸するかの如く誤解される恐れがある。由つて日米交渉を遂げて、大正十二年四月十四日を以て石井 Lansing 協約は廢棄されることとなつたのである。

なほ山東問題が解決されたに付ては、我が國は山東還附に由つて支那から補償金を受ける筈である。その一部(約二十四十萬圓)と團匪事件賠償金の殘額とを併せて之れを對支文化事業に宛てることゝふ事になつた。團匪事件賠償金は、明治三十四年九月に議定され、我が國は四千八百九十五萬三千八百九十九圓餘を割當てられたのであつた、大正六年十一月までに元利四百七十七萬七千五百餘圓を受取り、是の時から五年間支拂延期となり、大正十一年末から再び右賠償金の殘額の支拂を受けることゝなつたのである。

第三十章 民國十三年以後の政局

第二奉直交戦 華府會議に於て、支那は意外の成功を収めたが、其の成功と共に、支那の統一と治安とを完ふす可き責任が重くなつて來た。その責任を果さなくては、華府會議の對支決議案も無意味のものとなつて了うわけである。ところが、民國十一年には奉直交戦が起り、直隸系が全盛を占め、民國十二年には、直隸系の頭領曹錕が大總統となつて、直隸系の鼻息が荒くなつたのに對して、反對の諸派は、機會を窺つて直隸系に一ト泡吹かせようと圖つて居たので、依然として暗雲低迷の姿であり、治安統一などは思ひもよらぬ有様で、民國十三年に入つたのである。

民國十三年となつて、動亂の雲が險しく流れ初めた。浙江省に據つて直隸系を敵視して居た盧永祥は、上海を勢力地とする件について、江蘇督辦齊燮元と争を起し、九月上旬、蘇浙交戦が開かれ、盧氏は戦ひ不利に陥つて、日本へ脱走する事となつた。この交戦に方つて、奉天の張作霖は、盧氏を援助する手筈が後れたが、九月中旬、遂に直隸系に對つて戦を開き、茲に第二奉直交戦となり、山海關方面に於て、兩軍の激戦が始まつたのである。

然るに、直隸軍總司令吳佩孚の命に由つて北京の東北熱河方面に出動せる馮玉祥は、豫てより吳氏と仲悪しかつた上に、直隸系の有力者王承斌・胡景翼と通謀して、俄に北京へ乗り込んで、十月二十三日、之れを占領し、その率ゐる軍を國民軍と名づけて、吳佩孚の背後を脅かした。これが爲めに、直隸軍は大に動搖を來たして、戦況不利に陥り、奉天軍の奮進を支えかね、吳佩孚は船に由つて遠く揚子江方面に逃れるといふほどの敗北を招いた。後に吳氏は、湖南省の岳州に落ち着いて今後の形勢を窺ふ事となつた。

十一月一日、曹錕は大總統を辭任する事となり、五日には、馮玉祥の命に由つて、清の宣統帝は、大清皇帝といふ尊號を奪はれて一平民となり、宮城から逐ひ出されて了つた。大清皇帝といふ者が、たとへ名義上だけでも存在して居ては（本講三六四頁参照）、復辟運動などが起つて厄介であるからといふ理由で、右のやうな處置を決行したのだと謂はれて居るが、果して其れだけの理由に過ぎないか如何か、馮氏の眞意は不明である。

執政政府と段祺瑞 第二奉直交戦の後始末を如何するかの問題について、段祺瑞張作霖馮玉祥の三人が天津に會合した結果、段祺瑞が臨時執政となる事に決して、十一月二十四日、北京に於て段氏の執政就任式が行はれ、臨時執政政府が組織され、北京の外交團も之れを承認する事となつた。そこで、今後の政局を整理する方針について、廣東の孫文を招いて相談する事となり、孫文も或る抱負を懐い

て北上を承諾した。十二月四日、孫文は天津に到着したが、病に罹つて十分に段氏と意見を打合はせる事ができず、後に病を推して北京へ入り、自分の抱負を陳べたところが段氏の考ふる所と一致せず、その中に病が重くなつて、民國十四年三月十二日を以て北京に歿したのは、惜む可き事であつた。

段氏は、時局の安定を圖る爲めに、民國十四年二月一日から善後會議を開き、四月二十一日を以て閉會した。この會議に於て、(一)軍政を整理する爲めと、(二)財政を整理する爲めと、の二ツの特別委員會を設ける事を議決し、併せて(三)國民代表會議を開いて新に憲法を制定する準備に着手するといふ事をも決定した。孫文は、初めから國民代表會議を開き、その會議に於て政治の方針を定めよといふ意見を有つて居たので、軍閥官僚を集めた善後會議といふものに強く反對したのであるが、遂に容れられず、國民代表會議は、善後處分の手段の一ツとして用ひられたに過ぎない。そこで孫文を中心とする國民黨の一部のものは、初めから段氏の執政政府に對して反感を懷き後に馮玉祥と相結んで段氏を苦るしめるやうになつたのである。

今度の執政政府は、其れが新設された民國十三年の干支に因んで甲子革命と呼ばれる一大改革を執行する意氣込みを懷いて居た。即ち、支那共和國の成立した最初の革命(即ち辛亥革命)を繼續して、民國の政治組織を根本から一新するといふ企圖を懷いて居た。従つて、曹錕の發布した民國十二年の憲法を廢棄し、曹錕在職當時の國會を否認するわけである。善後會議は、是の一大改革を實行する方針を執行する爲めに催されたものである。然る處、國民黨の一部の者が、早くも段氏に反感を有つて來たのみならず、執政政府を支持すべき張作霖と馮玉祥の間に不和が現はれて來た。張・馮二氏が聯合して吳佩孚を驅逐して後、張氏を中心とする奉天系の勢力は直隸山東の二省から、遠く南へ江蘇省へも蔓つて來た。即ち李景林は直隸督理、張宗昌は山東督理、楊宇霆は江蘇督理として、何れも奉天系に屬して居り、楊氏は、上海を自分の勢力地として確保する用意を怠らなかつた。これに對して、馮玉祥を首領とする國民軍系は、河南省から北へ北京地方を経て內蒙古に及ぶ方面を勢力地とし、陝西・甘肅の二省をもその勢力地に含まれるものと認めて居た。民國十四年一月、馮氏は西北邊防督辦の職に就いて、蒙古方面を經營する事となり、根據を張家口に置いて、西北支那に強固な地盤を築き上げつゝ、あつたのである。殊に馮氏は、勞農露國の援助を求め、又廣東國民黨の一部の者とも聯絡して居たから、張作霖に取つては侮り難き對手であつた。加ふるに段祺瑞の下に集まつた舊安福俱樂部系の政客たちが、馮氏と相結んで張氏の勢力を北京政府から驅逐する策略を廻らすやうになつたので、張馮即ち奉國兩系の關係がやゝもすれば惡化し易くなつて來たのは、段氏に取つて不幸であつた。

と謂はなければならぬ。

特別關稅會議 右様の不安の色が漂ひつゝあつたにも係らず、執政政府は、華府會議の決議案に本づき、支那の關稅改定に關する特別會議を開く準備に着手した。是の決議案は、華府會議に列した佛國が永らく其の批准を濟まसानかつた爲めに、實施の効力を生ずるに至らなかつたのである。民國十四年四月、佛國が右の批准を濟ませたので、彼の決議案實施の効力を生ずる事となり、そこで、執政政府は、財政整理の手段として、先づ關稅改定を實行する目的を以て特別會議を開かういふ旨を關係列國に申込んだ。列國は之れを承認して、民國十四年十月二十六日から、北京に於てその會議を催す事となつた。この會議は、現に今日(民國十五年五月)まで引き續いて居る。

この會議の目的は、關稅稅率の改定を支那の自由に任せてもらうか、又は從來の稅率を引き上げてその利益に由つて、支那の莫大な外債の始末をつけ、併せて支那財政一般の整理をつけようといふのである。支那の政局が、不安の中に動搖しつゝあるに係らず、關係列國が特別關稅會議の開催を承諾したといふのは、支那を助けて其の治安を早からしめようといふ好意に出でたものと謂はなければならぬ。然るに、この會議の開始される少し前に方つて、又もや動亂の火の手が揚がつて來たといふのはかへすくも支那の爲めに惜む可き事である。

東南舉兵並に奉國兩系の反目 特別關稅會議が成功したならば執政政府の基礎が固まり、之れを支持する奉天系國民軍系の勢力も強くなるわけであると見たので、執政政府に反感を懷く直隸系は、この會議を妨害して政府の立場を困難ならしめようといふ陰謀を廻らすに至つたのである。

會議が開催されようとする少し前十月中旬、浙江督辦孫傳芳は、江西督辦方本仁・福建督辦周蔭人と聯絡して、先づ上海に駐在せる奉天軍の暴狀を懲らすといふ名義で江蘇省へ侵入する事となつた。湖南省岳州に蟄居して居た吳佩孚も之れに應じて起ち、十月二十一日、武昌に來て、湖北督理蕭耀南と談合して、現在の政府を倒して曹錕を大總統に復へらせる爲めといふ名義で軍を集めた。孫傳芳も吳佩孚も、敵として眼ざしたのは張作霖であり、馮玉祥を味方へ引き入れようと考えた。然かし、馮氏は、目下の處強いて張氏に敵對するのを不利として、一時的ながらも、十一月十五日、張氏と和解する約束を結んだので、孫・吳二氏の目算は外れて了つたわけである。實は孫傳芳は、必ずしも、吳佩孚と行動を共にする考へでは無く、江蘇督理楊宇霆を逐ひ拂つて南京を占領する事に成功して後は、江蘇方面に於て獨立の一勢力を樹てようといふ方針を執つて來た。浙江、江蘇、江西、安徽、福建(所謂東南五省)を含めた一勢力圏を作るといふ方針を立て、來たのである。

一方に於て、奉天軍は南京を逐はれて北へ徐州方面に退き、孫傳芳の北進を防ぐ事に力を注いで居

たところ、十一月下旬に至つて重大な内訌が突發して、張作霖は窮地に立つ事となつた。即ち奉天軍の一部を率ゐて山海關内に駐在して居た郭松齡が、張氏に叛いて奉天を指して反撃を始めたといふ事件である。郭氏の行動は、馮玉祥へ内通した結果であり、彼れはみづから其の率ゐた一軍を東北國民軍と名づけ、十一月二十四日、山海關を占領し、十二月上旬には、東北に進んで奉天を指して進撃するといふ勢で、さすがの張作霖をして狼狽を極めさせた。郭氏の一舉に由つて、馮玉祥と張作霖の間に蟠まつた從來の反目が曝露されたのであり、馮・張二氏の間には結ばれた和解の約束は、全く空文となつて了つたのである。段氏の左右に蔓つた舊安福俱樂部系の政客たちが、張作霖を疎外して、馮・張二人の仲を割かうとした陰險な策略が加はつて、張・馮即ち奉國兩系は相容るゝ能はざる敵として睨み合ふに至つたのである。

右やうの内訌が起つた爲めに、直隸に在つた李景林の奉天軍と山東に在つた張宗昌の奉天軍とは、滿洲方面と懸け隔てられ、相助けて、馮氏の國民軍に抗敵しなければならなくなつた。その際奉天系の策士たちは、吳佩孚に聯絡を求めて國民軍に對抗するといふ策略を立て、吳氏へ軍資を供給する約束を結んだと謂はれて居る。何れ程の程度に吳佩孚と張作霖の聯絡が結ばれたかは不明であるが、今迄永い間の仇同士であつた吳と張とが、たとへ一時的にしても相結ぶに至つたといふのは相互に利用

し合ふといふ魂膽から出たものであつて、彼等軍閥連の醜態を曝らすものと謂はなければならない。現に、張宗昌は、吳派の靳雲鶚と共同して行動する事となり、靳軍は、馮派たる河南督辦岳維峻を攻め、吳佩孚も武昌から北上して、國民軍を討つといふ事になつて來た。而して奉天軍と吳佩孚軍とは勞農露國の後援を仰ぐ國民軍の赤化を阻止する爲めに協力するといふ名義を立てた。馮氏と露國の關係は、次章に述べるが、十一月二十八日から三日間に亘つて、國民黨の一部の者が、馮氏に勸めて親露政府を建てさせようとして、北京に暴動を起した事件なども、吳張兩氏に取つて赤賊討伐といふ口實を握らせるものであつた。

滿洲方面では、郭松齡軍は勢銳く張作霖軍を壓迫して行つたが、滿鐵沿線に立ち入つて戦つてはならないといふ日本からの警告、次で其の禁戦地域を擴張する通告に接したために、専ら遼河方面に於て決戦を求めなければならなくなり、其の中に彈藥の缺乏と給養の不足に苦るしめられ、遂に戦敗れて、十二月二十四日、郭氏は吳俊陞の騎兵團に捕へられて殺されて了つた。我が日本が滿鐵附屬地警備のために出兵したのは、郭氏敗歿から九日前のことである。

北京天津方面に於ては、李景林軍は、十二月八日以來國民軍と戦を交え、遂に大敗して、二十五日天津は國民軍の手に占領された。その勢に乗じて、馮玉祥は更に一段の活躍を試るであらうと想はれ

たのが、案外にも、翌民國十五年一月四日、彼等は西北邊防督辦の職を辭して、海外へ遊ぶといふ決心を公表した。その決心を定めた動機は、主として國民軍内部の不和を憂ひ、且つ赤化の件で各方面の反感を招いた事に氣を腐らせた爲めであり、一時姿を潜めて他日の機會を窺はうと考へたのである。馮氏は、その後露國に入り、近頃獨逸に赴いたと謂はれて居るが、復び支那に歸來する節には、又何事をか畫策するであらうと察せられる。

北京に於ける段祺瑞は、舊安福系の政客たちに誤られて張作霖と相隔たり、次で國民軍並に之れと合同せる國民黨のために壓迫されて、勢力を墮して來たところへ、今又馮玉祥も職を去つて國民軍の團結に決裂を生じ、北京の政局頗る動搖して來た。その頃、吳佩孚は既に北伐の策を定め、民國十五年二月二日馮玉祥を討つといふ宣言を發し、先づ河南に攻め入り、李景林・張宗昌は之れに策應して天津を奪回する方針を定めた。

張作霖は、滿洲の内政を整理する事に全力を注ぐ考へで、民國十五年一月二十五日、みづから東三省自治保安總司令兼軍務總統官と號し、専ら滿洲の自治を圖つて、山海關以南へ手を出さないといふ決心を發表した。然るに、部下の中には、吳佩孚の北上に相應して、此の際國民軍を掃蕩する必要ありといふ積極的方針を主張する者があり、張氏も遂に之れを容れて、前の郭松齡の部下たる魏益三の軍を驅逐するのを手始めとして、二月下旬、復び天津方面へ出兵する事となつた。

かうなると、國民軍は、南方からは吳佩孚に迫られ、東方からは李景林・張宗昌に攻められ、同方面には張作霖直屬の奉天軍も參加する事となり、今迄中立であつた山西督辦閻錫山も吳・張に加盟するといふ有様で、次第に不安の状態に陥つて來た。のみならず、三月十二日、白河河口に於て、奉天側の軍艦を援助するものと邪推して日本軍艦を砲撃した事から、諸外國との間に困難な外交問題を惹き起して、益々苦境に陥つて來た。そこで、天津方面の國軍民の司令官たる鹿鐘麟は、三月二十日、天津を放棄して、北京へ退却するに決した。馮玉祥が去つて後、國民軍は確乎たる中心を失ひ、張之江（西北邊防督辦となる）と鹿鐘麟と李銘鐘との三將が寄り合つて勢力挽回を圖つて居たのであり、就中、鹿氏が最も活躍して材幹を顯はして居た。

執政政府瓦解と善後策 國民軍は勢力挽回の一策として、先づ奉天軍へ妥協を申込んで見たが受け附けられず、次に吳佩孚へ妥協を試みて、これも失敗に了つた。そこで鹿鐘麟は、段祺瑞を監禁して前大總統曹錕を引き起し、吳佩孚を歡ばせて之れを北京に迎へようといふ窮策を思ひ立ち、四月九日夜、段氏を捕へようとして、取り逃がし、段氏は公使館區域へ避難した。この行動は、吳氏を始めとして各方面から批難され、且つ奉天軍が北京間近く攻め寄せて來たので、鹿氏は、王士珍等の組織し